東松島市一般廃棄物処理基本計画（案）

（令和９年度～令和１８年度版）

令和９年３月

東松島市

目　　次

第１章　計画の基本事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　（１）計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　（２）計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　（３）計画目標年次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　（４）計画対象地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　（５）市の位置及び地勢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　（６）人口及び世帯数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

　２　関連法令及び関連計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　（１）廃棄物処理関連法令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　（２）廃棄物処理関連計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第２章　ごみ処理基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　１　ごみ処理の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　（１）ごみ処理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　（２）ごみ量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　（３）中間処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　（４）最終処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　（５）ごみ処理経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

　２　現状の評価と課題の抽出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
　（１）現状の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
　（２）課題の抽出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

　３　計画処理量の予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
　（１）ごみ排出量及び処理量推計　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
　（２）人口予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
　（３）ごみ排出量の予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
　（４）ごみ処理量の予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　53

　４　減量化、資源化及び最終処分の目標及び見通し　・・・・・・・・・・・・・　55
　（１）減量化、資源化及び最終処分の目標設定　・・・・・・・・・・・・・・・　55
　（２）目標設定後の計画ごみ排出量並びに処理及び処分量の見通し　・・・　58

　５　計画の推進と進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
　（１）基本理念と基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　59
　（２）排出抑制及び再資源化計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62
　（３）収集運搬計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
　（４）中間処理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
　（５）最終処分計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　64
　（６）減量化及び資源化重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65
　（７）災害廃棄物の処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68
　（８）ごみ処理基本計画の評価と見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68

第３章　生活排水処理基本計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69
１　生活排水処理の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69
（１）生活排水処理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69
（２）生活排水処理形態別人口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
（３）生活排水の処理主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
（４）生活排水処理施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

２　し尿及び汚泥の収集処理等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　74
（１）し尿及び浄化槽汚泥の収集区域の範囲及び体制　・・・・・・・・・・　74
（２）し尿及び浄化槽汚泥の搬入量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　74
（３）し尿処理施設の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75

３　現状の評価と課題の抽出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　77
（１）現状の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　77
（２）課題の抽出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　78

４　計画の推進と進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　79
（１）生活排水処理の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　79
（２）数値目標の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　79
（３）宮城県生活排水処理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80
（４）生活排水処理基本計画の評価と見直し　・・・・・・・・・・・・・・・　80

５　計画処理量の予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81
（１）生活排水処理人口及び処理量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・　81
（２）生活排水処理に係る施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86

資料編
資料編１　計画ごみ排出量予測結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
資料編２　用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90

第１章　計画の基本事項

１　計画策定の趣旨

（１）計画策定の背景

これまでの社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の枯渇、地球温暖化、海洋プラスチックごみ等の様々な環境問題を引き起こしています。国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を推進してきました。

また、平成 27 年９月に持続可能な開発目標（SDGs）が国連で採択されたことを機に、国内外の社会経済の動きが持続可能性の追求に向けて大きく舵を切る中、海洋プラスチックごみ対策や食品ロスの削減等、新たな取組を推進する国の方向性が示されました。

宮城県では、令和３年３月に宮城県循環型社会形成推進計画（第３期）を策定し、廃棄物の発生抑制をはじめ、資源循環型社会への施策を展開しています。

東松島市（以下「本市」という。）では、平成 19 年３月に一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成１９年度から平成２８年度まで）を策定し、循環型社会の形成を基本理念に平成１９年度から廃食用油の拠点回収、平成２０年度から容器包装プラスチックの分別回収を開始する等、循環型社会の形成に取り組み、その成果を上げてきましたが、平成 23 年３月に発生した東日本大震災により、市民の多くが被災し生活基盤及び社会基盤の多くが一変したことから、それまで進展してきた廃棄物処理及び循環資源の3R（発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）の取組が大きく後退しました。

その後、平成２９年３月に一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成２９年度から令和８年度まで）を策定し、環境にやさしい資源が循環するまちの実現に向け、3R を推進するとともに、令和５年 10 月からは全てのプラスチック製品の資源回収を開始しました。

さらに、令和８年には民間事業者との連携による粗大ごみのリユース事業を開始するとともに、飲料事業者とボトルｔｏボトルリサイクルに関する協定を締結するなど、新たな資源循環の取組を進めています。

本市では、令和８年１月に策定した東松島市第３次総合計画に掲げる「快適で美しい自然環境の形成と保全」の実現に向け、国及び宮城県の関連計画並びに本市の現状と課題を踏まえ、東松島市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和９年度から令和 18 年度まで。以下「本計画」という。）を策定します。

「民間事業者との連携による粗大ごみのリユース事業」とは、

鳴瀬一般廃棄物最終処分場に持ち込まれた粗大ごみのうち、再使用可能なものを民間事業者が運営する地域情報サイトに掲載し、必要とする市民に譲渡する取組です。本市が有する粗大ごみの回収機能と民間事業者が有する市民を結び付ける情報発信力を組み合わせることにより、粗大ごみの減量及びリユースの促進を図ります。

全国で 276 自治体が協定を締結しており、宮城県内では２例目です。（令和８年２月現在）

「飲料事業者とボトル to ボトルリサイクルに関する協定」とは、

本市が資源ごみとして回収したペットボトルを原料として新たなペットボトルに再生し、飲料事業者が飲料容器として使用する資源循環の取組です。この取組を通じて、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、

平成 27 年（2015 年）９月の国連サミットで採用された「Sustainable Development Goals」の略称です。令和 12 年（2030 年）までに達成すべき国際目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

本市は、平成 30 年（2018 年）６月 15 日に全国 29 自治体の一つとして、東日本大震災の被災３県（岩手県、宮城県、福島県）では、唯一、国から「SDGs 未来都市」に選定されました。

SDGs の 17 のゴール（目標）の内容は次のとおりです。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力を発揮できるようにする



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさも守ろう

森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16 平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための連携を活性化する



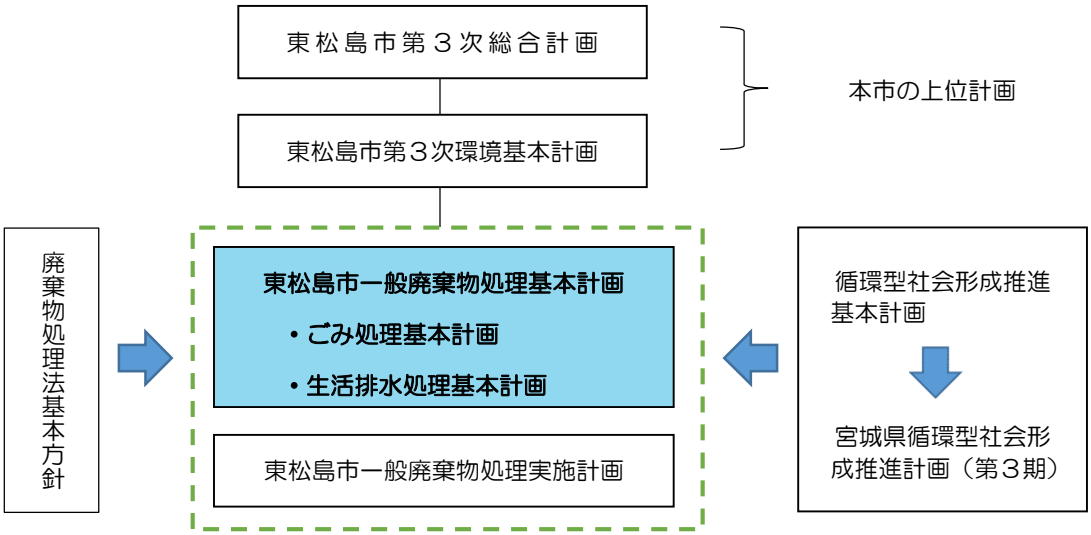


（2）計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項では、「市町村は、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

本計画は、同項に基づく一般廃棄物処理計画のうち、長期的かつ総合的な視点から基本方針を定める一般廃棄物処理基本計画として策定するものです。また、国及び宮城県の関連計画並びに東松島市第３次総合計画及び東松島市第３次環境基本計画との整合を図ります。

【計画の位置付け】



（3）計画目標年次

本計画は、令和９年度を初年度、令和 18 年度を目標年度とする 10 年間の計画です。なお、ごみ処理事業を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね５年後を目途に中間見直しを行います。

また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直します。

（4）計画対象地域

本計画の対象地域は、東松島市全域とします。

（5）市の位置及び地勢

本市は、旧矢本町と旧鳴瀬町が平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に合併して誕生しました。

県都仙台市の北東約 30km に位置し、東は石巻市、西は松島町、北は美里町に接し、南は太平洋に面しています。市域面積は 101.27km^2 で、東部には肥沃な田園が広がり、中央部には桜の名所である「滝山」を中心とした丘陵地があります。また、西部では一級河川の鳴瀬川と吉田川が太平洋に注ぎ、南西部には日本三景の一つである「特別名勝松島」を有するなど、変化に富んだ美しい自然景観に恵まれています。

本市の交通アクセスは、ＪＲ仙石線、三陸自動車道及び国道 45 号が市内を通っており、仙台市から本市まで約 40 分でのアクセスが可能です。

【本市の位置】



資料：東松島市観光パンフレット

（６）人口及び世帯数

本市の過去５年間（令和３年度～令和７年度）の人口及び世帯数の推移を示します。令和７年度の人口は 37,499 人、世帯数は 16,803 世帯です。

５年間で、人口は 1,893 人減少し、世帯数は 395 世帯増加しており、人口が減少する一方で世帯数は増加し、１世帯当たりの人員は減少しています。

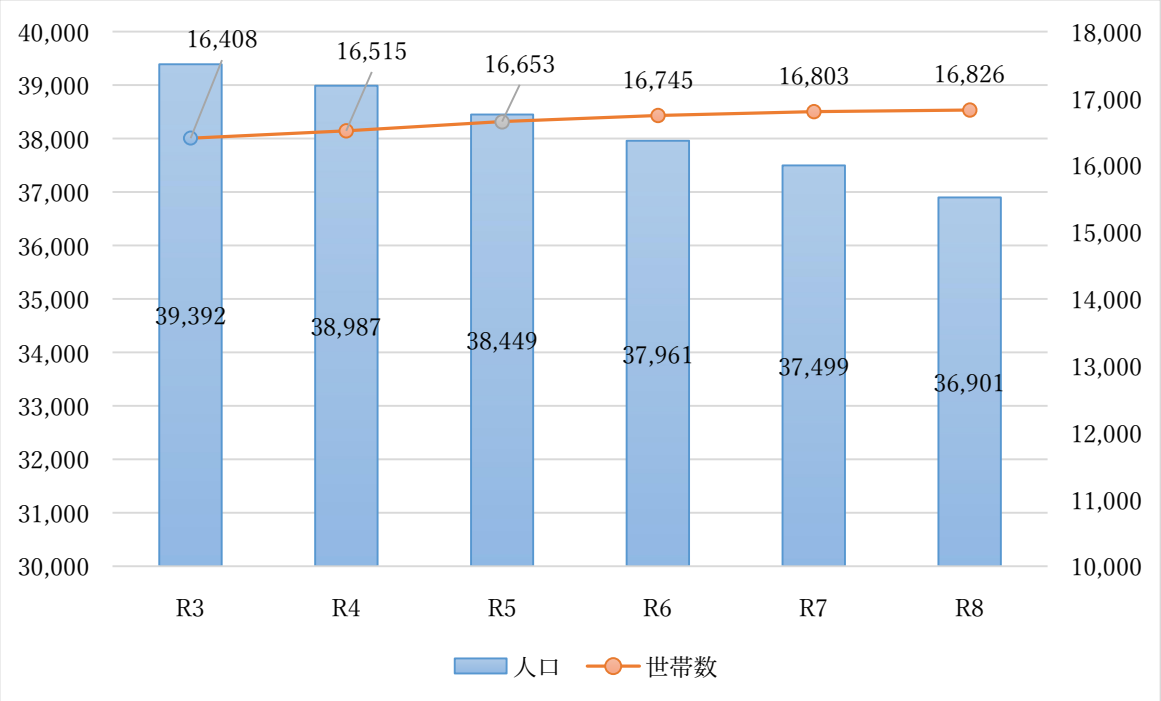
【最近の人口及び世帯数の推移】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人口（人）	39,392	38,987	38,449	37,961	37,499	36,901
世帯数（世帯）	16,408	16,515	16,653	16,745	16,803	16,826
世帯数当たり人口（人）	2.40	2.36	2.31	2.27	2.23	2.19

資料：東松島市住民基本台帳（各年１０月１日現在）

【最近の人口及び世帯数の推移】

（単位：人、世帯）



２　関連法令及び関連計画

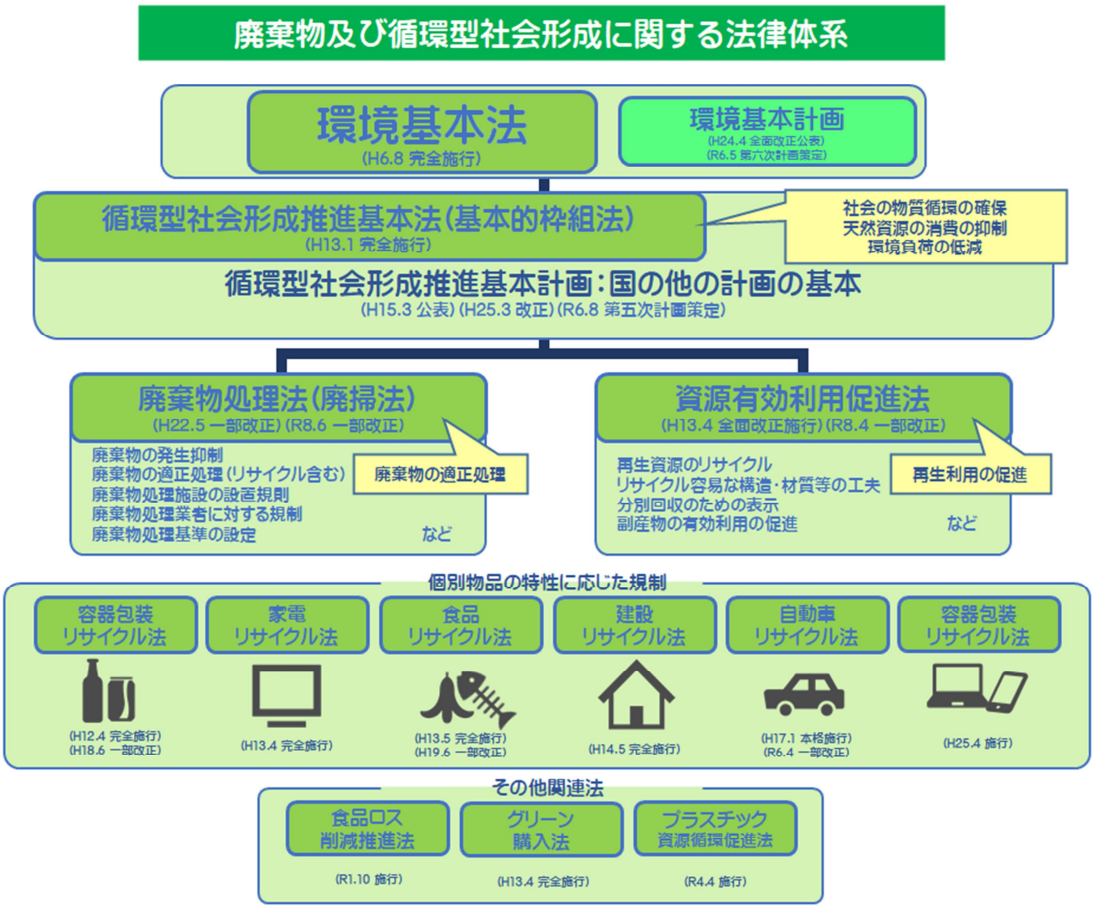
（１）廃棄物処理関連法令

環境基本法（平成５年法律第 91 号）及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の大枠のもと、一般的な仕組みを廃棄物処理法と資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号。以下「資源有効利用促進法」という。）で定めています。さらに、分野ごとに法律が整備されています。

ごみの処理及びリサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）などが挙げられます。それぞれの法律の関係は、以下のとおりです。

平成 25 年には使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成２４年法律第５７号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行され、使用済みの小型電子機器等から金属等を回収し再資源化を促進する仕組みが定められました。

【廃棄物の処理及びリサイクルに関する法律の関係】



（2）廃棄物処理関連計画

宮城県では、環境に関する諸問題に適切に対応し、循環型社会の形成を一層進めるため、これまでの廃棄物処理計画としての位置付けに加え、循環型社会形成推進基本法に基づく宮城県循環型社会形成推進計画を策定しています。

令和３年３月には第３期の宮城県循環型社会形成推進計画が策定され、令和７年度から令和８年度にかけて中間見直しが行われ、県内における廃棄物処理及び資源循環の方向性を示すものとして、以下のような目標が掲げられています。

【宮城県循環型社会形成推進計画における現状と目標値の比較】

		平成 30 年度 実　績　値	第２期計画 目　標　値 （令和２年度）	将来予測 （令和 12 年度）	第３期計画 目　標　値 （令和 12 年度）
１人１日当たりのごみ排出量		982g/人・日	930g/人・日	898g/人・日	885g/人・日
内訳	生活系ごみ	678g/人・日	645g/人・日	638g/人・日	625g/人・日
	事業系ごみ	304g/人・日	285g/人・日	260g/人・日	260g/人・日
リサイクル率		25.5%	30.0%	23.6%	30.0%以上
最 終 処 分 率		11.6%	12.0%	11.3%	10.5%以下

資料：宮城県「宮城県循環型社会形成推進計画（第３期）改定版」

第２章　ごみ処理基本計画

１　ごみ処理の現状

（１）ごみ処理の状況

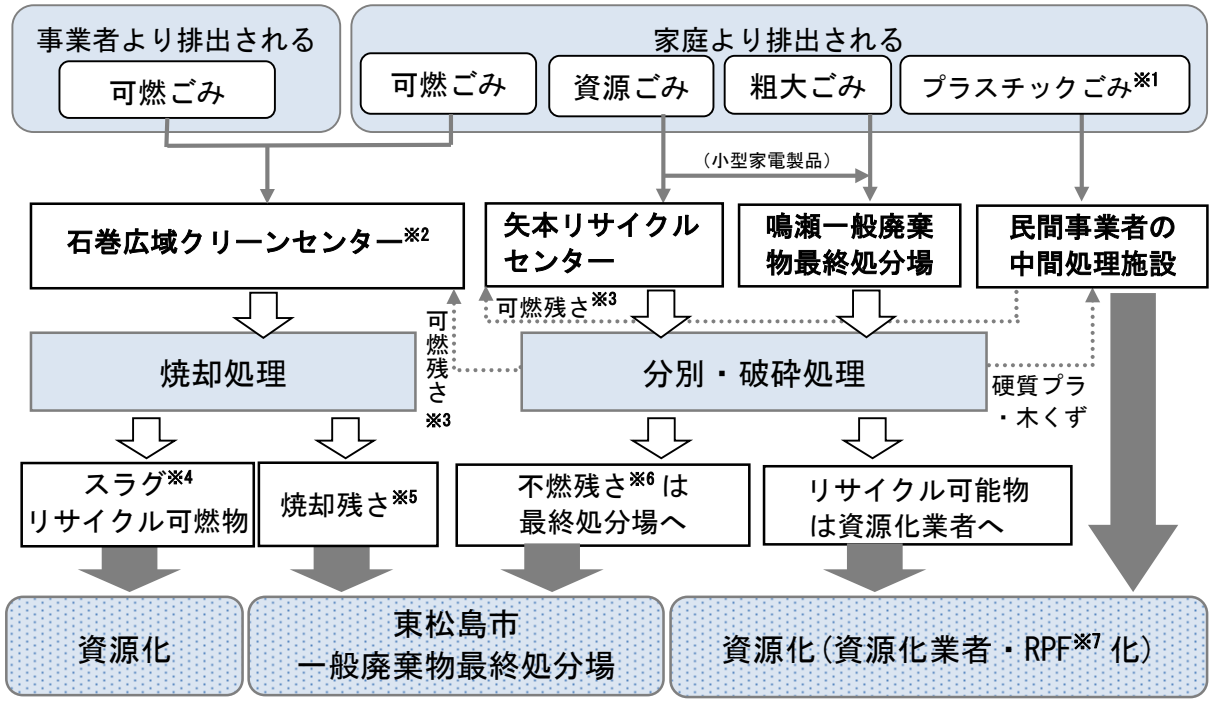
１）ごみ処理の基本的な流れ

本市では、家庭から「可燃ごみ」、「プラスチックごみ」、「資源ごみ」及び「粗大ごみ」が排出され、事業者からは主に「可燃ごみ」が排出されています。

これらのごみは、各処理施設で焼却、選別、破砕、圧縮等の中間処理を行い、可能なものを資源化しています。

中間処理後、リサイクル可能な物は、資源化業者へ引き渡し、焼却残さ及び不燃残さは東松島市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

【ごみ処理の基本的な流れ】



※1　プラスチックごみは、民間業者で中間処理を行い資源化しています。
※2　石巻広域クリーンセンターは石巻地区広域行政事務組合で運営しており、石巻広域圏２市１町（石巻市、東松島市、女川町）の可燃ごみを受け入れています。
※3　可燃残さとは、資源ごみ等を分別・破砕した際に「焼却処理するごみ（リサイクル及び埋立処分に適さないごみ）」と分別されたごみを指します。
※4　スラグとは、ごみを燃やした際に発生した灰が溶融・冷却され、固化されたものを指します。
※5　焼却残さとは、飛灰、清掃灰及び流動床の砂を指します。
※6　不燃残さとは、資源ごみ等を分別・破砕した際に「埋立するごみ（リサイクル及び焼却処分に適さないごみ）」と分別されたごみを指します。
※7　RPF とは、Refuse Paper & Plastic Fuel の略称で、廃プラスチック類等を原料として製造される固形燃料を指します。

2）ごみの排出及び処理状況

① ごみの分別区分

ごみは、可燃ごみ、プラスチックごみ、資源ごみ及び粗大ごみの４区分に大別しています。資源ごみは、９品目に区分しており、排出区分は全体で 12 区分です。

【ごみの分別区分及び排出方法】

		内　容	排出形態	排出場所
可燃ごみ		紙、木くず、生ごみ等	指定袋	ごみ集積所（リサイクルステーション）
プラスチックごみ		プラスチック製ボトル類、ポリ袋・包装類、カップ・パック類、トレイ・発泡スチロール類、プラスチック製品等	指定袋	
資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル類	収集用ネット	
	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙	ひもで縛る	
	空き缶	飲食用アルミ缶、スチール缶	コンテナボックス	
	生きびん	ビールびんや一升びんなど洗浄して再利用できるびん	コンテナボックス	
	使い捨てびん	ジュースや飲食用のびんで茶色、無色透明、その他の色に分ける	コンテナボックス	
	衣類・布類	衣類、布類	ひもで縛る	
	ガラス・陶磁器類	ガラス製品、陶磁器類	コンテナボックス	
	不燃ごみ	なべ等の金属類、スプレー缶、使い捨てライター、小型家電製品等	コンテナボックス	
	有害ごみ	蛍光管、水銀体温計、乾電池、小型充電式電池	コンテナボックス	
粗大ごみ		家具類、電化製品等 １辺の長さが 40cm を超えるもの	戸別収集又は直接搬入 （鳴瀬一般廃棄物最終処分場）	

資料：東松島市市民生活部市民生活課

② 収集運搬体制

収集回数は、排出区分に応じて回数を定めており、可燃ごみが週２回、プラスチックごみが週１回、資源ごみが週１回であり、業務を委託しています。粗大ごみは、申込みによる戸別収集と鳴瀬一般廃棄物最終処分場に直接持ち込む方法があります。

③ 搬出及び搬入に関する料金設定

ア ごみ処理有料化

ごみの有料化については、平成 17 年度から粗大ごみを対象として実施しており、品目に応じて 500 円から 2,000 円までの粗大ごみ処理券を購入して貼付し、排出することにしています。

イ　直接搬入時の処理手数料

家庭系の可燃ごみを石巻広域クリーンセンターへ直接搬入する場合は、10kg 当たり 100 円の処理手数料を石巻地区広域行政事務組合で徴収しています。

粗大ごみを市の鳴瀬一般廃棄物最終処分場に直接搬入する場合は、10kg まで 100 円、10kg を超える場合は、10kg 増すごとに 100 円を加算して処理手数料を徴収しています。

（2）ごみ量

1）ごみ排出量

令和 7 年度のごみ排出量は 11,771t で、このうち家庭系ごみは 9,065t、事業系ごみは 2,706t でした。種類別では、可燃ごみが 9,622t、資源ごみが 1,426t、粗大ごみが 518t、集団資源回収量が 156t、直接埋立ごみが 49t であり、可燃ごみがごみ排出量の 81.7%を占めています。

また、排出源別の構成比は、家庭系ごみが 77.0%、事業系ごみが 23.0%でした。

【ごみ排出量の推移】

（単位：人、t/年）

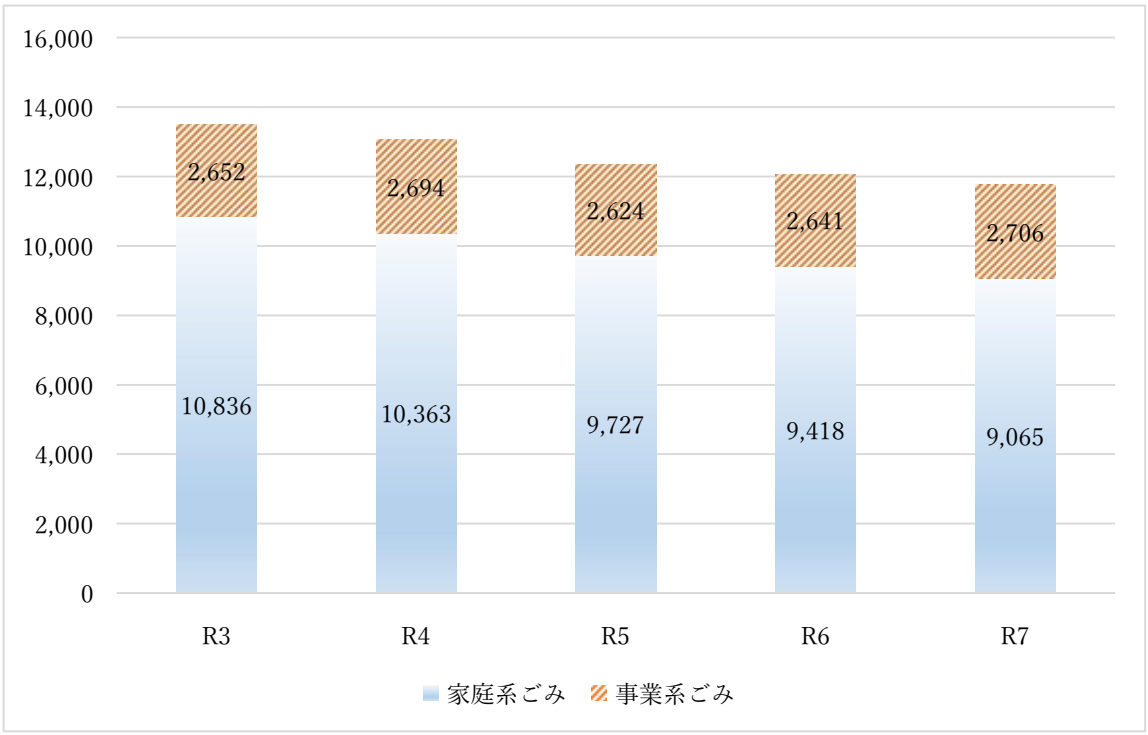
	R3	R4	R5	R6	R7
人口（10 月 1 日現在）	39,392	38,987	38,449	37,961	37,499
家庭系ごみ　①	10,836	10,363	9,727	9,418	9,065
集団資源回収	218	222	191	170	156
可燃ごみ	8,270	7,950	7,470	7,267	6,999
資源ごみ	1,742	1,636	1,497	1,471	1,407
粗大ごみ	544	483	478	467	454
直接埋立ごみ	62	72	91	43	49
事業系ごみ　②	2,652	2,694	2,624	2,641	2,706
可燃ごみ	2,563	2,575	2,508	2,530	2,623
資源ごみ	38	22	23	22	19
粗大ごみ	51	97	93	89	64
合　計　①+②	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771
集団資源回収	218	222	191	170	156
可燃ごみ	10,833	10,525	9,978	9,797	9,622
資源ごみ	1,780	1,658	1,520	1,493	1,426
粗大ごみ	595	580	571	556	518
直接埋立ごみ	62	72	91	43	49
ごみ排出量（発生源別）比率（%）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
家庭系ごみ	80.34	79.37	78.75	78.10	77.01
事業系ごみ	19.66	20.63	21.25	21.90	22.99
ごみ排出量（種類別）比率（%）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
集団資源回収量	1.62	1.70	1.55	1.41	1.33
可燃ごみ	80.32	80.61	80.79	81.24	81.74
資源ごみ	13.20	12.70	12.31	12.38	12.11
粗大ごみ	4.41	4.44	4.62	4.61	4.40
直接埋立ごみ	0.46	0.55	0.74	0.36	0.42

※　表示数値未満を四捨五入していることから、内訳と合計が一致しない場合があります。

資料：東松島市市民生活部市民生活課

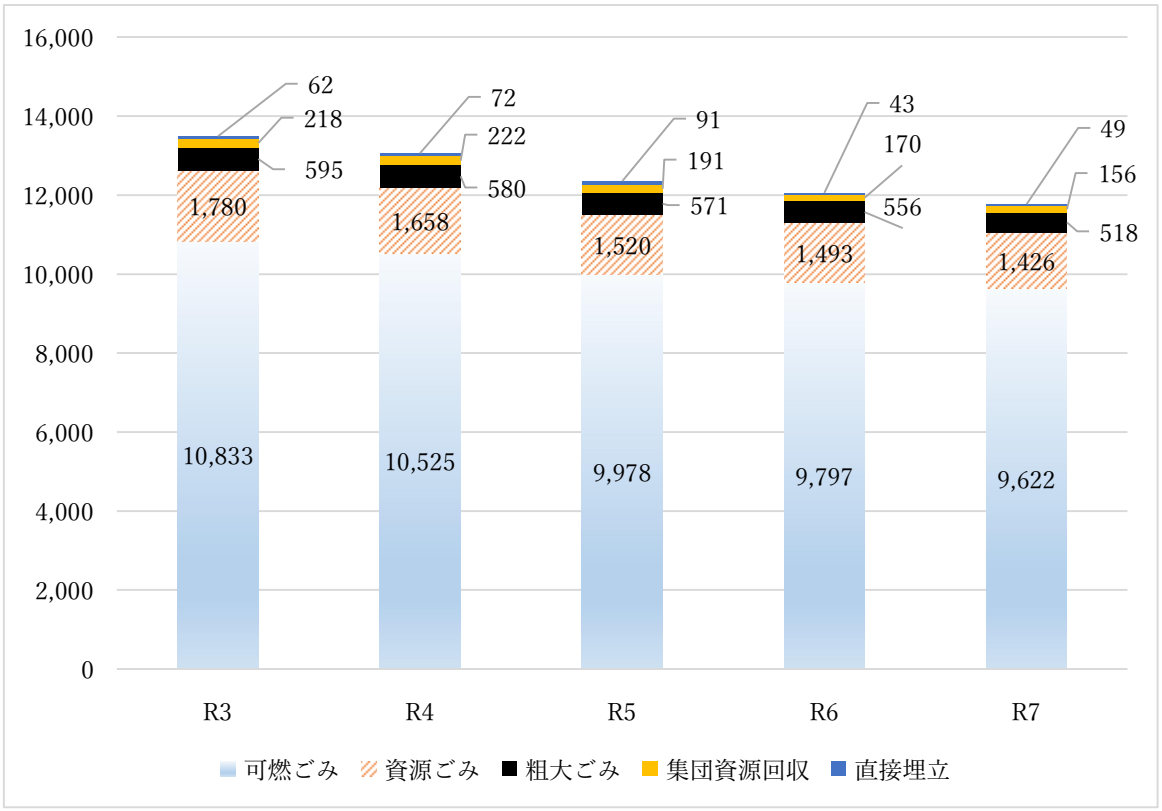
【ごみ排出量（発生源別）】

（単位：t）



【ごみ排出量（種類別）】

（単位：t）



2）集団資源回収（廃品回収）及び助成事業

地区自治会、子ども会等の地域団体により、紙類、金属類、びん類等の集団資源回収が行われています。

本市では、地域団体による資源ごみの回収（廃品回収）が行われた場合、回収実績に応じて、1kg 当たり３円（びん類は１本当たり 0.5kg として計算）の奨励金を交付しています。対象品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、空き缶及び空きびんです。

【集団資源回収量の推移】

（単位：t）

		R3	R4	R5	R6	R7
紙　類	新聞紙	88	89	75	64	59
	雑誌	40	44	35	29	28
	段ボール	72	72	66	64	58
	計	200	205	176	157	145
金属類	アルミ缶	8	8	7	6	5
	スチール缶	3	4	3	2	2
	鉄くず	2	2	1	1	1
	計	13	14	11	9	8
びん類		2	1	1	1	1
その他		3	2	3	3	2
合　計		218	222	191	170	156

資料：東松島市市民生活部市民生活課

3）１人１日当たりのごみ排出量

家庭系と事業系のごみ年間総排出量を、人口と日数で除した１人１日当たりのごみ排出量は、令和７年度で 860g であり、家庭系ごみが 662g、事業系ごみが 198g でした。

令和５年度の１人１日当たりのごみ排出量は、本市が 857g/人・日、全国平均が 851g/人・日、宮城県平均が 923g/人・日でした。本市は、宮城県平均を 66g/人・日下回った一方、全国平均を 6g/人・日上回りました。

【1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移】

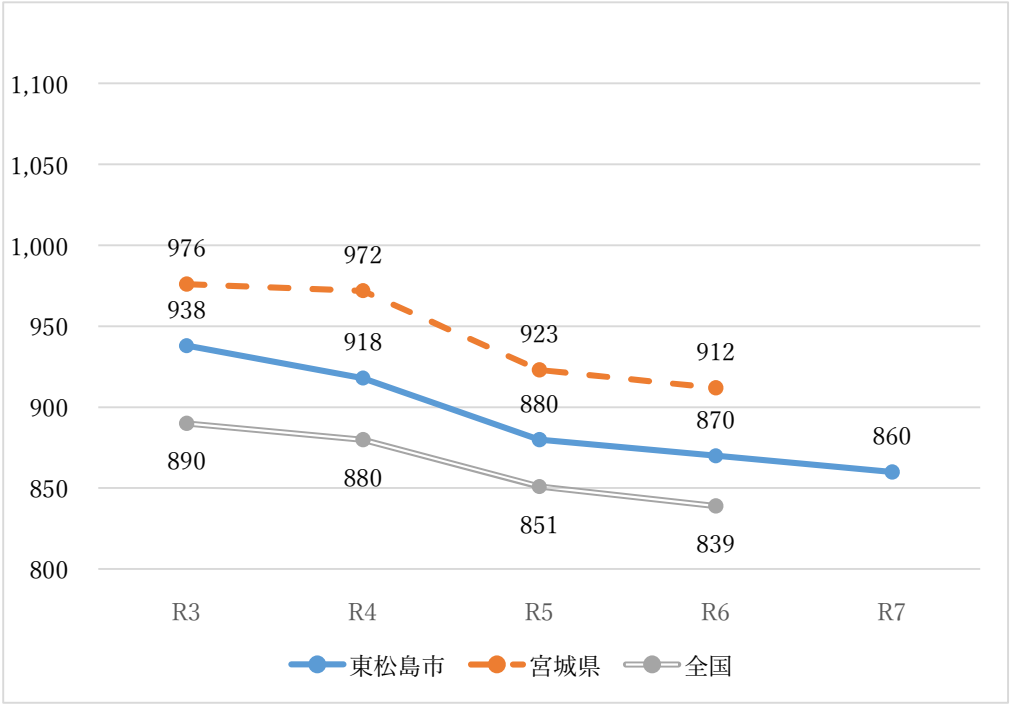
		R3	R4	R5	R6	R7
東松島市	人口　（人）	39,392	38,987	38,449	37,961	37,499
	家庭系ごみ　（ｔ）	10,836	10,363	9,727	9,418	9,065
	事業系ごみ　（ｔ）	2,652	2,694	2,624	2,641	2,706
	総ごみ量　（ｔ）	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771
	家庭系ごみ(g/人・日)	754	728	693	680	662
	事業系ごみ(g/人・日)	184	189	187	191	198
	合計　（g/人・日）	938	918	880	870	860
宮 城 県	家庭系ごみ(g/人・日)	690	680	645	634	
	事業系ごみ(g/人・日)	286	292	278	278	
	合計　（g/人・日）	976	972	923	912	
全　　国	家庭系ごみ(g/人・日)	498	496	475	466	
	事業系ごみ(g/人・日)	392	384	376	373	
	合計　（g/人・日）	890	880	851	839	

※　排出原単位は、端数処理前のごみ量等を用いて区分ごとに算出しているため、家庭系と事業系の表示値の合計が、総ごみ原単位と一致しない場合があります。

資料：環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和６年度実績値）」
宮城県環境白書、東松島市市民生活部市民生活課

【1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移】

（単位：g/人・日）



（3）中間処理

1）ごみ焼却施設

① ごみ焼却施設の概要

本市のごみ焼却施設は、平成 14 年 12 月に竣工した石巻広域クリーンセンターであり、ごみを焼却処理し、焼却残さを埋立処理しています。

石巻広域クリーンセンターは、処理能力 230t/日（115t/日×2 基）の流動床式ガス化溶融炉により可燃ごみを処理し、生成されたスラグを再生資材として資源化しています。

また、同施設は、石巻市及び女川町の可燃ごみの処理も行っています。

【ごみ焼却施設の概要（石巻広域クリーンセンター）】

	内　容
名　称	石巻広域クリーンセンター
所在地	石巻市重吉町 8-20
竣工	平成 14 年（2002 年）12 月
敷地面積	37,922.47m^2
建築面積	6,335.97m^2
延床面積	11,541.93m^2
処理能力	230t/日（115t/日×2 基）
炉形式	流動床式ガス化溶融炉

資料：石巻地区広域行政事務組合

ア　処理実績

令和７年度の焼却処理量は 9,622t であり、過去５年間の推移を見ると減少傾向にあります。

【石巻広域クリーンセンターにおける焼却処理実績の推移（東松島市分）】

（単位：t/年）

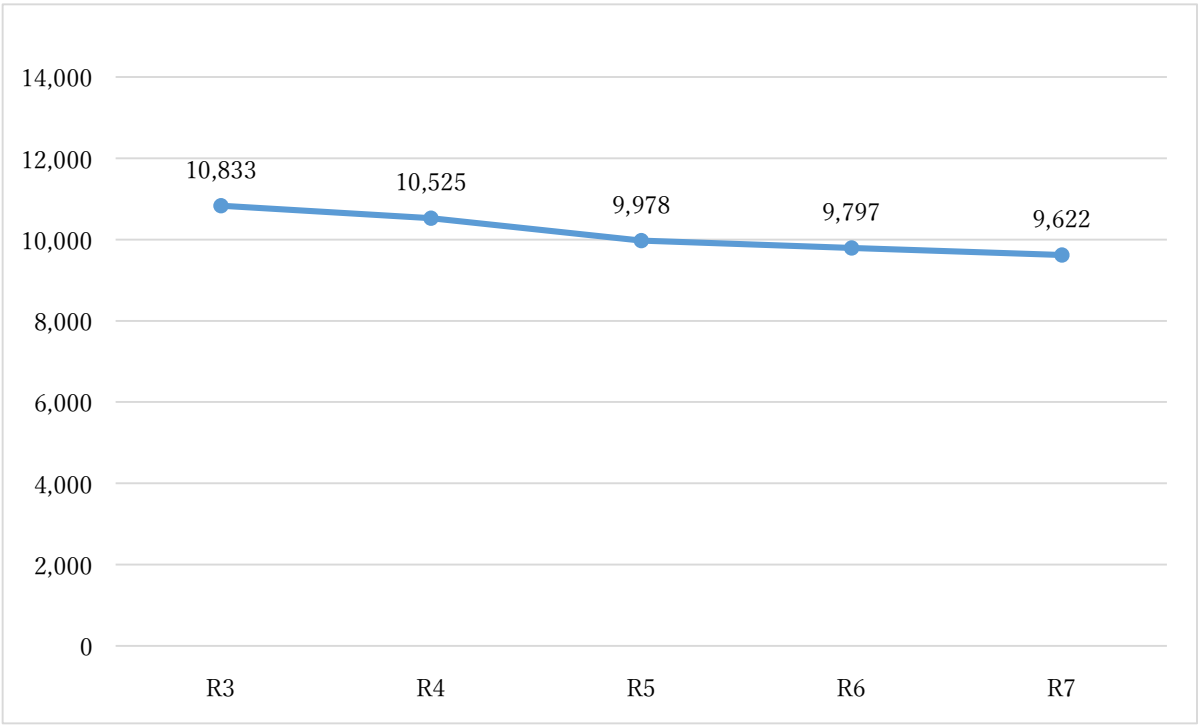
		R3	R4	R5	R6	R7
家庭系可燃物	収集（委託）	7,834	7,629	7,174	6,990	6,750
	家庭系直接搬入	15	13	14	14	10
	家庭系計　①	7,849	7,642	7,188	7,004	6,760
事業系可燃物	許可業者	2,088	2,168	2,108	2,133	2,157
	事業系直接搬入	475	407	400	397	466
	事業系計　②	2,563	2,575	2,508	2,530	2,623
小計（①+②）　③		10,412	10,217	9,696	9,534	9,383
資源化施設等からの可燃物　④		421	308	282	263	239
計（③+④）		10,833	10,525	9,978	9,797	9,622

※　表示数値未満を四捨五入していることから、内訳と合計が一致しない場合があります。

資料：石巻広域クリーンセンター処理年報

【石巻広域クリーンセンターにおける焼却処理実績の推移（東松島市分）】

（単位：t/年）



イ　ごみ質の測定結果

石巻広域クリーンセンターで処理したごみの組成について、令和３年度から令和７年度までの５年間の平均値は、紙・布類が 42.0%と最も高く、次いで合成樹脂類が 25.4%、厨芥類が 17.6%となっています。

また、ごみの三成分分析では、同期間の平均値は、可燃分が 48.6%、水分が 45.2%、灰分が 6.2%となっています。

【ごみの組成】

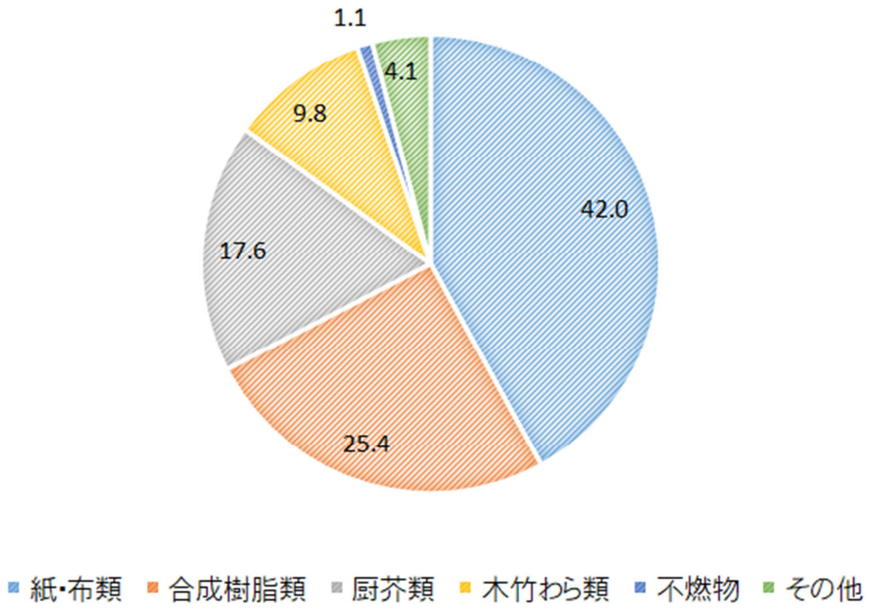
（単位：%）

		R3	R4	R5	R6	R7	平均
ごみの組成	紙・布類	44.0	44.1	44.4	37.8	39.5	42.0
	合成樹脂類	28.8	24.5	23.3	29.4	21.1	25.4
	厨芥類	14.7	15.7	19.4	18.2	20.0	17.6
	木竹わら類	8.7	8.6	6.8	10.3	14.5	9.8
	不燃物	0.7	1.7	0.8	1.1	1.3	1.1
	その他	3.1	5.4	5.3	3.2	3.6	4.1
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
ごみの三成分	可燃分	50.0	50.4	49.8	46.7	46.2	48.6
	水分	41.8	44.3	44.8	47.7	47.5	45.2
	灰分	8.2	5.3	5.4	5.6	6.3	6.2
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：石巻地区広域行政事務組合

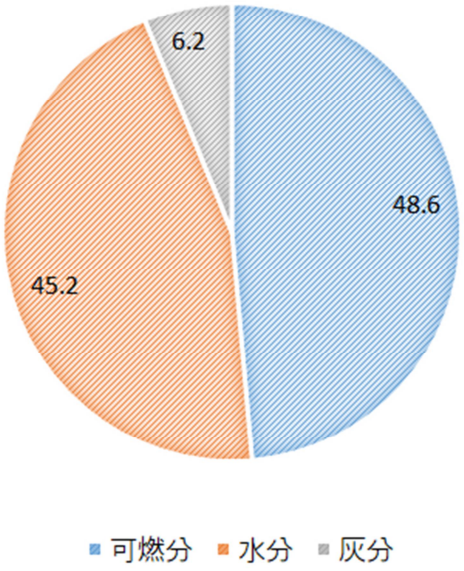
【ごみの組成の推移】

（単位：%）



【ごみの三成分の推移】

（単位：%）



ウ　ダイオキシン類

石巻広域クリーンセンターの過去５年間のダイオキシン類測定結果は、排ガス、飛灰及び脱塩残さのいずれも法律等基準値を下回っています。また、排ガスは、施設基準値も下回っています。

【ダイオキシン類測定結果の推移（石巻広域クリーンセンター）】

		排ガス		飛　灰	脱塩残さ
		１系	２系		
単　　位		ng-tEQ/Nm^3	ng-tEQ/Nm^3	ng-tEQ/g	ng-tEQ/g
法律等基準値		0.1	0.1	3	3
施設基準値		0.01	0.01	－	－
R3	R3.6.30	0.001300	0.000014	0.45	0.0130
	R3.11.17	0.000150	0.000150	0.63	0.2500
R4	R4.6.29	0.000910	0.001100	0.35	0.0170
	R4.11.18	0.001300	0.000250	0.34	0.0420
R5	R5.6.27	0.001100	0.000560	0.31	0.0500
	R5.11.14	0.001400	0.000980	0.50	0.0310
R6	R6.6.25	0.001800	0.007800	1.10	0.0490
	R6.11.13	0.002100	0.001300	0.27	0.0036
R7	R7.6.26	0.002700	0.001100	0.22	0.2000
	R7.11.13	0.001100	0.000730	0.20	0.0460

資料：石巻地区広域行政事務組合

2）リサイクル施設

① 資源物処理施設の概要

本市の資源物等の処理施設には、「資源ごみ」の分別、圧縮等を行う矢本リサイクルセンターと「粗大ごみ」の分別、破砕等を行う鳴瀬一般廃棄物最終処分場があります。選別後に回収された資源物は、資源化事業者へ引き渡し、可燃残さは焼却処理、不燃残さは最終処分場で埋立処分しています。

【資源物処理施設の概要（矢本リサイクルセンター）】

	内　容
名　称	矢本リサイクルセンター
所在地	東松島市大塩字引沢 17-3
竣工	平成７年（1995 年）３月
処理区域	東松島市
処理対象物	ペットボトル、紙類、空き缶、生きびん、使い捨てびん 衣類・布類、不燃ごみ、ガラス・陶磁器類、有害ごみ
敷地面積	13,600m^2
建築面積	147.18m^2
処理能力	缶選別機：1.9t/日 ペットボトル圧縮機：150kg/時間
処理方法	分別、圧縮

資料：東松島市市民生活部市民生活課

【資源物処理施設の概要（鳴瀬一般廃棄物最終処分場）】

	内　容
名　称	鳴瀬一般廃棄物最終処分場
所在地	東松島市小野字中之関地内
竣工	平成４年（1992 年）３月
処理区域	東松島市
処理対象物	粗大ごみ
敷地面積	29,572m^2
処理能力	破砕機：廃木材（木くず）7.52t/時間
処理方法	分別、破砕

資料：東松島市市民生活部市民生活課

②　リサイクル率と資源化物の状況

ア　リサイクル率の推移

本市のリサイクル率は、令和３年度から令和７年度まで、16.2%から 18.3%の範囲で推移しています。令和６年度までは、全国平均を下回っています。

【リサイクル率の推移】

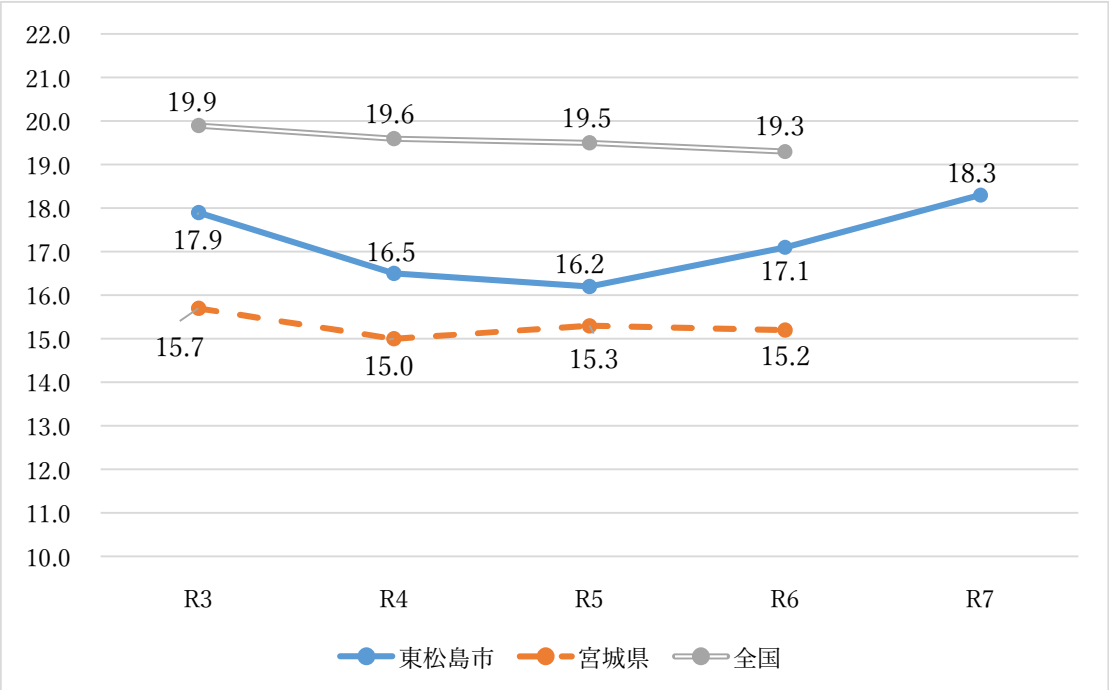
（単位：%）

	R3	R4	R5	R6	R7
東松島市	17.9	16.5	16.2	17.1	18.3
宮城県	15.7	15.0	15.3	15.2	
全国	19.9	19.6	19.5	19.3	

資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」、環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和６年度実績値）」
宮城県「宮城県循環型社会形成推進基本計画（第３期）改定版」
東松島市市民生活部市民生活課

【リサイクル率の推移】

（単位：%）



【リサイクル率の推移の詳細】

		R3	R4	R5	R6	R7
総ごみ量	（t）	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771
資源化	①市施設等　（t）	1,934	1,894	1,726	1,678	1,608
	②石巻広域　（t）	260	36	80	211	388
	③集団資源回収　（t）	218	222	191	170	156
資源化量計	（t）	2,412	2,152	1,997	2,059	2,152
リサイクル率	（%）	17.9	16.5	16.2	17.1	18.3

資料：東松島市市民生活部市民生活課

イ　資源化物の状況

プラスチック類は、定期的に回収し、民間事業者の処理施設で資源化しています。

廃食用油は、市役所庁舎等で拠点回収を行っています。

紙類、金属類、びん類、ペットボトル等は、矢本リサイクルセンターで分別等を行い、資源化しています。

また、粗大ごみに含まれる金属類は、鳴瀬一般廃棄物最終処分場で分別等を行い、資源化しています。

【資源化物の状況】

（単位：t）

	R3	R4	R5	R6	R7
資源化量	2,412	2,152	1,997	2,059	2,152
紙類	758	694	616	596	570
金属類	355	320	302	290	276
びん類	260	289	251	255	244
プラスチック類	161	156	163	168	163
ペットボトル	132	134	129	130	128
布類	111	94	85	83	79
木くず	43	99	84	74	63
ガラス・陶磁器類	107	80	60	60	54
廃食用油	2	2	2	2	2
小型家電製品	3	12	7	7	11
リユース事業	-	-	-	-	1
その他（有害ごみ等）	2	15	25	14	23
焼却処理施設における資源化量（スラグ、金属）	260	36	80	211	388
集団資源回収	218	222	191	170	156

※　リユース事業は、令和３年度から令和６年度まで実績なし。

資料：東松島市市民生活部市民生活課

（4）最終処分

1）最終処分場

① 最終処分場の概要

焼却処理施設から排出された焼却残さ並びに資源ごみ及び粗大ごみの処理に伴い発生した不燃残さ等は、東松島市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

【一般廃棄物最終処分場の概要（東松島市一般廃棄物最終処分場）】

	内　　容
名称	東松島市一般廃棄物最終処分場
所在地	東松島市大塩字旗沢 85-1
竣工	平成 19 年（2007 年）3 月
処理区域	東松島市
処理対象物	焼却残さ、不燃残さ、排出残さ物（汚泥焼却残さ）
全体面積	63,460.5m^2
埋立面積	9,279m^2
埋立容量	38,002m^3
浸出水処理能力	35m^3/日
浸出水処理方式	第 1 凝集沈殿⇒生物処理（脱窒素）⇒第 2 凝集沈殿⇒砂ろ過⇒活性炭吸着⇒消毒⇒放流
計画水質	pH 5.8～8.6、BOD 10mg/L 以下、COD 10mg/L 以下、SS 10mg/L 以下、t-N 10mg/L 以下、Ca^{2+} 100mg/L 以下、ダイオキシン類 10pg-tEQ/L 以下、大腸菌数 800CFU/mL 以下

資料：東松島市市民生活部市民生活課

② 最終処分量と最終処分率

最終処分場への埋立物は、石巻広域クリーンセンター及び石巻広域東部衛生センターで発生した焼却残さ、矢本リサイクルセンター及び鳴瀬一般廃棄物最終処分場における分別、資源化処理で発生した残さ、市民の清掃活動で発生した側溝汚泥等があります。

隔年で搬入される焼却残さについては、搬入があった令和 5 年度及び令和 7 年度の最終処分率が 10%を上回りました。

【最終処分量及び最終処分率の推移】

（単位：t）

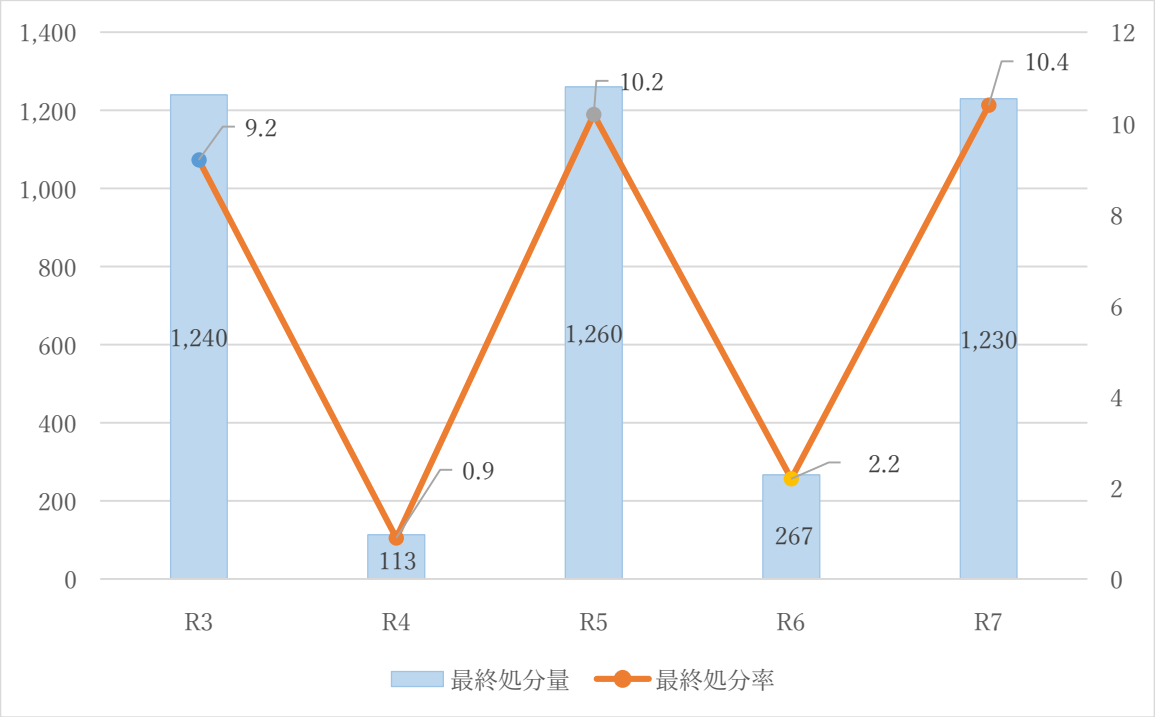
	R3	R4	R5	R6	R7
石巻広域クリーンセンター 焼却残さ量	1,143	0	1,138	151	1,127
石巻広域東部衛生センター 焼却残さ量	5	0	0	0	23
矢本リサイクルセンター 分別残さ量	17	16	17	14	11
鳴瀬一般廃棄物最終処分場 分別残さ量	13	13	14	28	12
直接埋立ごみ量	62	72	91	43	49
その他（火事廃材等）	0	12	0	31	8
埋立量	1,240	113	1,260	267	1,230
最終処分率（%）	9.2	0.9	10.2	2.2	10.4

※　最終処分率＝埋立量÷総ごみ量　※　重さは小数点以下を四捨五入しています。

資料：東松島市市民生活部市民生活課

【最終処分量及び最終処分率の推移】

（単位：t、%）



③　最終処分場残余容量

令和７年度末の残余容量は 17,759m^3、残余率は 46.7%です。今後の使用可能年数は、焼却残さの受入年度や年間埋立量によって変動するため、残余容量及び埋立実績を継続的に把握する必要があります。

新たな最終処分場の建設には、多くの時間と経費を要することから、計画的に検討を進める必要があります。

なお、令和７年度に残余容量が大きく減少した要因は、石巻広域クリーンセンターから焼却残さが搬入されたことによるものです。これは、石巻市、女川町及び本市による「石巻地区広域行政事務組合清掃施設排出残さ物の処分に関する実施協定書」に基づき、各市町が期間を決めて同センターの焼却残さを受け入れていることから、年度により搬入量に差が生じています。

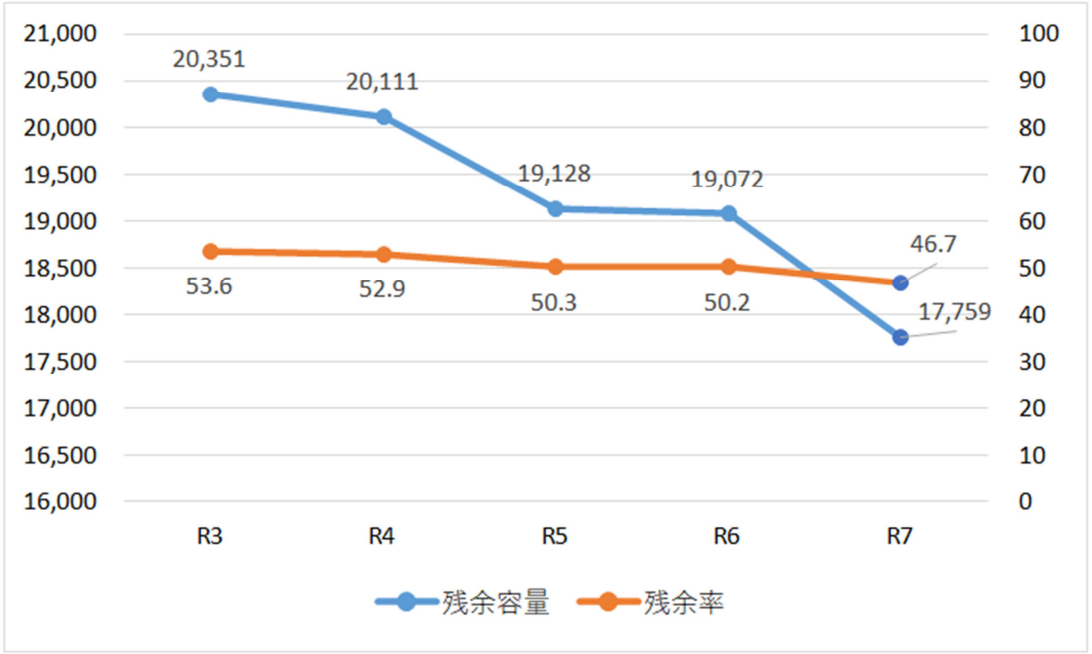
【最終処分場の埋立残余容量】

	R3	R4	R5	R6	R7
残余容量（m^3）	20,351	20,111	19,128	19,072	17,759
残余率（%）	53.6	52.9	50.3	50.2	46.7

資料：東松島市市民生活部市民生活課

【最終処分場の埋立残余容量】

（単位：m^3、%）



（5）ごみ処理経費

令和７年度のごみ処理経費は約５億４千万円であり、１人当たりの処理経費は 14,515 円でした。令和３年度から令和７年度までの５年間のごみ処理経費の推移は、全体として増加しています。

【ごみ処理経費及び１人当たりの処理経費の推移】

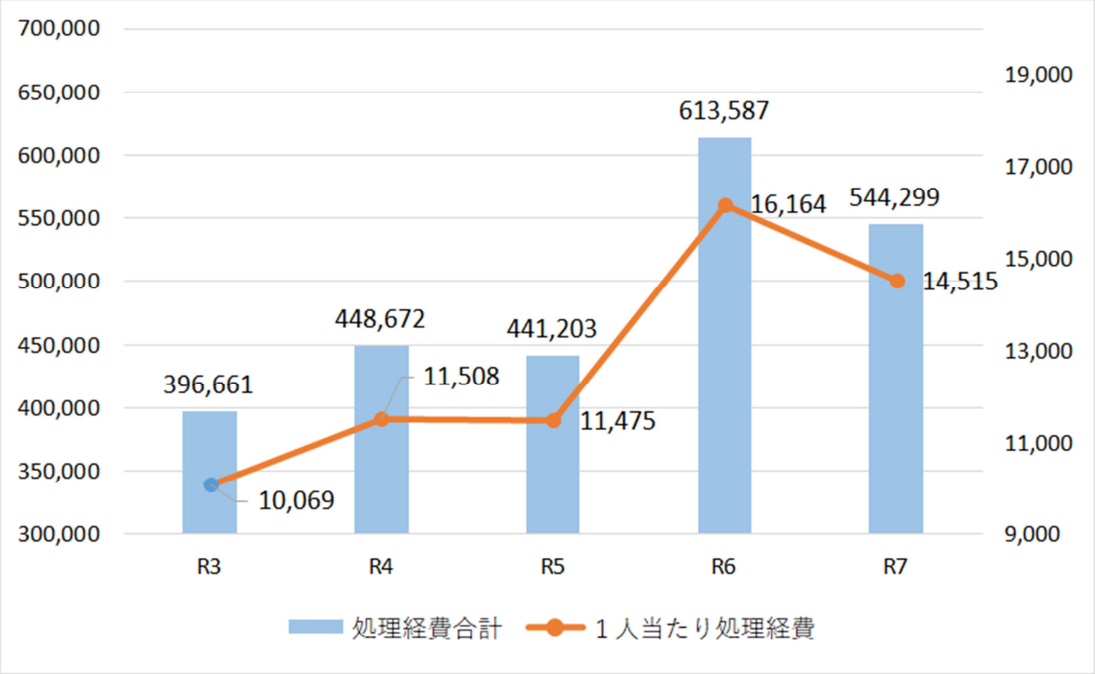
（単位：千円）

			R3	R4	R5	R6	R7
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費		0	0	0	0	0
	組合分担金		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費		12,555	14,548	15,321	16,656	14,891
	処理費	収集運搬費	0	403	0	0	0
		中間処理費	9,048	2,500	2,072	8,559	2,577
		最終処分費	1,878	6,313	6,272	8,071	5,837
	車両等購入費		0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	111,534	112,503	113,927	116,226	119,401
		中間処理費	13,350	26,663	26,739	29,653	31,866
		最終処分費	27,834	30,144	29,496	32,171	32,612
		その他	9,232	0	0	0	0
	組合分担金		196,228	252,089	243,379	399,320	334,085
	調査研究費		0	0	0	0	0
	小計		381,659	445,163	437,206	610,656	541,269
その他			15,002	3,509	3,997	2,931	3,030
合計			396,661	448,672	441,203	613,587	544,299
人口（人）			39,392	38,987	38,449	37,961	37,499
１人当たり処理経費（円/人）			10,069	11,508	11,475	16,164	14,515

資料：一般廃棄物処理実態調査

【ごみ処理経費及び１人当たりの処理経費の推移】

（単位：千円、円/人）



２　現状の評価と課題の抽出

（１）現状の評価

１）一般廃棄物処理システムの評価方法

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえるとともに、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「処理システム指針」という。）等を活用し、処理システムを客観的に評価することが求められています。本計画では、同指針に示された評価項目を用いて、本市の現状及び課題を整理します。

２）分別収集区分

一般廃棄物処理基本計画策定時に活用する処理システム指針では、一般廃棄物の標準的な分別収集区分が示されています。市町村はこれを参考に、分別収集区分及び区分に応じた適正な循環的利用並びに適正処分の方法について、その現状を踏まえて見直し、一般廃棄物の発生抑制及び再生利用の推進に努め、処分しなければならない一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を確保するものとされています。

【処理システム指針で示されている一般廃棄物の標準的な分別収集区分】

<table>
<tr><td colspan="3">標準的な分別収集区分</td></tr>
<tr><td rowspan="11">循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収</td><td rowspan="3">プラスチック</td><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td></tr>
<tr><td>製品プラスチック</td></tr>
<tr><td rowspan="3">バイオマス</td><td>廃食用油</td></tr>
<tr><td>生ごみ</td></tr>
<tr><td>剪定枝</td></tr>
<tr><td rowspan="2">古紙、紙製容器包装</td><td>古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む））</td></tr>
<tr><td>紙製容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">繊維製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガラス類（ガラスびん）</td></tr>
<tr><td colspan="2">金属類（アルミ缶、スチール缶、小物金属）</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型家電</td></tr>
<tr><td colspan="2">リチウム蓄電池等（リチウム蓄電池、リチウム蓄電池を使用した製品）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他専用の処理のために分別するごみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">粗大ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃やさないごみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃やすごみ</td></tr>
</table>

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

【一般廃棄物の標準的な分別収集区分と本市の適合状況】

標準的な分別収集区分			東松島市の適合状況	
循環利用を目指し単一素材又は品目で分別回収	プラスチック	ペットボトル	○	区分あり
		プラスチック製容器包装	○	区分あり
		製品プラスチック	○	区分あり
	バイオマス	廃食用油	○	区分あり
		生ごみ	×	区分なし
		剪定枝	×	区分なし
	古紙、紙製容器包装	古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む））	○	区分あり
		紙製容器包装	○	区分あり（雑紙）
	繊維製品		○	区分あり
	ガラス類（ガラスびん）		○	区分あり
	金属類（アルミ缶、スチール缶、小物金属）		○	区分あり
	小型家電		○	区分あり （中間処理施設で選別回収）
	リチウム蓄電池等（リチウム蓄電池、リチウム蓄電池を使用した製品）		○	区分あり （中間処理施設で選別回収）
	その他専用の処理のために分別するごみ		○	有害ごみ及び陶磁器
粗大ごみ			○	区分あり
燃やさないごみ			○	区分あり
燃やすごみ			○	区分あり

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針

本市では、令和５年 10 月からプラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収を開始しました。

バイオマスについては、廃食用油のみ区分し、回収しています。

古紙、紙製容器包装、繊維製品、ガラス類（ガラスびん）、金属類（アルミ缶、スチール缶、小物金属）及び小型家電は、区分して回収しています。

リチウム蓄電池等（リチウム蓄電池、リチウム蓄電池を使用した製品）は、令和７年７月から区分して回収しています。

その他専用の処理を行うごみとして、廃乾電池や廃蛍光管などの有害ごみ及び陶磁器を区分して回収しています。

また、粗大ごみ、燃やさないごみ及び燃やすごみについても、区分して回収しています。

3）標準的な分別収集区分からみた本市の課題

本市の分別収集は、標準的な分別収集区分におおむね適合しているものの、廃食用油以外のバイオマス資源については分別収集を実施しておらず、今後、処理方法、環境負荷、経済性等を踏まえて資源化の可能性を検討する必要があります。

また、ペットボトルを除くプラスチックの資源化については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）及び同法に基づく基本方針等では、プラスチック使用製品廃棄物について再資源化を促進し、再資源化が困難な場合には熱回収を行うことが基本的な考え方として示されています。

このため、地域の実情や環境負荷、費用等を踏まえ、適切な再商品化手法及び分別収集区分を検討し、資源循環を一層促進していくことが重要です。

地域の実情や環境負荷、費用等を踏まえ、適切な再商品化手法及び分別収集区分を検討する。

【バイオマスの有効利用の例】
①メタン発酵（生ごみ、食品廃棄物等）→メタンガス ②堆肥化、飼料化（生ごみ、食品廃棄物等）→堆肥、飼料 ③燃料化、ガス化（木質系バイオマス、生ごみ等）→発電、熱利用 ④バイオマスプラスチックの製造（糖質系作物、資源作物等）→バイオマスプラスチック製品 ⑤燃料化（廃食用油、木質系バイオマス等）→バイオディーゼル燃料等

4）適正な循環的利用及び適正処分の方法

処理システム指針では、収集したごみの適正な循環的利用及び適正処分の方法について、まとめられています。分別収集の区分ごとに、複数の選択肢を示しており、市町村において地域事情に応じ適切な方法を選択します。

【適正な循環的利用及び適正処分の方法と本市の方法】

分別収集区分		分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分	本市における方法
プラスチック	ペットボトル	排出源で分別する又は缶、びんと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。 付着した汚れの洗浄が困難なものについて、分別収集の対象からの適切な除外を図る。	○指定法人への引渡しによる方法、それ以外の民間事業者等を活用した独自処理による資源化 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	排出源で分別し、ステーション回収。中間処理施設において異物の除去を行い、圧縮及び梱包する。その後、民間事業者へ売却し、資源化（水平リサイクル）を行っている。 （独自処理による資源化） 除去した異物はその品目に応じて適正処分を行う。
	プラスチック製容器包装	排出源で分別するか、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収する。		指定法人への引渡し又は委託する方法（プラスチック資源循環促進法第３２条ルート）の場合は上記と同様の対応を行う。 再商品化計画の認定を受ける方法（プラスチック資源循環促進法第３３条ルート）で中間処理を再商品化事業者が行う場合、再商品化事業者が資源化できる範囲外のものについて異物除去を行う。	○指定法人への引渡し又は委託する方法（プラスチック資源循環促進法第３２条ルート）、再商品化計画の認定を受ける方法（プラスチック資源循環促進法第３３条ルート）、それ以外の民間事業者等を活用した独自処理による資源化 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	排出源で分別し、容器包装プラスチックと製品プラスチックをステーションで一括回収。民間事業者の中間処理施設において異物を除去した後、圧縮・固化してRPFを製造し、燃料として利用している。 除去した異物はその品目に応じて適正処分を行う。
	製品プラスチック					
バイオマス	廃食用油	排出源で分別。廃食用油以外の異物は混入させない。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	・安全な保管 ・バイオディーゼル燃料化	○バイオディーゼル燃料、持続可能な航空燃料（SAF）、工業原料としての活用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	排出者が分別し、市役所庁舎等の回収拠点で回収している。回収した廃食用油は、民間事業者へ引き渡し、資源化している。
	生ごみ	排出源で分別。		・堆肥化 ・メタン化	○堆肥の適正利用 ○メタン発酵により生成したバイオガスの発電や燃料としての利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	現在、生ごみ及び剪定枝の分別収集は行っておらず、可燃ごみとして収集し、石巻広域クリーンセンターで焼却処理している。
	剪定枝	排出源で分別。		・堆肥化 ・チップ化	○堆肥の適正利用、チップの燃料利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	
古紙、紙製容器包装	古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）	排出源で分別し、リサイクルを著しく阻害するものは混入させないこと。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用、集団回収とする。	必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、資源化事業者へ引き渡す。	○回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	排出源で分別し、古紙と紙製容器包装を一括でステーション回収。中間処理施設において異物の除去を行う。その後、民間事業者へ売却し、再生利用を行っている。 除去した異物はその品目に応じて適正処分を行う。
	紙製容器包装	排出源で分別し、食品残さが取れないもの、リサイクルを著しく阻害するものは混入させないこと。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、資源化事業者へ引き渡す。	○指定法人への引渡しによる方法や回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	
繊維製品（衣類）		排出源で分別し、濡れ、匂いのあるものはリユース・リサイクルを阻害するものは混入させない。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用、集団回収とする。	必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、資源化事業者へ引き渡す。 資源化の技術開発が進められている。	○回収業者等への売却等によるリユース・再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	排出源で分別し、ステーション回収。中間処理施設において異物の除去を行う。その後、民間事業者へ売却し、リユース又は再生利用を行っている。 除去した異物はその品目に応じて適正処分を行う。

分別収集区分	分別方法	回収方法	中間処理	循環的利用、適正処分	本市における方法
ガラス類（ガラスびん）	排出源で分別する又は缶、ペットボトルと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用、集団回収とする。	分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、リターナブルびんとそれ以外、種類別に選別する。付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別の対象からの適切な除去を図る。	○指定法人への引渡し等による再商品化 ○リターナブルびんについて、びん商等への引渡しによる再利用	ガラスびんについては、排出源でリターナブルびんとそれ以外、色別に分別し、ステーション回収。中間処理施設において異物の除去を行う。その後、リターナブルびんについては、民間事業者へ売却し、再利用を行っている。それ以外のガラスびんは、指定法人への引渡しによる再商品化を行っている。 その他ガラス類は、陶磁器類と併せて排出源で分別し、ステーション回収。中間処理施設において異物の除去を行う。その後、民間事業者にて再生利用を行っている。 除去した異物はその品目に応じて適正処分を行う。
金属類（アルミ缶、スチール缶、小物金属）	排出源で分別する又はアルミ缶、スチール缶は、びん、ペットボトルと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、圧縮又は梱包を行う。付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。	○アルミ、スチール缶等の回収業者等への売却等による再生利用	アルミ缶、スチール缶については、排出源で分別し、ステーション回収。中間処理施設において異物の除去を行う。その後、民間事業者へ売却し、再生利用を行っている。 除去した異物はその品目に応じて適正処分を行う。
小型家電	排出源で分別する。又は燃やさないごみと混合収集する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	混合収集の場合、選別する。	○認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収、再資源化	排出源で分別し、燃やさないごみと混合でステーション回収。中間処理施設において小型家電を選別し、認定事業者への引渡しによる有用金属の回収、再資源化を行っている。
リチウム蓄電池等	排出源で分別する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	性状に見合った処理及び保管をする。 リチウムイオン電池等に対して衝撃がかかる破砕機等への混入を防ぐため、手選別、機械選別を行う。	○性状に見合った再生利用又は適正処分	乾電池や蛍光管等と混合でステーション回収。中間処理施設において種類ごとに選別し、認定事業者等への引渡しによる有用金属の回収、再資源化を行っている。
その他専用の処理のために分別するごみ	排出源で分別する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	性状に見合った処理及び保管をする。	○性状に見合った再生利用又は適正処分	乾電池や蛍光管等をリチウム蓄電池等と混合でステーション回収。中間処理施設において種類ごとに選別し、民間事業者への引渡しによる再資源化、適正処分を行っている。
粗大ごみ	排出者でリユースの検討。 排出源で分別する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用、その他の指定場所での回収とする。	修理等による再使用。 金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理を行う。 破砕処理前に回収可能な資源物を回収することが望ましい。 可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみを仕分けし、資源回収率の向上を図ることもできる。	○修理等して再使用 ○金属等の回収業者等への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	排出前にリユースを検討するよう、市民に周知している。 排出する場合は、戸別収集又は中間処理施設まで直接搬入。再使用可能なものは、民間事業者が運営する地域情報サイト等を活用し、希望者への譲渡を行っている。それ以外のものは中間処理施設で金属等の回収、品目ごとに選別を行い、再資源化可能なものは民間事業者へ売却又は引渡しによる再資源化を行っている。 除去した異物はその品目に応じて適正処分を行う。
燃やさないごみ	排出者でリユースの検討。 排出源で分別する。	ステーション、戸別又は拠点回収やそれらの併用とする。	破砕処理工程前に回収可能な資源物を回収する。 金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理を行う。	○金属等の回収業者への売却等による再生利用 ○除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分	排出源で分別し、小型家電と混合でステーション回収。中間処理施設において選別し、金属等の回収、品目ごとに選別を行い、再資源化可能なものは民間事業者へ売却又は引渡しによる再資源化を行っている。 除去した異物及び残さはその品目に応じて適正処分を行う。
燃やすごみ	排出源で分別する。	ステーション、戸別回収とする。	焼却（灰溶融方式併設を含む）、ガス化溶融、ガス化改質、固形燃料化、炭化を行う。 焼却に伴って生じる焼却灰は、最終処分場で適正処分、有効利用としてセメント原料化、灰溶融しスラグ化、焼成する。 焼却に伴って生じるばいじんは、薬剤等により安定化処理し最終処分場で適正処分、有効利用としてセメント原料化、山元還元する。	○焼却に当たっては、ダイオキシン類対策の完備した施設で、回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。	排出源で分別し、ステーション回収。流動床式ガス化溶融方式の熱回収施設（ダイオキシン類対策完備）で焼却し、焼却灰及びばいじんは、安定化処理を行った後、最終処分場で適正処分を行い、金属とスラグは有効利用する。

5）一般廃棄物処理システムの評価

処理システム指針では、市町村が、分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムについて、環境負荷や経済性等の観点から客観的に評価し、その結果を住民及び事業者に分かりやすく説明するよう努めることとされています。

【一般廃棄物処理システムの標準的な評価項目】

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法	指数化の方法	指数の見方
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷年間日数	(1-［実績値-平均値］÷平均値)×100	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる。
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど資源回収率は高くなる。
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量	MJ/t	エネルギー回収量(正味)※1÷熱回収施設(可燃ごみ処理施設)における総処理量	実績値÷平均値×100	指数が大きいほどエネルギー回収量は多くなる。
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)	(1-［実績値-平均値］÷平均値)×100	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる。
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg-CO_2/人・日	年間温室効果ガス排出量(正味)※2÷人口÷年間日数	(1-［実績値-平均値］÷平均値)×100	指数が大きいほど温室効果ガスの排出は少なくなる。
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度	ー	住民満足度：市民満足度調査等による評価	実績値÷平均値×100	指数が大きいほど住民満足度は高くなる。
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する費用÷計画収集人口	(1-［実績値-平均値］÷平均値)×100	指数が大きいほど１人当たりの処理経費は少なくなる。
		資源回収に要する費用	円/t	資源化に要する総費用(正味)÷総資源化量	(1-［実績値-平均値］÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる。
		エネルギー回収に要する費用	円/MJ	エネルギー回収に要する総費用(正味)÷エネルギー回収量(正味)	(1-［実績値-平均値］÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる。
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量ー最終処分量)	(1-［実績値-平均値］÷平均値)×100	指数が大きいほど費用対効果は高くなる。

※1　エネルギー回収量：エネルギー回収量(所内＋所外利用)［MJ］ー施設での購入電力量［kWh］×3.6［MJ/kWh］ー燃料の種類ごとの消費量×燃料の種類ごとの発熱量［MJ/単位］

※2　年間温室効果ガス排出量：各過程(収集、中間処理、最終処分)における温室効果ガスの排出量［kg-CO_2/年］

６）一般廃棄物処理システムの評価項目からみた本市の状況

処理システム指針に示された評価項目のうち、データを把握できる「1 人 1 日当たりのごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「1 人当たり年間処理経費」の 4 項目について整理しました。

①　１人１日当たりのごみ排出量

比較可能な令和 3 年度から令和 6 年度までを見ると、本市、宮城県及び全国いずれも減少傾向にあります。

【1 人 1 日当たりのごみ排出量】

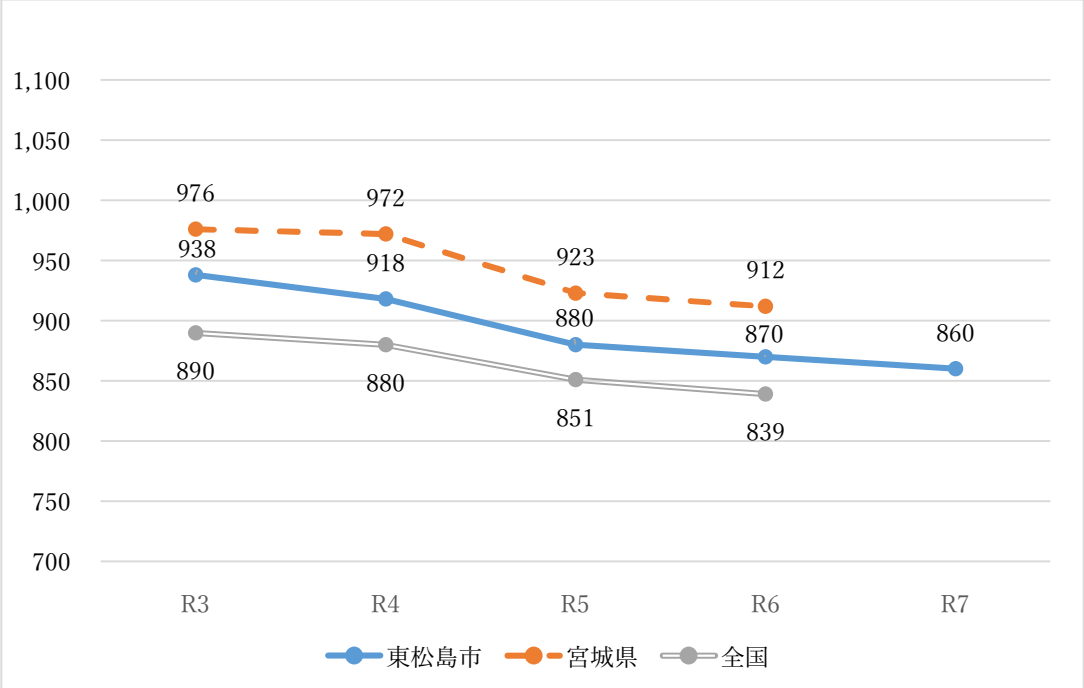
（単位：g/人・日）

	R3	R4	R5	R6	R7
東松島市	938	918	880	870	860
宮 城 県	976	972	923	912	
全　　国	890	880	851	839	

資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」、環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県「宮城県循環型社会形成推進基本計画（第 3 期）改定版」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和 6 年度実績値）」
東松島市市民生活部市民生活課

【1 人 1 日当たりのごみ排出量】

（単位：g/人・日）



令和 6 年度の本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 870g であり、宮城県平均の 912g 及び宮城県の令和 12 年度目標値である 885g を下回る一方、全国平均の 839g を 31g 上回っています。

【1 人 1 日当たりのごみ排出量の国及び宮城県の目標値と本市の状況】

1 人 1 日当たりのごみ排出量	国 （目標値及び目標年度）	宮城県 （目標値及び目標年度）
令和 6 年度実績値	839g/人・日	912g/人・日
令和 12 年度目標値	ー　※	885g/人・日
東松島市 令和 7 年度実績	860g/人・日	

※　第五次循環型社会形成推進基本計画では、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」に係る数値目標が設定されていないため、「ー」としています。

資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」、環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県「宮城県循環型社会形成推進基本計画（第 3 期）改定版」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和 6 年度実績値）」
東松島市市民生活部市民生活課

②　廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）

令和3年度からの一般廃棄物からの資源回収率は、16.2%から 18.3%の範囲で推移しています。令和 6 年度の本市の資源回収率は 17.1%であり、宮城県平均の 15.2%を 1.9 ポイント上回っていますが、全国平均の 19.3%を 2.2 ポイント下回っています。

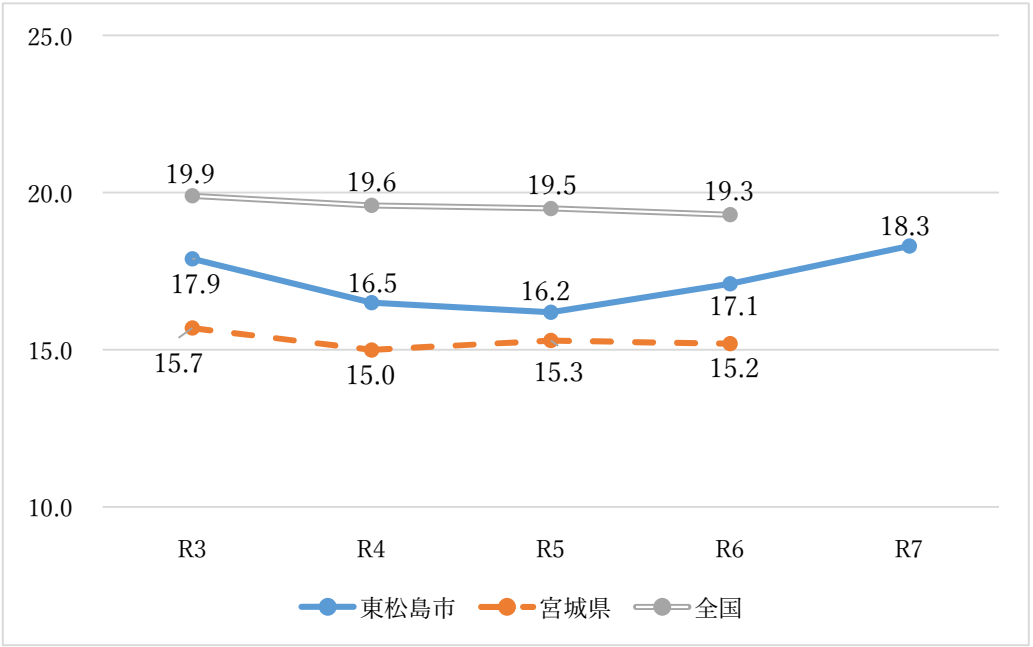
【廃棄物からの資源回収率】

（単位：%）

	R3	R4	R5	R6	R7
東松島市	17.9	16.5	16.2	17.1	18.3
宮 城 県	15.7	15.0	15.3	15.2	
全　　国	19.9	19.6	19.5	19.3	

資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」、環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県「宮城県循環型社会形成推進基本計画（第 3 期）改定版」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和 6 年度実績値）」
東松島市市民生活部市民生活課

【廃棄物からの資源回収率】



ごみのリサイクルに関する国及び宮城県の目標は、それぞれ「第五次循環型社会形成推進基本計画」及び「宮城県循環型社会形成推進計画（第３期）改定版」に示されています。令和 12 年度の目標値は、国が約 26%、宮城県が 30%です。本市の令和７年度実績は 18.3%であり、いずれの目標値も下回っています。

【廃棄物からの資源回収率の国及び県の目標値と本市の状況】

廃棄物からの資源回収率	国 （目標値及び目標年度）	宮城県 （目標値及び目標年度）
令和６年度実績値	19.3%	23.4%
令和 12 年度目標値	約 26%	30%
東松島市 令和７年度実績	18.3%	

※宮城県の目標値は事業者直接再資源化量を含めた数値です。
資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」、環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県「宮城県循環型社会形成推進基本計画（第３期）改定版」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和６年度実績値）」
東松島市市民生活部市民生活課

③ 廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）

本市の最終処分率は、石巻広域クリーンセンターから焼却残さを受け入れる年度によって大きく変動しています。令和３年度から令和７年度までの５年間の平均は 6.6%であり、令和７年度単年では 10.4%となっています。宮城県の令和 12 年度目標値である 10.5%を下回っています。

【廃棄物のうち最終処分される割合】

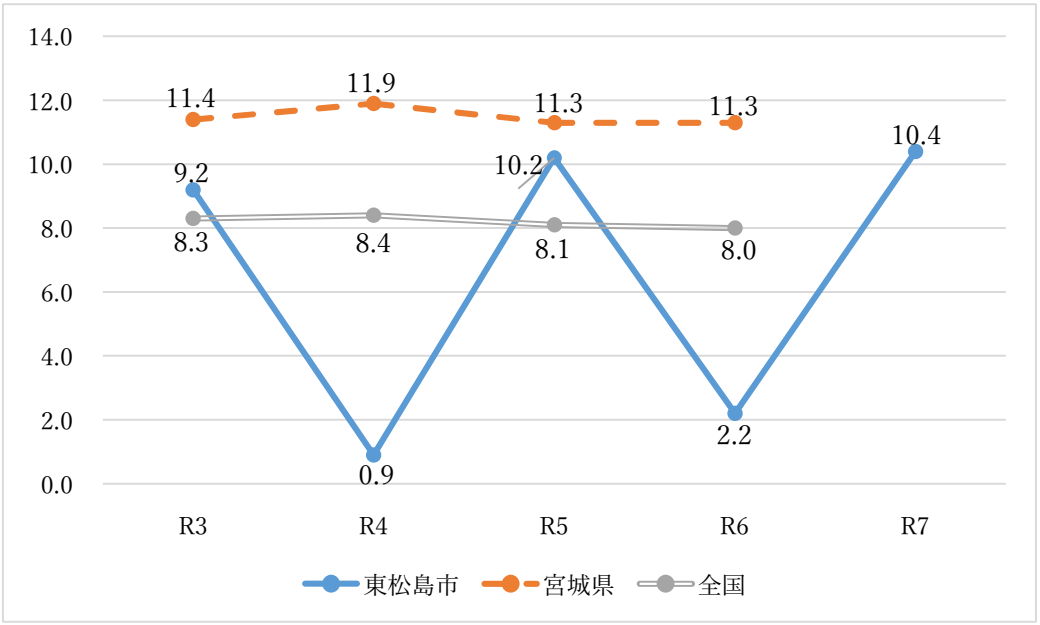
（単位：%）

	R3	R4	R5	R6	R7
東松島市	9.2	0.9	10.2	2.2	10.4
宮 城 県	11.4	11.9	11.3	11.3	
全　　国	8.3	8.4	8.1	8.0	

資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」、環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県「宮城県循環型社会形成推進基本計画（第３期）改定版」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和６年度実績値）」
東松島市市民生活部市民生活課

【廃棄物のうち最終処分される割合】

（単位：%）



国は、一般廃棄物の最終処分量を令和 12 年度に令和 4 年度比で約 5%削減する目標を掲げています。また、宮城県は、令和 12 年度の最終処分率を 10.5%とする目標を掲げています。

【廃棄物のうち最終処分される割合の国及び県の目標値と本市の状況】

廃棄物のうち最終処分される割合	国 （目標値及び目標年度）	宮城県 （目標値及び目標年度）
令和 6 年度実績	8.0%	11.3%
令和 12 年度目標値	最終処分量を令和 4 年度（340 万 t）の約 5%削減	10.5%
東松島市 令和 7 年度実績	10.4%（5 年間の平均　6.6%）	

資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」、環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
宮城県「宮城県循環型社会形成推進基本計画（第 3 期）改定版」
宮城県 HP「一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和 6 年度実績値）」
東松島市市民生活部市民生活課

④　1 人当たり年間処理経費

本市の 1 人当たり年間処理経費は、令和 6 年度で 16,164 円であり、全国平均の 19,700 円を 3,536 円下回っています。また、比較可能な各年度において全国平均を下回っています。

【1 人当たり年間処理経費】

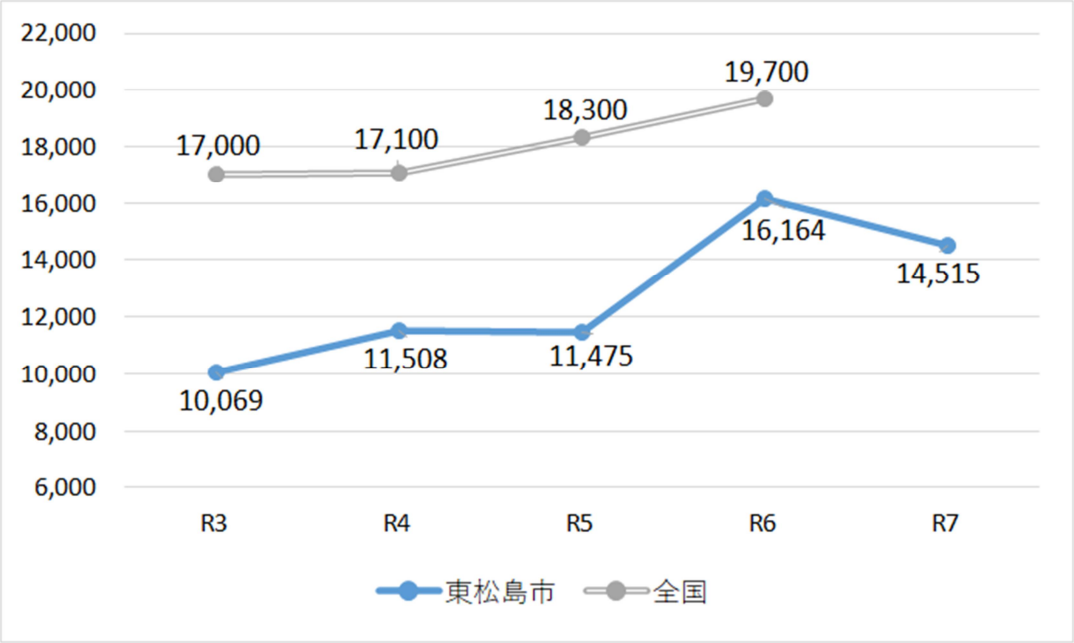
（単位：円/人・年）

	R3	R4	R5	R6	R7
東松島市	10,069	11,508	11,475	16,164	14,515
全　　国	17,000	17,100	18,300	19,700	

資料：環境省 HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」
東松島市市民生活部市民生活課

【１人当たり年間処理経費】

（単位：円/人・年）



⑤　市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価

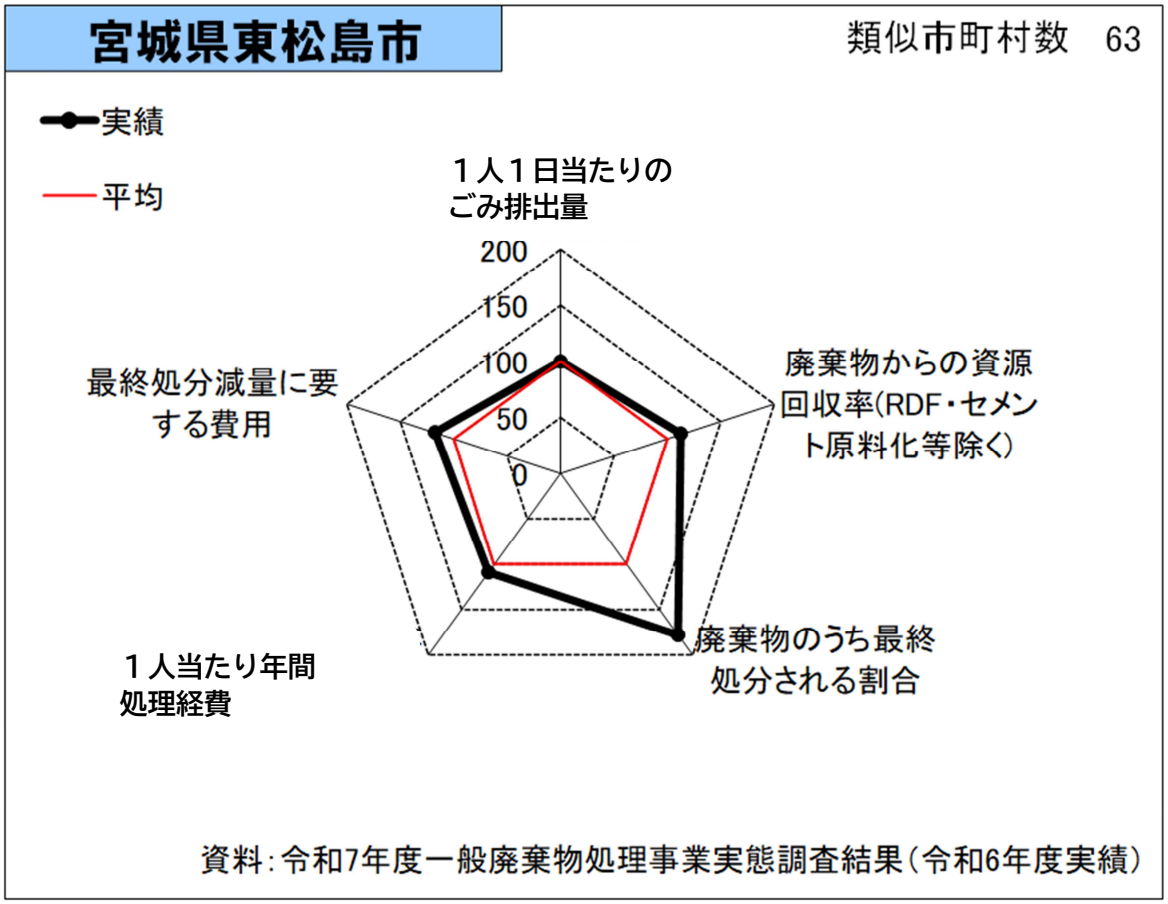
「処理システム指針」では、循環型社会の形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善及び進捗の程度を客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に公表するものとする。」と定めています。

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる比較分析表では、産業構造、都市形態及び人口規模に基づき、本市と類似する市町村を区分しています。この区分には、総務省が公表している「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型が用いられています。

本市の一般廃棄物処理システムは、これらの類似市町村との比較により評価されます。レーダーチャートは、外側に広がるほど、相対的に良好な状態であることを示しています。

【本市ごみ処理の評価（全国類似市町村との比較）】

人口規模：30,000 人以上 40,000 人未満
比較対象：類似市町村 63 団体
そ の 他：都市形態及び産業構造を考慮



【本市ごみ処理の評価（全国類似市町村との比較）】

標準的な指標	１人１日当たりのごみ排出量 （kg/人・日）	廃棄物からの資源回収率（RPF・セメント原料化等除く）（t/t）	廃棄物のうち最終処分される割合 （t/t）	１人当たり年間処理経費 （円/人・年）	最終処分減量に要する費用 （円/t）
平　　均	0.869	0.151	0.101	18,069	60,340
最　　大	1.212	0.410	0.714	44,958	139,420
最　　小	0.557	0.052	0.000	5,225	18,914
標準偏差	0.135	0.066	0.108	7,216	22,979
東松島市の実績	**0.870**	**0.171**	**0.022**	**16,566**	**49,731**
指　数　値	99.9	113.2	178.2	108.3	117.6

※　環境省の「1 人当たり年間処理経費」は、25 ページ、26 ページ、36ージ及び 37 ページの本市の「1 人当たりの年間処理経費」の計算方法と異なります。

評価支援ツールにおける項目別の分析結果とその評価は、以下のとおりです。

【評価支援ツールによる項目別の分析結果及び評価】

視点	指標で測るもの	指標の名称	本計画における評価
循環型社会形成	廃棄物の発生	１人１日当たりのごみ排出量（kg/人・日）	類似市町村の平均 0.869kg/人・日に対し、本市では 0.870kg/人・日であり、類似市町村平均とほぼ同水準です。
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（t/t）	類似市町村の平均 0.151t/t に対し、本市では 0.171t/t であり、類似市町村平均を上回っており、比較的良好な水準です。
	廃棄物の最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合（t/t）	類似市町村の平均 0.101t/t に対し、本市では 0.022t/t であり、類似市町村平均を下回っており、比較的良好な水準です。
経済性	費用対効果	１人当たり年間処理経費（円/人・年）	類似市町村の平均 18,069 円/人・年に対し、本市では 16,566 円/人・年であり、類似市町村平均を下回っており、比較的良好な水準です。
		最終処分減量に要する費用（円/t）	類似市町村の平均 60,340 円/t に対し、本市では 49,731 円/t であり、類似市町村平均を下回っており、比較的良好な水準です。

（2）課題の抽出

1）ごみ処理の課題

ごみ処理の課題は、以下のとおりです。

〇ごみの分別ルールの周知徹底
〇ごみ集積所の維持管理
〇収集運搬体制の維持

①　ごみの分別ルールの周知徹底

本市の家庭ごみの分別方法は、令和８年度に作成したパンフレット「東松島市家庭ごみの出し方」を全戸配布するとともに、市ホームページに分別表を掲載し、周知しています。

家庭ごみの分別区分は、「可燃ごみ」、「プラスチックごみ」、「資源ごみ」及び「粗大ごみ」の４種類です。このほか、市で受け入れることができないごみについて、パンフレット等で処理方法を案内しています。

また、資源ごみは、ペットボトル、紙類、空き缶、生きびん、使い捨てびん、衣類・布類、ガラス・陶磁器類、不燃ごみ及び有害ごみの９種類とし、分別して排出するよう周知しています。

しかし、可燃ごみについて、石巻広域クリーンセンターが実施している可燃物組成調査結果では、可燃ごみの組成に紙・布類や合成樹脂類が一定割合含まれており、この中には分別により資源化できるものが含まれていると考えられることから、分別方法の一層の周知が必要です。

再資源化可能な紙類、プラスチック類等が数多く含まれていることから、ごみの分別方法の周知徹底が必要です。

②　ごみ集積所の維持管理

ごみ集積所の維持管理は、各地区自治会の環境衛生推進担当員を中心に実施しています。集積所に必要な看板、コンテナ、ネット等の機材を必要に応じて速やかに提供しています。

また、集積所周辺は、各地区自治会の環境衛生推進担当員及び収集運搬業者と連携を図り、適正な環境の維持に努めています。

今後もこれらの取組の推進が必要です。

③　収集運搬体制の維持

本市では、収集運搬業者との打合せや各地区自治会の環境衛生推進担当員との情報共有を行い、安定した収集運搬体制の維持に努めています。

今後も関係者との連携を図りながら、収集運搬体制を維持する必要があります。

2）ごみ量の課題

ごみ量の課題は、以下のとおりです。

〇ごみ排出量の減量化
〇リサイクル率の向上
〇ごみの減量化及び資源化に関する意識啓発
〇集団資源回収の推進
〇プラスチックごみの資源化の推進

①　ごみ排出量の減量化

ごみ排出量の状況を示す指標として、１人１日当たりのごみ排出量があります。令和６年度の本市の１人１日当たりのごみ排出量は、宮城県平均を下回る一方、全国平均を上回っています。

マイバッグの利用、計画的な買物、食品ロスの削減等の発生抑制（リデュース）を市報や出前講座で市民に呼びかけていますが、ごみ排出量の削減には、更なる施策の実施や周知徹底が必要であり、市民一人ひとりの協力が必要です。

②　リサイクル率の向上

リサイクル率は、令和３年度から令和７年度まで 16～18%台で推移していますが、前一般廃棄物処理基本計画の令和８年度の目標値である 24%の達成は困難な状況です。

リサイクル率を向上させるためには、紙類の分別とプラスチックごみのリサイクルを推進し、現在講じている施策を市民へ周知徹底し、実行に移すことや新たな施策を展開することが重要です。

③　ごみの減量化及び資源化に関する意識啓発

ごみの減量化やリサイクル率の向上の鍵は、ごみの排出者である市民一人ひとりの意識によるところが大きいと考えられます。これまで、市報やチラシ、ポスター等の紙媒体や市ホームページ等での啓発活動を行っていますが、計画目標値達成には至っていません。

今後も継続して啓発活動に取り組むとともに、様々な媒体を利用した活動をより広く展開する必要があります。

④　集団資源回収の推進

集団資源回収量は、令和３年度の 218t から令和７年度の 156t へ減少しています。実施団体の活動状況や対象品目の回収環境を把握し、制度の周知や活動支援等を進める必要があります。

⑤　プラスチックごみの資源化の推進

本市では、容器包装プラスチックの分別回収を実施してきました。令和５年 10 月からは、製品プラスチックを対象に加え、一括回収を開始しています。可燃ごみの減量化及び海洋プラスチックごみ問題解決のため、本市でもプラスチックごみの資源化を進める必要があります。

3）中間処理の課題

中間処理の課題は、以下のとおりです。

〇ごみ焼却施設（石巻広域クリーンセンター）の更新
〇資源化処理施設（矢本リサイクルセンター）の運営
〇粗大ごみ処理施設（鳴瀬一般廃棄物最終処分場）の運営

①　ごみ焼却施設（石巻広域クリーンセンター）の更新

石巻広域クリーンセンターは、平成 14 年 12 月に竣工し、石巻市、女川町及び本市から排出される可燃ごみを焼却処理しています。老朽化を踏まえ、更新に向けた検討が進められています。令和 7 年 1 月に新ごみ処理施設整備基本構想を策定し、構成市町と整備内容を検討しています。

②　資源化処理施設（矢本リサイクルセンター）の運営

矢本リサイクルセンターは、平成 7 年 3 月に竣工し、市内で発生する資源ごみの中間処理を行っています。竣工後、現在まで、トラックスケールやペットボトル圧縮機の修繕及び更新を行いながら運営しています。

今後、施設の老朽化等による整備方針を民間処理施設の利用も含め、検討する必要があります。

③　粗大ごみ処理施設（鳴瀬一般廃棄物最終処分場）の運営

粗大ごみ処理は、鳴瀬一般廃棄物最終処分場で手選別及び破砕機で処理を行っており、随時、施設整備を行いながら、継続的に受入れを行っています。

今後、施設の老朽化等による整備方針を民間処理施設の利用も含め、検討する必要があります。

4）最終処分の課題

最終処分の課題は、以下のとおりです。

〇既存最終処分場の適正管理
〇次期最終処分場の計画的な整備

①　既存最終処分場の適正管理

本市の最終処分は、東松島市一般廃棄物最終処分場で適正に埋立処分しています。今後も適正に運営するため、引き続き「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）」にのっとり、必要な維持管理を進める必要があります。

②　次期最終処分場の計画的な整備

東松島市一般廃棄物最終処分場は、平成 19 年 3 月に竣工し、焼却残さ、資源物分別残さ等を埋立処分しています。埋立容量 38,002m^3 のうち、令和 7 年度末の残余容量は 17,759m^3 であり、残余率は 46.7%です。

新たな最終処分場の整備には、候補地の選定、調査、市民への説明、各種手続及び施設整備に長期間を要します。このため、既存最終処分場の残余容量及び年間埋立量を継続的に把握し、施設の延命化を図りながら、次期最終処分場の整備方針を計画的に検討する必要があります。

５）その他の課題

その他の課題は、以下のとおりです。

〇災害廃棄物対策
〇不法投棄対策
〇処理困難物の適正処理
〇感染性廃棄物対策

①　災害廃棄物対策

本市は平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災、令和元年東日本台風（台風第 19 号）等により甚大な被害を受けました。近年は、全国的に地震や風水害等の災害が頻発しており、災害に伴って発生する災害廃棄物については、市町村が主体となって処理することが基本です。

本市では令和６年３月に東松島市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場、収集運搬、処理方法、市民広報、広域連携等を定めました。災害発生時は、計画に即して災害廃棄物の処理を進める必要があります。

②　不法投棄対策

本市では、不法投棄が後を絶たず、良好な生活環境を保全する大きな問題になっています。

不法投棄対策として、適正処理に関する啓発、市職員及び各地区自治会の環境衛生推進担当員による見回りを実施しています。

今後もこれら対策を継続し、必要に応じて強化することが必要です。

③　処理困難物の適正処理

ごみ集積所に排出されるごみの中には、有害物質を含むもの、危険性を有するものなど、本市の施設では適正処理のできない処理困難物が依然として含まれています。処理困難物は、品目に応じて製造事業者、販売事業者、専門の処理業者等による適正な処理が必要です。

④　感染性廃棄物対策

医療機関等から排出される感染性廃棄物は、市のごみ収集には排出せず、関係法令に基づき専門の処理業者により適正に処理する必要があります。

また、家庭で使用した注射針等の鋭利物については、医療機関や薬局等への相談を促すなど、適切な排出方法を周知する必要があります。

収集運搬作業の安全を確保するため、関係事業者への情報提供及び必要な対策も継続します。

6）課題のまとめ

抽出した課題は、以下のとおりです。

【抽出した課題一覧】

1）ごみ処理の課題	
	① ごみの分別ルールの周知徹底
	② ごみ集積所の維持管理
	③ 収集運搬体制の維持
2）ごみ量の課題	
	① ごみ排出量の減量化
	② リサイクル率の向上
	③ ごみの減量化及び資源化に関する意識啓発
	④ 集団資源回収の推進
	⑤ プラスチックごみの資源化の推進
3）中間処理の課題	
	① ごみ焼却施設（石巻広域クリーンセンター）の更新
	② 資源化処理施設（矢本リサイクルセンター）の運営
	③ 粗大ごみ処理施設（鳴瀬一般廃棄物最終処分場）の運営
4）最終処分の課題	
	① 既存最終処分場の適正管理
	② 次期最終処分場の計画的な整備
5）その他の課題	
	① 災害廃棄物対策
	② 不法投棄対策
	③ 処理困難物の適正処理
	④ 感染性廃棄物対策

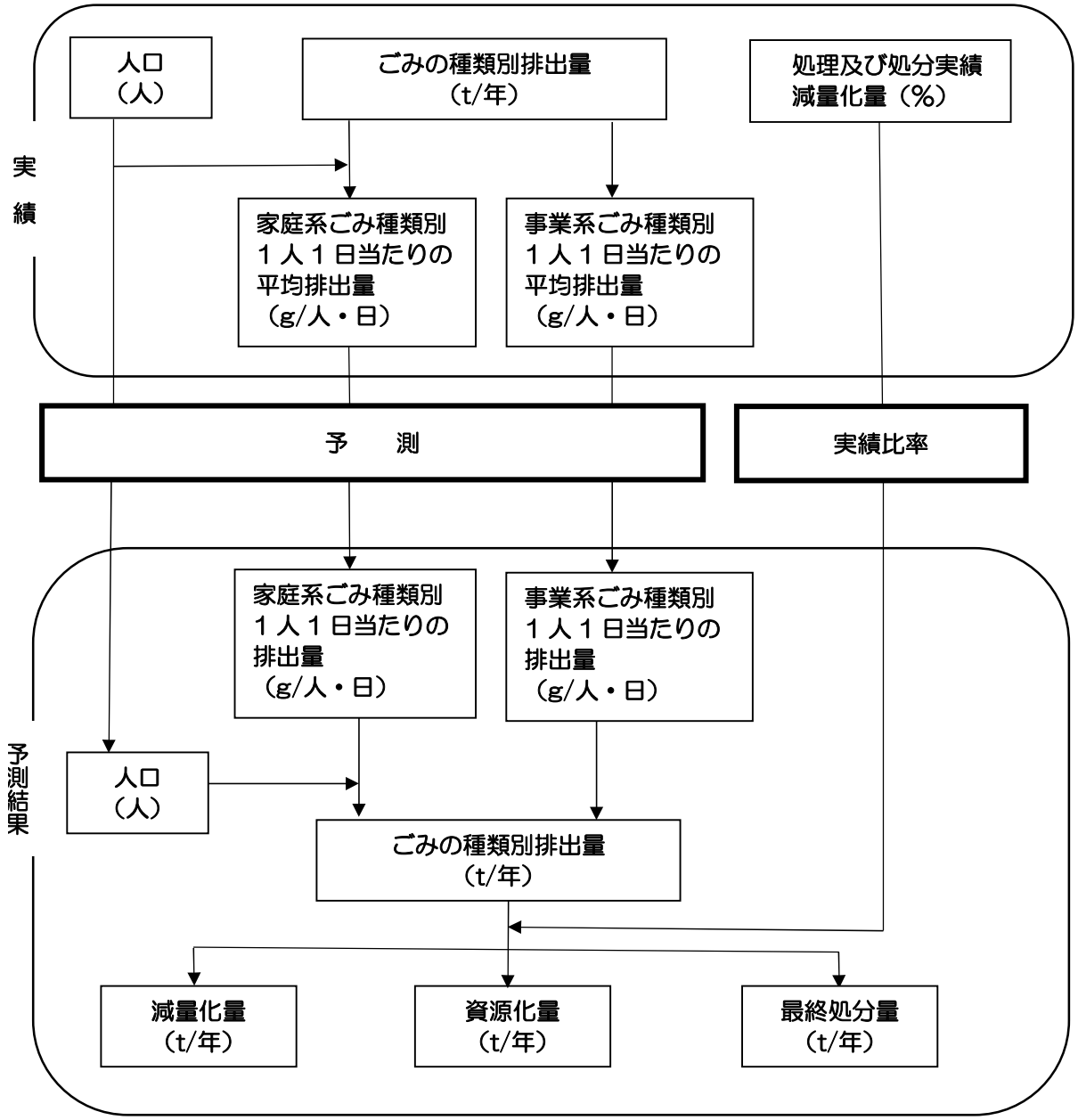
３　計画処理量の予測

（１）ごみ排出量及び処理量推計

１）予測の考え方

ごみ排出量は、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、過去５年間の実績を基に将来推計を行いました。

【ごみ排出量の将来予測の方法】



2）各種予測を行う上での基本方針

将来のごみ排出量並びに処理量及び処分量の動向を把握するため、計画対象区域内の将来人口及びごみ量を予測します。

将来人口については、石巻圏域における新たなごみ処理施設の検討において、２市１町の可燃ごみ排出量を予測する基礎資料として国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計人口が用いられていることから、当該検討との整合を図るため、本計画でも社人研の推計人口を採用します。

ごみ排出量の予測には、「ごみ処理施設構造指針解説」に示された回帰式を基本として用います。ただし、予測値の増減が著しく大きい場合、予測値が０以下となる場合又は実績との相関が十分に認められない場合は、過去５年間の平均値又は直近年度の実績値を用います。

以上を踏まえ、ごみ排出量の予測に用いる回帰式等を以下に示します。

①直線回帰式	ｙ＝ａｘ＋ｂ	回帰式
②分数回帰式	ｙ＝a／ｘ＋ｂ	
③ルート回帰式	ｙ＝a√ｘ＋ｂ	
④対数回帰式	ｙ＝ａlog（ｘ）＋ｂ	
⑤べき乗回帰式	ｙ＝ａｘ＾ｂ	
⑥指数回帰式	ｙ＝ａｂ＾ｘ	
⑦実績平均	過去５年間実績の平均が継続する	その他
⑧直近実績	直近実績が継続する	

※　ｘ：基準年度からの経過年数、ｙ：予測対象となる排出原単位等、ａ、ｂ：実績値から求める係数

（2）人口予測

1）人口の実績及び予測

東松島市第３次総合計画では、施策効果を見込んだ目標人口を設定していますが、本計画では、石巻圏域のごみ処理施設整備に係る推計条件との整合を図り、処理量を過大又は過小に見積もらないため、社人研の推計人口を採用します。

なお、人口動向を継続的に確認し、総合計画の目標人口との乖離が拡大した場合は、必要に応じて推計を見直します。

【東松島市の人口（実績値及び予測値）】

実績値　（単位：人）

	人口
R３	39,392
R４	38,987
R５	38,449
R６	37,961
R７	37,499
R８	36,901

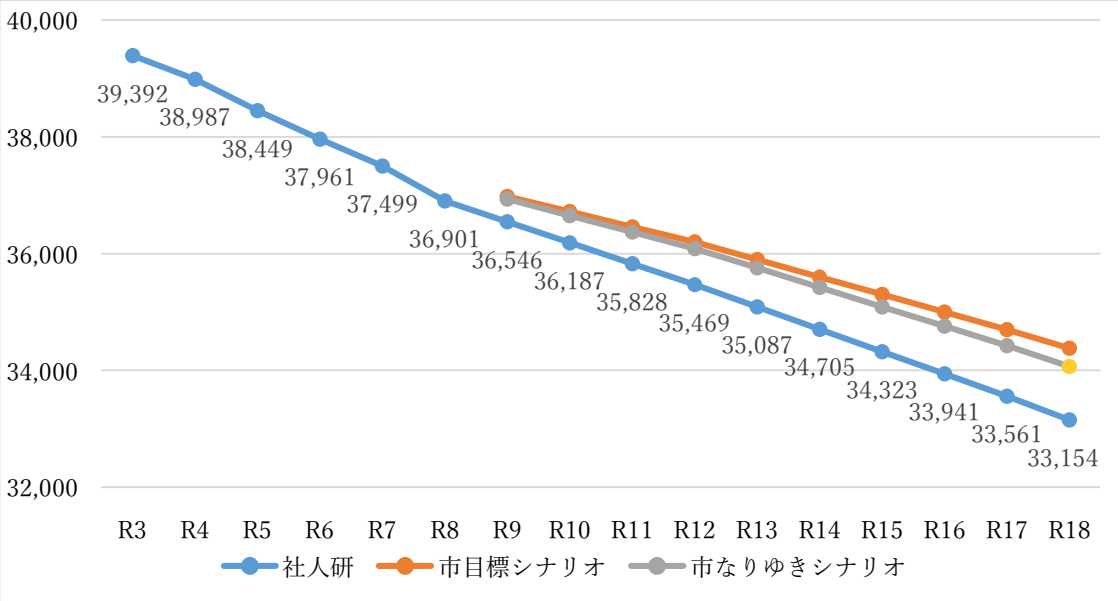
予測値　（単位：人）

	人口	東松島市第3次総合計画 予測人口（目標シナリオ）
R９	36,546	－
R10	36,187	－
R11	35,828	－
R12	35,469	36,200
R13	35,087	－
R14	34,705	－
R15	34,323	－
R16	33,941	－
R17	33,561	34,700
R18	33,154	－

※　実績人口は、各年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口です。

【東松島市の人口（実績値及び予測値）】

（単位：人）



【東松島市第３次総合計画の人口予測値】

（単位：人）

	R12	R17	R22	R27	R32
市目標シナリオ	36,200	34,700	33,100	31,600	30,000
市なりゆきシナリオ	36,086	34,424	32,642	30,771	28,789

（3）ごみ排出量の予測

1）ごみ排出量の予測

① 予測方法

ごみ排出量の予測にあたっては、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業所から排出される「事業系ごみ」の２つに分類し、それぞれの排出原単位を推計した上で算出します。

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量の予測にあたっては、過去の実績から排出原単位を算出し、その将来値を推計します。将来の年間排出量は、排出原単位の将来推計値に将来人口及び年間日数を乗じて算出します。

【家庭系ごみ排出原単位（g/人・日）】
＝年間家庭系ごみ排出量（t/年）×1,000,000÷人口÷年間日数

【年間家庭系ごみ排出量（t/年）】
＝排出原単位（g/人・日）×人口×年間日数÷1,000,000

排出原単位の将来推計値を算出後、集団資源回収、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び直接埋立ごみに区分し、種類ごとに再配分します。

イ 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の予測にあたっては、過去の実績から排出原単位を算出し、その将来値を推計します。事業系ごみは、人口よりも事業所数、従業者数、経済活動等の影響を受けますが、将来の年間排出量は、石巻圏域の施設整備に係る推計条件との整合を図るため、排出原単位の将来推計値に将来人口及び年間日数を乗じて算出します。

【事業系ごみ排出原単位（g/人・日）】
＝年間事業系ごみ排出量（t/年）×1,000,000÷人口÷年間日数

【年間事業系ごみ排出量（t/年）】
＝排出原単位（g/人・日）×人口×年間日数÷1,000,000

排出原単位の将来推計値を算出後、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに区分し、種類ごとに再配分します。

2）ごみ排出量の実績

過去５年間におけるごみ排出量実績を家庭系ごみ及び事業系ごみに区分し、更に集団資源回収、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び直接埋立ごみに分類した結果は、以下のとおりです。

【ごみ排出原単位の推移】

	単　位	R3	R4	R5	R6	R7
人口（10月1日現在）	人	39,392	38,987	38,449	37,961	37,499
家庭系ごみ計	t	10,836	10,363	9,727	9,418	9,065
集団資源回収	t	218	222	191	170	156
可燃ごみ	t	8,270	7,950	7,470	7,267	6,999
資源ごみ	t	1,742	1,636	1,497	1,471	1,407
粗大ごみ	t	544	483	478	467	454
直接埋立ごみ	t	62	72	91	43	49
原単位	g/人・日	**754**	**728**	**693**	**680**	**662**
事業系ごみ計	t	2,652	2,694	2,624	2,641	2,706
可燃ごみ	t	2,563	2,575	2,508	2,530	2,623
資源ごみ	t	38	22	23	22	19
粗大ごみ	t	51	97	93	89	64
原単位	g/人・日	**184**	**189**	**187**	**191**	**198**
合　計	t	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771
集団資源回収	t	218	222	191	170	156
可燃ごみ	t	10,833	10,525	9,978	9,797	9,622
資源ごみ	t	1,780	1,658	1,520	1,493	1,426
粗大ごみ	t	595	580	571	556	518
直接埋立ごみ	t	62	72	91	43	49
原単位	g/人・日	**938**	**918**	**880**	**870**	**860**

※　排出原単位は、端数処理前のごみ量等を用いて区分ごとに算出しているため、家庭系と事業系の表示値の合計が、総ごみ原単位と一致しない場合があります。

3）将来ごみ排出量の予測

① 家庭系ごみ及び事業系ごみの排出原単位予測

現在の状態でごみの排出が続いた場合の将来推計について、過去５年間のごみ排出原単位実績を用いて予測した家庭系ごみ及び事業系ごみの排出原単位は、以下のとおりです。

本市の家庭系ごみ排出原単位は減少傾向にあり、事業系ごみ排出原単位はおおむね増加傾向にあります。現状のまま推移した場合の排出原単位を推計するため、過去５年間の実績値を用いて各種回帰式による予測を行いました。家庭系ごみは減少傾向、事業系ごみはおおむね増加傾向にありますが、５年間という限られた実績から得られる回帰式には、将来の増減幅が大きくなるものがあります。このため、人口減少や生活様式の変化等を踏まえつつ、過度な増減を見込まない基準推計として、家庭系ごみ及び事業系ごみのいずれも直近年度の実績値である令和７年度の排出原単位を採用します。

【家庭系ごみ排出原単位予測（直近実績 662g/人・日）】

（単位：g/人・日）

	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	直近実績	実績平均
R8	634	673	648	654	657	635	662	703
R9	611	671	633	645	649	614	662	703
R10	587	669	619	637	642	594	662	703
R11	564	667	606	631	636	574	662	703
R12	541	666	594	624	631	555	662	703
R13	517	665	582	619	626	537	662	703
R14	494	665	571	614	621	519	662	703
R15	471	664	560	609	617	502	662	703
R16	447	663	550	605	613	485	662	703
R17	424	663	540	601	610	469	662	703
R18	401	662	530	597	607	454	662	703

【事業系ごみの排出原単位予測（直近実績 198g/人・日）】

（単位：g/人・日）

	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式	直近実績	実績平均
R8	198	192	196	196	196	198	198	190
R9	201	193	198	197	197	201	198	190
R10	203	193	200	198	198	204	198	190
R11	206	193	201	198	198	206	198	190
R12	209	193	203	199	199	209	198	190
R13	211	193	204	200	200	212	198	190
R14	214	193	205	200	200	215	198	190
R15	217	193	207	201	201	218	198	190
R16	220	193	208	201	202	221	198	190
R17	222	193	209	202	202	225	198	190
R18	225	193	210	202	203	228	198	190

② 家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の予測

本市の人口予測と家庭系ごみ及び事業系ごみの排出原単位予測から算出される排出量予測値は、以下のとおりです。

○家庭系ごみ排出原単位　662ｇ/人・日
○事業系ごみ排出原単位　198ｇ/人・日

③ 石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設における可燃ごみ処理見込み量

石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設は、令和 16 年度の供用開始を目指し、２市１町で将来の可燃ごみ処理見込み量を検討しています。本市の可燃ごみ発生見込み量は、以下のとおりです。

【本市の可燃ごみ発生見込み量】

	人口見込（人）	可燃ごみ排出原単位（g/人・日）	可燃ごみ総量（t）
R8	36,905	695	9,362
R9	36,546	687	9,164
R10	36,187	679	8,968
R11	35,828	670	8,762
R12	35,469	661	8,557
R13	35,087	652	8,350
R14	34,705	643	8,145
R15	34,323	634	7,943
R16	33,941	625	7,743
R17	33,561	620	7,595
R18	33,154	615	7,442

※　可燃ごみ排出原単位は、石巻地区広域行政事務組合の新ごみ処理施設整備に係る推計値を用いており、ごみ排出原単位とは対象及び推計方法が異なります。

④ 各種比率の設定

家庭系ごみ及び事業系ごみの種類別構成比は、過去５年間の実績値を基に設定します。本計画では、各年度の平均値を採用します。

【各種構成比率の実績】

（単位：%）

	区　　分	R3	R4	R5	R6	R7	平均
家庭系ごみ	集団資源回収	2.01	2.14	1.96	1.81	1.72	1.93
	可燃ごみ	76.32	76.72	76.80	77.16	77.21	76.84
	資源ごみ	16.08	15.79	15.39	15.62	15.52	15.68
	粗大ごみ	5.02	4.66	4.91	4.96	5.01	4.91
	直接埋立ごみ	0.57	0.69	0.94	0.46	0.54	0.64
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
事業系ごみ	可燃ごみ	96.64	95.58	95.58	95.80	96.93	96.11
	資源ごみ	1.43	0.82	0.88	0.83	0.70	0.93
	粗大ごみ	1.92	3.60	3.54	3.37	2.37	2.96
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※1　本計画 10 ページの【ごみ排出量の推移】から各構成比率を算出しています。なお、構成比率は、原数値で算出し、表示数値未満を四捨五入していることから、内訳と合計比率が一致しない場合があります。

※2　平均構成比は、各年度の構成比を単純平均して算出しています。

資料：東松島市市民生活部市民生活課

⑤ ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測については、「人口予測」、「家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の予測」及び「各種比率の設定」に基づき、目標年次までの内訳を資料編 88～89 ページに示します。

（4）ごみ処理量の予測

ごみの処理及び処分方法ごとに処理量を設定し、処理に伴って発生する残さ及び資源物の量を予測します。なお、処理体制に変更がないものとして、原則として過去５年間の実績値を用います。

１）残さ等発生率

石巻広域クリーンセンターでごみの焼却処理を行った際の残さ及び資源物の発生率については、令和３年度から令和７年度まで過去５年間の実績の平均を採用します。残さ発生率は、以下のとおりです。

＜石巻広域クリーンセンター＞

- ○本市最終処分場への焼却残さ配分率　7.10%
- ○焼却後金属発生率　0.34%
- ○焼却後スラグ発生率　1.60%

【焼却処理に伴う残さ等の本市への配分率】

	R3	R4	R5	R6	R7	平均
焼却処理量　（t）	10,833	10,525	9,978	9,797	9,622	10,151
本市最終処分場への焼却残さ配分量　（t）	1,148	0	1,138	151	1,150	717
本市最終処分場への焼却残さ配分率　（%）	10.60	0.00	11.41	1.54	11.95	7.10
金属回収量　（t）	44	36	31	32	31	35
焼却後金属発生率　（%）	0.41	0.34	0.31	0.33	0.32	0.34
スラグ回収量　（t）	216	0	49	179	357	160
焼却後スラグ発生率　（%）	1.99	0.00	0.49	1.83	3.71	1.60

資料：石巻地区広域行政事務組合、東松島市市民生活部市民生活課

2）資源化処理施設における資源物及び選別後品目別発生率

収集又は直接搬入された資源ごみ及び粗大ごみについて、選別後に資源化される割合及び資源化後の品目別構成比を、過去５年間の実績に基づき設定します。

資源化施設における資源化後の品目別構成比は、以下のとおりです。

【資源物及び資源化後の品目別構成比】

		R3	R4	R5	R6	R7	平均重量	品目別構成比（%）
資源物搬入	収集等資源物量 （t）	2,375	2,238	2,091	2,049	1,944	2,139	
	選別後資源化量 （t）	1,932	1,892	1,724	1,676	1,606	1,766	
	選別後資源物発生率 （%）	81.35	84.54	82.45	81.80	82.61	82.55	
資源品目別発生量	紙類 （t）	758	694	616	596	570	647	36.62
	金属類 （t）	355	320	302	290	279	309	17.50
	びん類 （t）	260	289	251	255	245	260	14.72
	プラスチック （t）	161	156	163	167	168	163	9.23
	ペットボトル （t）	132	134	129	130	128	131	7.39
	布類 （t）	111	94	85	83	79	90	5.11
	木くず （t）	43	98	84	74	63	72	4.10
	ガラス・陶磁器 （t）	107	80	61	60	54	72	4.10
	小型家電製品 （t）	3	12	7	7	6	7	0.39
	リユース事業 （t）	－	－	－	－	1	1	0.05
	その他（有害ごみ等） （t）	2	15	26	14	13	14	0.79

※1　選別後資源物発生率＝選別後資源化量÷収集等資源物量×100
※2　品目別構成比＝品目別資源化量÷選別後資源化量×100
※3　平均重量のうち「リユース事業」のみ直近実績値とする。

資料：東松島市市民生活部市民生活課

4　減量化、資源化及び最終処分の目標

ごみ排出量等の推計は、過去の動態に基づいた単純予測による推計結果であり、ごみの減量化及び資源化に係る新たな施策の効果は考慮していません。

本計画では、国及び宮城県の目標、本市の実績並びに地域の実情を踏まえ、本市の減量化、資源化及び最終処分に関する目標値を設定します。

（1）減量化、資源化及び最終処分の目標設定

ごみ減量化及び資源化施策を実施した場合のごみ排出量、最終処分等について目標値を設定した上で推計します。

1）国の目標

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとし、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な施策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定されています。

【第五次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値】

	基準年度（令和４年度）	目標値（令和 12 年度）
総　ご　み　量	4,000 万ｔ	令和４年度比で約 9%削減
１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	496g/人・日	約 478g/人・日
リ サ イ ク ル 率	約 20%	約 26%
最 終 処 分 量	340 万ｔ	令和４年度比で約 5%削減

2）宮城県の目標

宮城県では、令和３年３月に「宮城県循環型社会形成推進計画（第３期）」を策定し、令和７年度から令和８年度にかけて中間見直しを行いました。

【宮城県循環型社会形成推進計画（第３期）改定版における一般廃棄物の目標値】

		実績（令和５年度）	計画目標値（令和 12 年度）
１人１日当たりのごみ排出量		923g/人・日	885g/人・日
	生活系ごみ	645g/人・日	625g/人・日
	事業系ごみ	278g/人・日	260g/人・日
リ サ イ ク ル 率		22.6%	30%以上
最 終 処 分 率		11.3%	10.5%以下

3）本計画における減量化目標の設定

本市では、可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類の分別徹底、プラスチック類の適正な分別及び生ごみの水切り等を更に推進し、ごみ総排出量及び焼却処理量の削減を図ります。これにより、焼却処理に伴って発生する残さの削減も見込まれます。

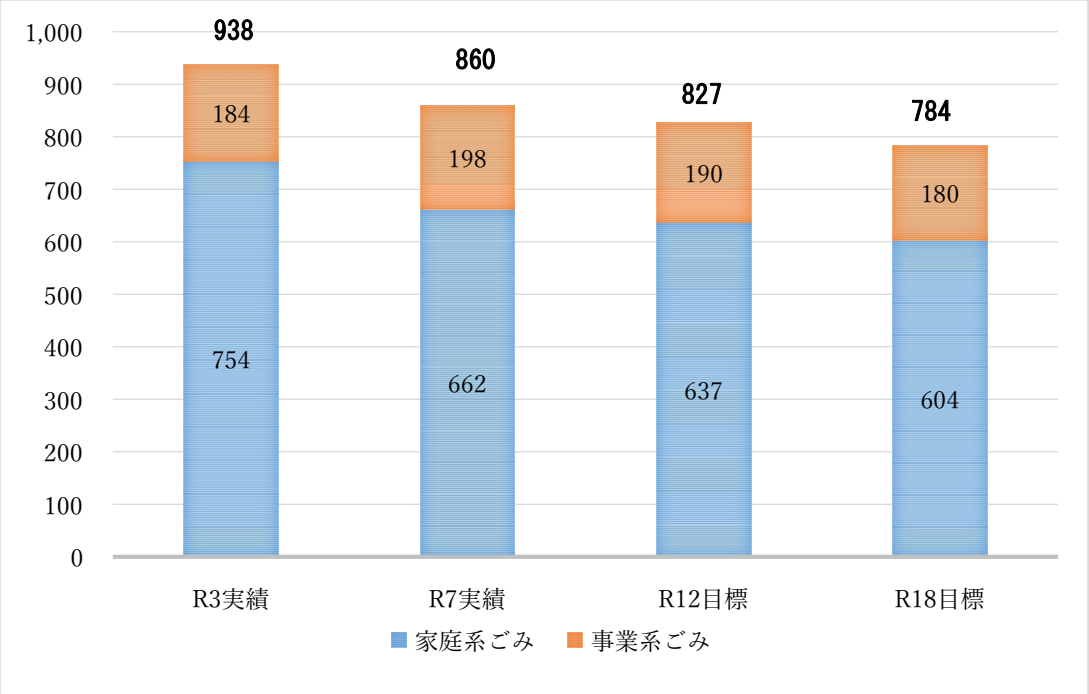
本市の１人１日当たりのごみ排出量は、過去５年間では、令和３年度の 938g/人・日が最も多く、その後は減少傾向にあり、令和７年度には 860g/人・日まで減少しています。

本計画では、可燃ごみ発生見込み量の減量施策を更に取り入れることとし、令和７年度の実績値である 860g/人・日から約 8.8%減の 784g/人・日以下（家庭系ごみ 604g/人・日以下、事業系ごみ 180g/人・日以下）を目標に掲げます。

目標１：令和 18 年度までに、１人１日当たりのごみ排出量を
７８４ｇ以下に削減する。

【本計画における減量化目標】

（単位：g/人・日）



※１　家庭系ごみ　令和７年度実績　総ごみ量 9,065t÷人口 37,499 人÷365 日＝662ｇ/人・日
令和 12 年度目標　総ごみ量 8,244t÷人口 35,469 人÷365 日＝637ｇ/人・日
令和 18 年度目標　総ごみ量 6,910t÷人口 33,154 人÷365 日＝604ｇ/人・日

※２　事業系ごみ　令和７年度実績　総ごみ量 2,706t÷人口 37,499 人÷365 日＝198ｇ/人・日
令和 12 年度目標　総ごみ量 2,462t÷人口 35,469 人÷365 日＝190ｇ/人・日
令和 18 年度目標　総ごみ量 2,182t÷人口 33,154 人÷365 日＝180ｇ/人・日

4）本計画における資源化目標値の設定

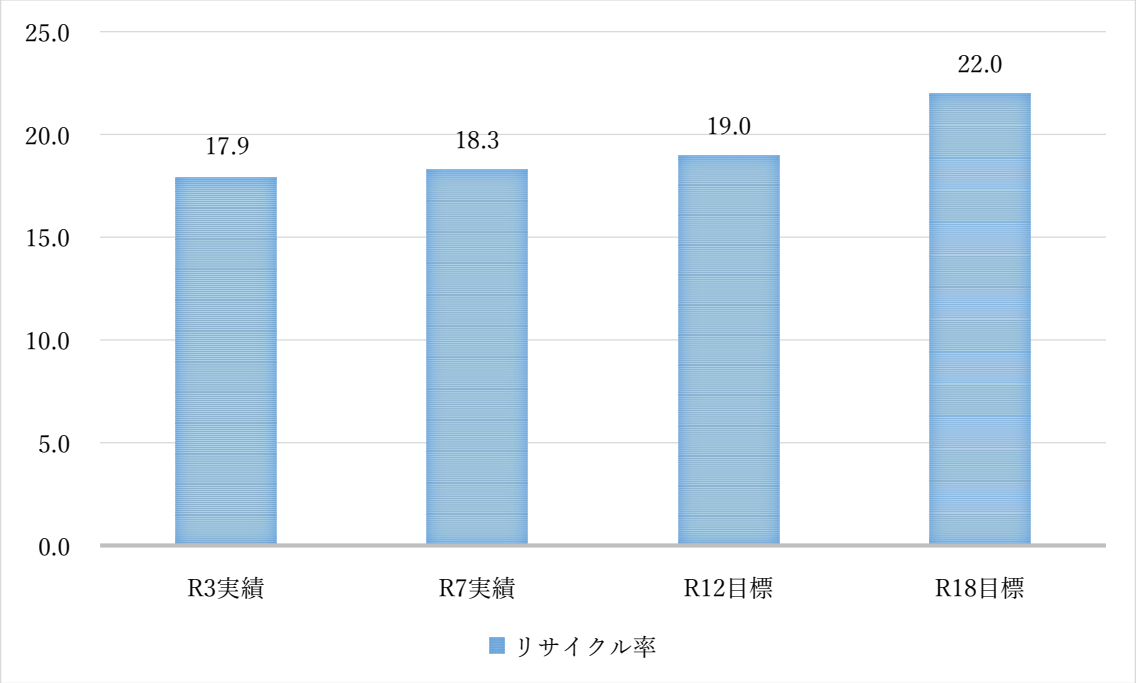
本市のリサイクル率は、過去５年間のうち令和４年度及び令和５年度に 16%台まで低下しましたが、その後上昇し、令和７年度には 18.3%となりました。本市では、プラスチック類の資源回収や紙類の資源化等を進めていますが、前計画における令和８年度目標値 24%の達成は困難な状況です。

本計画では、近年の実績、紙類等の資源回収量の減少傾向、プラスチック類の資源化拡大による効果及び新たな施策の実現可能性を総合的に勘案し、令和７年度実績の 18.3%から 3.7 ポイント上昇させ、令和 18 年度のリサイクル率 22.0%以上を目標に掲げます。

目標２：令和 18 年度までに、リサイクル率を 22.0%以上に引き上げる。

【本計画における資源化目標】

（単位：%）



5）本計画における最終処分目標値の設定

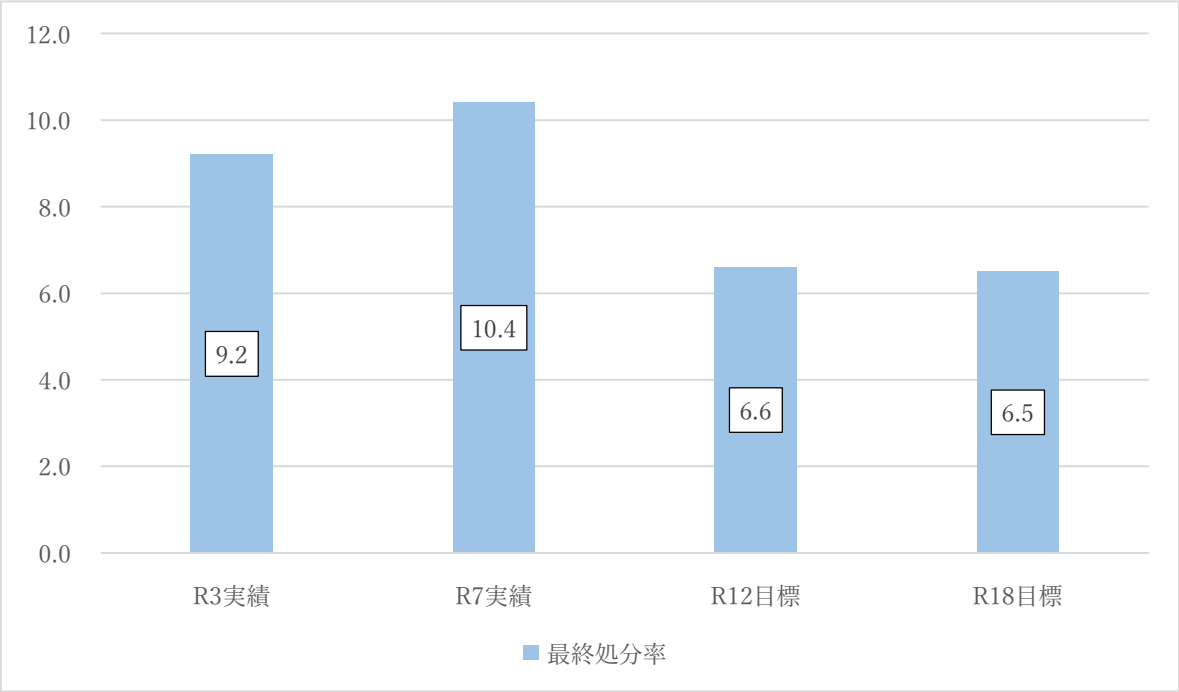
本市の最終処分量は、石巻広域クリーンセンターから搬入される焼却残さが大きな割合を占めています。焼却残さは、石巻市、女川町及び本市の間で締結した協定に基づき受入年度及び搬入量が定められているため、本市の最終処分率は年度によって大きく変動します。

本計画では、計画ごみ排出量及び最終処分量の予測結果を踏まえ、令和７年度実績10.4%、過去５年間の平均6.6%に対し、令和18年度の最終処分率を6.5%以下を目標に掲げます。

目標３：令和18年度の最終処分率を6.5%以下にする。

【本計画における最終処分目標】

（単位：%）



（2）目標設定後の計画ごみ排出量並びに処理及び処分量の見通し

目標値設定後の計画ごみ排出量並びに処理及び処分量の見通しは、資料編88～89ページに示します。

５　計画の推進と進行管理

（１）基本理念と基本方針

１）基本理念

前計画では、「一人ひとりが取り組む 資源循環のまち 東松島」を基本理念に掲げ、限りある資源の有効活用と豊かな自然環境の保全を図るため、市民、事業者及び市が一体となって循環型社会の実現に向けた取組を進めてきました。

本計画では、持続可能な循環型社会を未来へつなぐため、市民、事業者及び市の取組を更に進展させることを目指し、基本理念を次のとおり定めます。

未来につなげる　東松島の３R！

～　一人ひとりの行動で実現する循環型社会　～

2）基本方針

本市の廃棄物を取り巻く現状及び課題を踏まえ、循環型社会の形成を一層推進するため、「全ての主体による行動の促進」、「ごみの減量化及び資源循環の推進」及び「廃棄物の適正処理」を基本的な柱として、総合的かつ計画的に施策を推進します。

なお、各基本方針には、特に関連の深い SDGs のゴールを示します。

基本方針１：全ての主体の行動の促進

持続可能な循環型社会を形成するため、市民、事業者及び市をはじめとする全ての主体が、それぞれの役割に応じて 3R に継続して取り組めるよう、環境教育、情報提供及び普及啓発を推進します。

関連する SDGs



基本方針２：ごみの減量化及び資源循環の推進

3R の取組を推進し、天然資源の消費を抑制するとともに、循環資源を有効に利用することで、環境負荷の少ない循環型社会の形成を進めます。また、プラスチックごみ、食品ロス等について、その特性に応じた対策を推進します。

関連する SDGs



基本方針３：廃棄物の適正処理

廃棄物を安全かつ安定的に処理するため、適正な収集運搬、中間処理及び最終処分を推進するとともに、処理施設を適切に維持管理します。また、不法投棄及び不適正処理の防止に向け、監視、指導及び情報提供を行います。

関連する SDGs



3）数値目標

これまでに掲げた基本理念及び基本方針に基づき、令和 18 年度の数値目標の達成に向けて、各種施策を推進します。

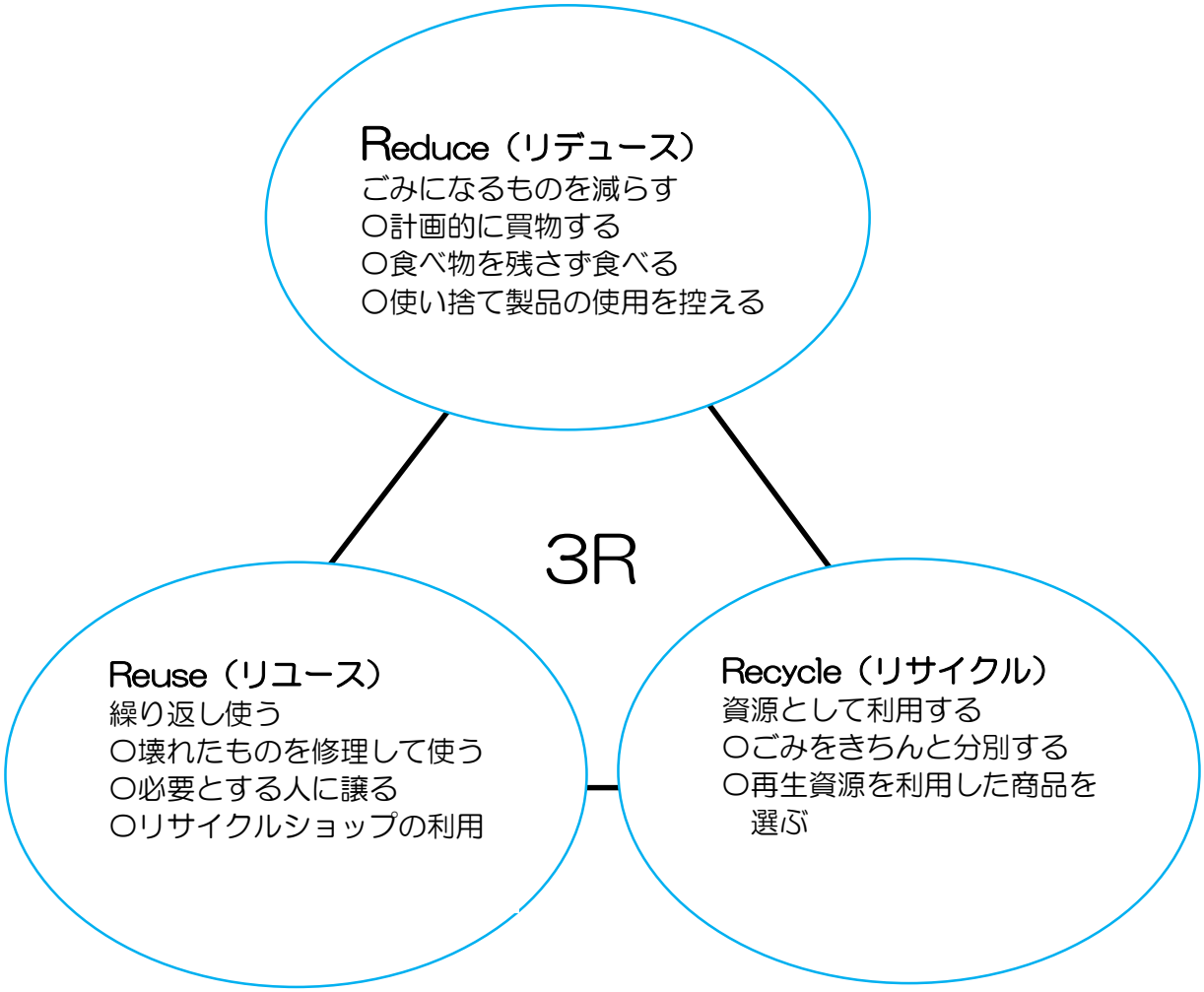
【目標値（令和 18 年度）】

１人１日当たりのごみ排出量	：	784g/人・日以下
リ　サ　イ　ク　ル　率	：	22.0%以上
最　終　処　分　率	：	6.5%以下

①　3R の推進

ごみの減量化及びリサイクル率の向上を図るため、循環型社会の形成において基本となる 3R、すなわち Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）及び Recycle（リサイクル：再生利用）を推進します。また、適正な分別排出の徹底や新たな品目の資源回収について検討します。

【3R の考え方】



（2）排出抑制及び再資源化計画

ごみの排出抑制及び再資源化を進めるためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携及び協力して取り組む必要があります。

1）市の役割と取組

① ごみの排出抑制に向けた広報活動

ア　市報、市ホームページ等を通じて、ごみの削減や分別方法について、分かりやすい情報発信に努めます。

イ　ごみの分別による資源化をテーマにした「出前講座」を積極的に開催し、市民に理解と協力を求めます。

ウ　子どもたちの環境意識向上を図るため、小学校でのごみ教室の開催を呼びかけます。また、市民等を対象に、ごみ処理施設の見学会を開催し、本市のごみ処理状況を知る機会を設けます。

② ごみの排出抑制の推進

ア　マイバッグの持参、レジ袋の削減及び簡易包装への協力を呼びかけます。

イ　使い捨て製品の使用自粛、詰め替え商品や再生資源を原材料とした商品の購入及び利用の促進に関する啓発を推進します。

③ リサイクル率の向上

ア　地区自治会、子ども会等の地域団体と協働し、分別区分の普及及び啓発、資源回収等に取り組みます。

イ　市民団体による資源回収活動を支援するため、集団資源回収奨励金制度や廃食用油の回収拠点等について、引き続き周知します。

④ 不法投棄対策

ア　ごみの適正処理について、市民及び事業者に対し啓発します。

イ　宮城県、警察その他関係機関との連絡を密にし、市民や各種団体等の協力を得ながら、不法投棄パトロールや啓発看板の設置等による監視及び啓発を行います。

2）市民の役割と取組

① ごみの排出抑制の推進

ア　水分が多く含まれている生ごみの水切りを徹底します。

イ　食べ切れる量を調理、購入するなど、食品ロスの削減に努めます。

ウ　買物の際はマイバッグを持参します。

エ　使い捨てのストロー、スプーン、おしぼり等の必要のないものは断り、ごみの削減に努めます。

② リサイクル率の向上

ア　リサイクル可能なパンフレット、チラシ、包装紙等の雑紙は、可燃ごみではなく、資源ごみとして分別します。

イ　新聞紙、雑誌、段ボール、空き缶及び空きびんは、市民団体が行う資源回収へ排出するなど積極的に協力します。

ウ　食品トレイ、空きびん等の店頭回収の利用に努めます。

3）事業者の役割と取組

① ごみの排出抑制の推進

ア　一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底するとともに、一般廃棄物の排出抑制に努めます。

イ　事業所においても、生ごみの水切り、食べ残しなどの食品ロスの削減に努めます。

② リサイクル率の向上

ア　事業所から排出される書類などの紙類の資源化に努めます。

イ　事業所から排出されるごみの分別を徹底し、資源化に努めます。

（3）収集運搬計画

1）収集区分

現行の収集区分を基本とします。ただし、ごみ処理施設及び資源化施設の更新、法制度の改正、資源化技術の進展等により収集区分の追加又は変更が必要となった場合は、適切に見直します。

2）収集運搬体制

収集運搬体制は、適正排出の確保及び安全で効率的な収集運搬を図るため、ごみ集積所の統合や再配置等について、地区自治会、環境衛生推進担当員等と協議及び検討します。

事業系一般廃棄物収集運搬業については、一般廃棄物の排出量、既存許可業者の収集運搬能力及び実績、適正処理の確保等を総合的に勘案し、現行の許可体制を基本とします。ただし、法令、排出状況又は収集運搬体制の変化等により必要が生じた場合は、許可方針を見直します。

3）ごみ集積所の適正な維持管理

ごみ集積所は、収集日以外の排出や分別ルールに適合しない排出が見られることから、管理する地区自治会、集合住宅管理者等と市が連携しながら、適正な維持管理ができるように努めます。また、ごみの適正な排出、減量及びリサイクルの推進のために、管理及び指導体制を設け、衛生環境の保全及び美観の維持に努めます。

（4）中間処理計画

1）広域的な取組

可燃ごみを処理する石巻広域クリーンセンターは、平成 14 年 12 月の竣工から 20 年以上が経過し、施設・設備の経年劣化が進んでいます。また、東日本大震災による被災や災害廃棄物の受入処理による設備への負荷等も踏まえ、令和 7 年 1 月に新ごみ処理施設整備基本構想が策定されました。同構想では、令和 16 年度（2034 年度）の供用開始を目標としており、本市は、石巻地区広域行政事務組合及び構成市町と連携して整備に向けた検討を進めます。

2）資源物処理施設

資源ごみの中間処理は、矢本リサイクルセンターで行っています。同施設は、平成７年３月に竣工し、現在は老朽化が進行しています。今後は、必要な修繕及び設備更新を行いながら適切に維持管理するとともに、施設の更新や民間処理施設の活用を含め、将来の処理体制を検討します。

3）粗大ごみ処理施設

粗大ごみの処理は、鳴瀬一般廃棄物最終処分場で行っています。破砕機等の設備を適切に維持管理し、再使用可能なものや資源物を選別した上で、分別及び破砕処理を行います。また、施設の更新や民間処理施設の活用を含め、将来の処理体制を検討します。

4）民間資源化施設の活用

プラスチックごみは、民間事業者の処理施設で資源化しています。今後も、処理の安定性、資源化方法、環境負荷及び経済性を考慮し、民間資源化施設を活用します。また、その他の資源物についても、必要に応じて民間施設の活用を検討します。

（5）最終処分計画

1）最終処分場の適正管理

本市が所有する３か所の一般廃棄物最終処分場のうち、鳴瀬一般廃棄物最終処分場及び矢本一般廃棄物最終処分場は埋立てを終了しています。東松島市一般廃棄物最終処分場では引き続き埋立処分を行い、関係法令に基づき適正に維持管理します。また、埋立てを終了した２施設についても、廃止までの間、必要な維持管理を行います。

【一般廃棄物最終処分場の概要】

施設名	東松島市一般廃棄物最終処分場
所在地	東松島市大塩字旗沢 85 番地 1
埋立開始年月日	平成 19 年（2007 年）４月１日
全敷地面積	63,460.51m^2
埋立地面積	9,279m^2
埋立届出容量	38,002m^3
埋立残余容量	17,759.38m^3（令和８年３月末時点）

施設名	鳴瀬一般廃棄物最終処分場
所在地	東松島市小野字中之関地内
埋立開始年月日	平成４年（1992 年）４月１日
全敷地面積	29,572m^2
埋立地面積	4,641m^2
埋立届出容量	15,000m^3
埋立終了	平成 29 年３月

施設名	矢本一般廃棄物最終処分場
所在地	東松島市大塩字旗沢地内
埋立開始年月日	昭和 57 年（1982 年）５月１日
全敷地面積	47,016m^2
埋立地面積	19,750m^2
埋立届出容量	135,000m^3
埋立終了	平成 19 年３月

2）新たな一般廃棄物最終処分場の整備

東松島市一般廃棄物最終処分場の埋立残余容量は、令和８年３月末時点で 46.7%です。

新たな最終処分場の整備には、候補地の選定、環境調査、市民への説明、関係機関との協議、各種手続及び施設整備に長期間を要します。このため、既存施設の残余容量及び年間埋立量を継続的に把握し、施設の延命化を図るとともに、次期最終処分場に係る基本構想等の策定に向けて計画的に検討します。

（6）減量化及び資源化重点施策

1）家庭系ごみの減量化・資源化に関する施策

①　排出抑制の推進

ごみの排出量を抑えることで、焼却処理量と埋立量を抑えることができます。ごみの発生抑制を進めるとともに、排出されるごみについては、紙類やプラスチック類等の適正な分別及び資源化を推進します。市民一人ひとりが、必要なものを必要な量だけ購入する、生ごみの水切りを行う、資源物を分別して排出するなどの取組を実践できるよう、周知及び啓発を行います。



②　分別指導

市報、市ホームページ等で減量化・資源化に関する記事を掲載し、啓発を行います。地区自治会、学校、各種団体等からの要請に応じ、「家庭ごみの出し方」等を活用した分別説明会を開催し、分別ルールの周知を図ります。



③　3R の周知啓発

廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の基本となる 3R について、広報媒体や出前講座等を通じて周知・啓発します。また、集団資源回収制度を周知し、実施団体の活動を支援します。



④　ライフスタイルの見直し

レジ袋の有料化等を契機に、マイバッグの持参が広く定着しています。今後も、使い捨て製品や過剰包装を避け、必要なものを必要な量だけ購入するなど、ごみの発生抑制につながるライフスタイルへの転換を促進します。



⑤　小型家電リサイクルの推進

不燃ごみから小型家電を適切に選別・回収し、認定事業者等への引渡しを通じて、有用金属の回収及び再資源化を推進します。



⑥　雑紙分別の強化

可燃ごみに混入しているリサイクル可能な雑紙について、市報、市ホームページ、分別説明会等を通じて分別方法を周知し、資源ごみとしての排出を促進します。



⑦　フードドライブの活用

家庭で余っている未利用食品を持ち寄り、福祉団体やフードバンク等を通じて必要とする人に提供するフードドライブについて、関係団体と連携し、実施を検討します。



2）事業系ごみの減量化及び資源化に関する施策

①　分別の徹底と資源化の推進

多量排出事業者等に対する立入指導、排出事業者責任の周知及び処理施設への搬入時の確認、指導等により、事業系ごみの減量化、適正分別及び資源化を促進します。



②　フードドライブの活用

企業や事業所に対し、品質に問題がない未利用食品をフードバンク等へ提供する活動への協力を呼びかけます。



3）ごみ集積所の適正な維持管理

①　ごみ分別パンフレットの配布

令和８年度に作成したパンフレット「東松島市家庭ごみの出し方」について、必要に応じて改訂し、全戸配布するとともに、市ホームページ等でも周知します。



② **資源物持ち去り行為に対する対応**

ごみ集積所からの資源物の持ち去り行為について、関係法令及び市のルールに基づき、警察その他の関係機関と連携して対応します。



③ **ごみ集積所の環境整備**

ごみ集積所に必要なコンテナボックス、カラス除けネット等を地区自治会に配布し、集積所及び周辺の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。



4）その他

① **不法投棄対策**

市民、各種団体等の協力を得ながら、宮城県、警察その他関係機関との連携を密にし、不法投棄パトロールの実施、啓発看板の設置等による監視体制を強化します。



② **処理困難廃棄物の適正管理**

有害物質を含むもの、危険性のあるもの、発火のおそれがあるもの、処理施設を損傷するおそれがあるものなど、市の処理施設で適正に処理することが困難な廃棄物について、品目ごとの適切な排出先及び処理方法を市民及び事業者に周知します。



③ **感染性廃棄物対策**

家庭から排出される使用済みマスク等について、国の指針等に基づく適切な排出方法を市民に周知します。また、医療機関等から排出される感染性廃棄物について、関係法令に基づき適正に処理されるよう、排出事業者へ周知します。



（7）災害廃棄物の処理

1）災害廃棄物処理計画

本市では、東日本大震災、令和元年東日本台風（台風第 19 号）及び令和 4 年福島県沖地震により、多くの災害廃棄物が発生しました。

将来発生が想定される地震、津波、風水害等に平時から備えるとともに、災害に伴って発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民生活の早期の復旧及び復興を図るため、国の「災害廃棄物対策指針」及び「宮城県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、令和 6 年 3 月に「東松島市災害廃棄物処理計画」を策定しました。災害発生時には、同計画に基づき災害廃棄物を処理します。

2）災害廃棄物の処理の実施主体

災害廃棄物の処理は、市が処理主体となり、被害状況、災害廃棄物の発生量及び性状、道路及び処理施設の被災状況その他必要な情報を把握した上で、収集運搬、仮置き、分別、再使用、再生利用、中間処理及び最終処分を計画的に実施します。

市は、必要に応じて、適切な処理能力を有する民間事業者等に処理業務の一部を委託します。この場合において、市は、委託先、処理方法、処理施設、処理量その他必要な事項を確認し、災害廃棄物が適正に処理されるよう必要な管理を行います。

また、市単独での処理が困難な場合は、宮城県、他の地方公共団体、関係団体及び民間事業者等に対して支援を要請し、広域的な処理体制を確保します。

3）災害廃棄物の仮置場の設置

非常災害時における災害廃棄物の処理にあたっては、災害廃棄物を一時的に集積し、分別及び保管を行うための仮置場を設置します。

市は、平時から、想定される災害の種類及び規模、災害廃棄物の発生量、土地の利用状況、周辺の生活環境、搬入及び搬出経路並びに処理先までの運搬条件等を考慮し、仮置場候補地の確保に努めます。

仮置場では、災害廃棄物を種類及び性状に応じて分別し、飛散、流出、地下浸透、悪臭、騒音、振動、粉じん、火災その他生活環境への支障を防止するために必要な措置を講じます。

仮置場候補地、その他の具体的事項は、東松島市災害廃棄物処理計画に定めています。今後、土地利用や周辺環境等の変化を踏まえ、必要に応じて見直します。

（8）ごみ処理基本計画の評価と見直し

本計画の実効性を確保するため、毎年度、1 人 1 日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分率及び生活排水処理率等の指標並びに施策の実施状況を把握し、進捗を評価します。評価結果は、市ホームページ等で公表し、必要に応じて施策の内容及び実施方法を見直します。

また、おおむね 5 年後を目途に総合的な検証を行い、社会情勢、法制度、人口動向及び処理施設の整備状況等を踏まえて、計画を見直します。

第３章　生活排水処理基本計画

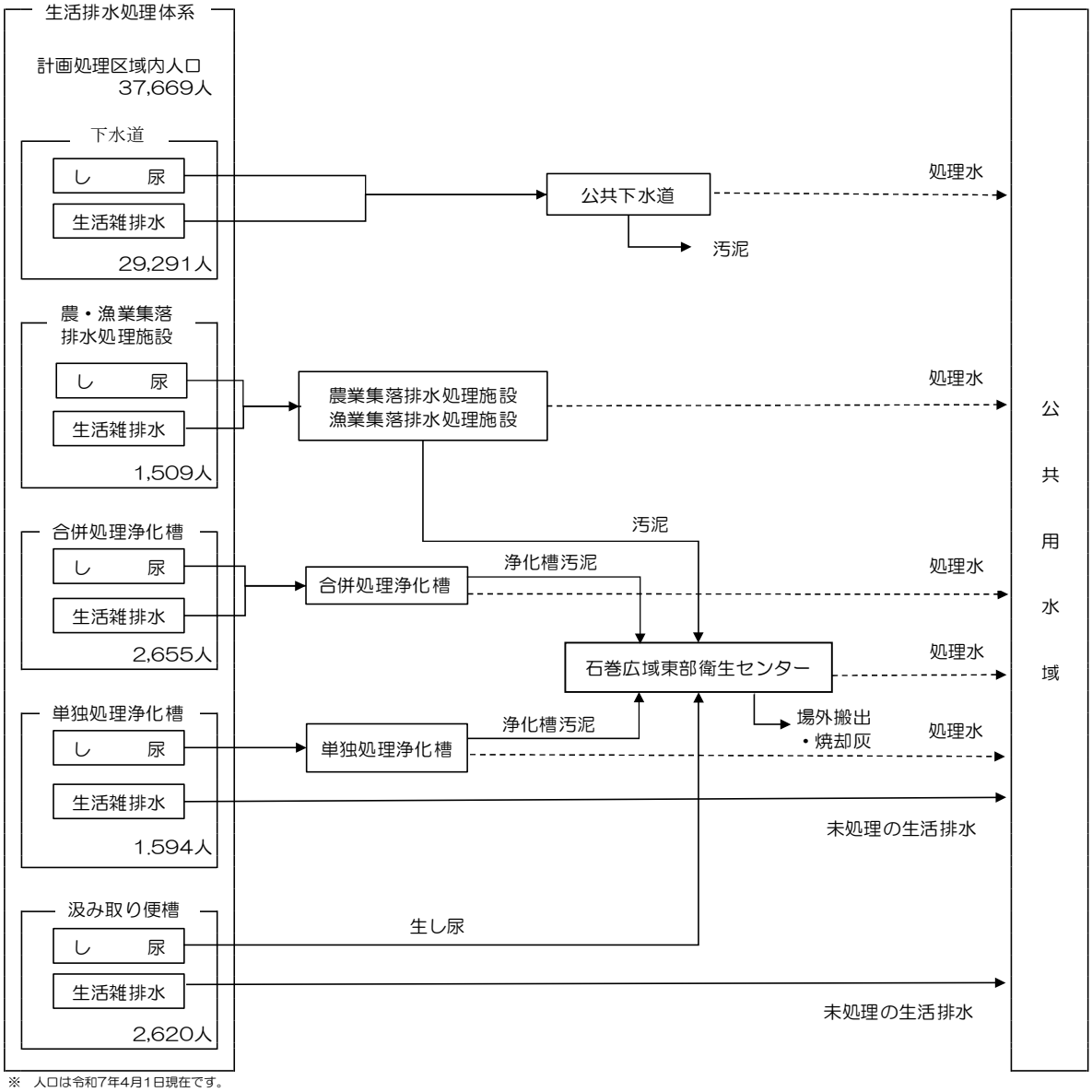
１　生活排水処理の概要

（１）生活排水処理の状況

本市の生活排水は、公共下水道及び農・漁業集落排水処理施設への接続並びに合併処理浄化槽の設置により、多くの世帯でし尿と生活雑排水が併せて処理されています。

一方、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を使用している世帯では、し尿は処理されているものの、台所、風呂、洗濯等から生じる生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流される場合があります。

【生活排水処理の基本的な流れ（令和７年度）】



※　人口は令和7年4月1日現在です。

資料：東松島市建設部都市整備課

（2）生活排水処理形態別人口

令和７年度の計画処理区域内人口 37,669 人のうち、公共下水道、農・漁業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽により、し尿と生活雑排水を併せて処理している人口は 33,455 人で、生活排水処理率は 88.8%でした。

生活排水処理人口の内訳は、公共下水道が 29,291 人、農・漁業集落排水処理施設が 1,509 人、合併処理浄化槽が 2,655 人であり、公共下水道が生活排水処理人口の 87.6%を占めています。

【生活排水処理形態別人口の推移】

（単位：人）

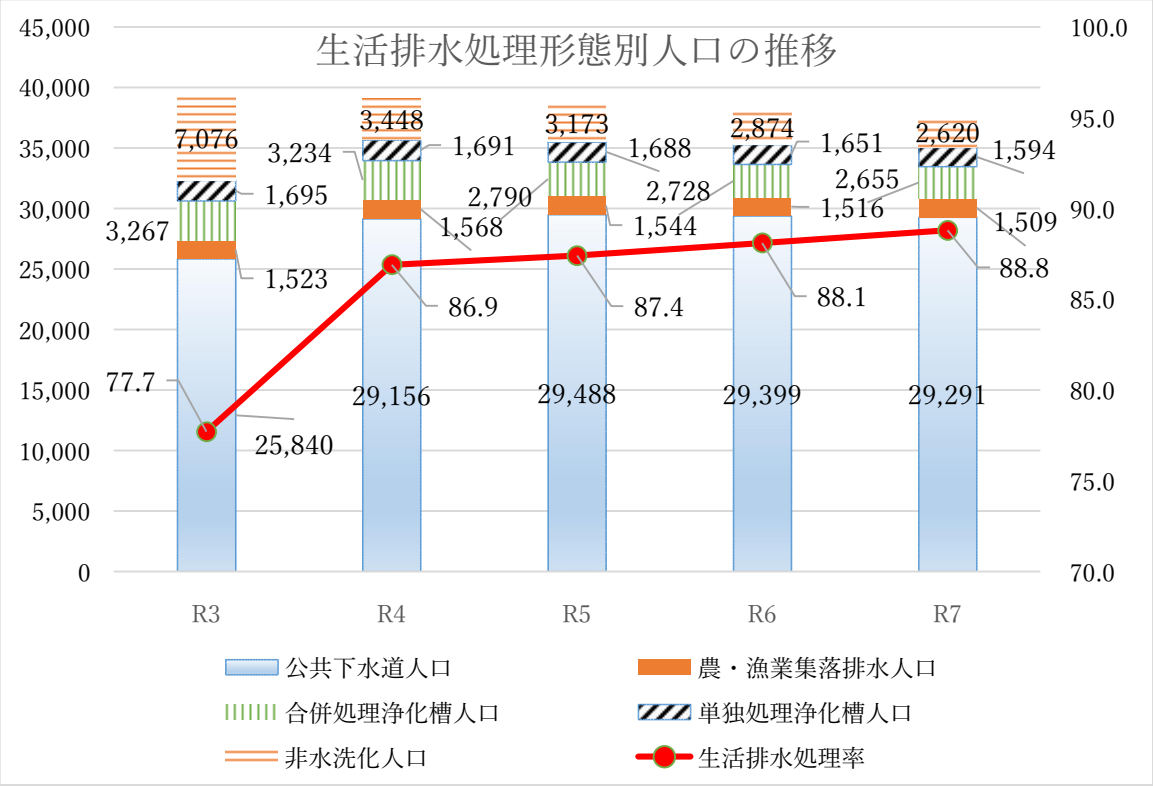
	R3	R4	R5	R6	R7	R7 処理形態別割合
計画処理区域内人口	39,401	39,097	38,683	38,168	37,669	100.0%
生活排水処理人口	30,630	33,958	33,822	33,643	33,455	88.8%
公共下水道	25,840	29,156	29,488	29,399	29,291	77.8%
農・漁業集落排水処理施設	1,523	1,568	1,544	1,516	1,509	4.0%
合併処理浄化槽	3,267	3,234	2,790	2,728	2,655	7.0%
生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	1,695	1,691	1,688	1,651	1,594	4.2%
非水洗化人口（汲み取りし尿人口）	7,076	3,448	3,173	2,874	2,620	7.0%
生活排水処理率	77.7%	86.9%	87.4%	88.1%	88.8%	

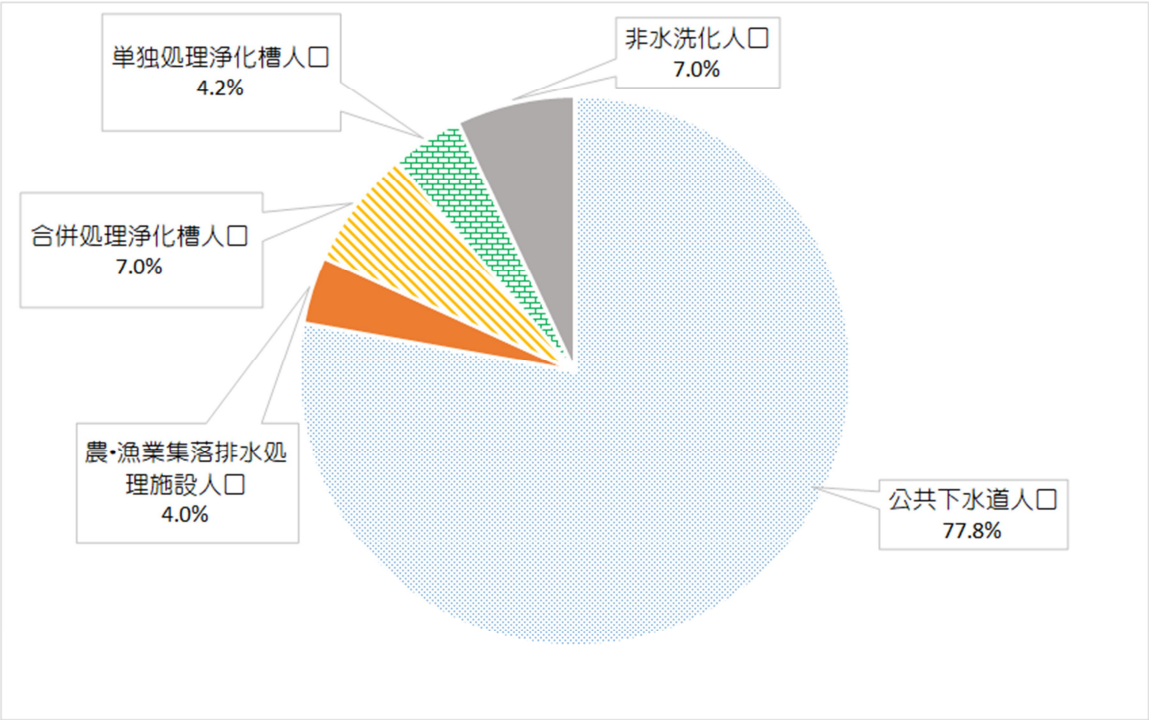
※1　生活排水処理率：（実際にし尿と生活雑排水を併せて処理している人口）÷（計画処理区域内人口）×100
※2　人口は、各年度４月１日現在です。

資料：東松島市建設部都市整備課資料

【生活排水処理形態別人口の推移】

（単位：人、%）





※　令和７年度計画処理区域内人口 37,669 人の生活排水処理形態別割合

（3）生活排水の処理主体

集合処理については、本市が公共下水道及び農・漁業集落排水処理施設を整備し、生活排水を処理しています。なお、公共下水道で収集した汚水は、宮城県が管理する流域下水道の石巻浄化センターで処理されています。

個別処理については、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽により、設置者等が処理を行っています。

また、し尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設から発生する汚泥は、石巻地区広域行政事務組合が管理する石巻広域東部衛生センターで処理しています。

【生活排水の処理主体】

処理施設	対象	設置・管理・処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	管渠等：東松島市 流域下水道及び終末処理場：宮城県
農・漁業集落排水処理施設	し尿、生活雑排水	東松島市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	浄化槽管理者
単独処理浄化槽	し尿	浄化槽管理者
石巻広域東部衛生センター	し尿、浄化槽汚泥、農・漁業集落排水処理施設汚泥	石巻地区広域行政事務組合

（4）生活排水処理施設

1）生活排水処理施設の整備に関する事業概要

生活排水の収集及び処理に必要な管渠、処理施設等の整備事業は、以下のとおりです。

【生活排水処理事業】

事　業	概　要	設置・維持管理主体	普及人口（人）（R7）	所　管
公共下水道事業	市が管渠等を整備し、宮城県が管理する流域下水道に接続して生活排水を処理する事業	東松島市	29,291	国　土交通省
農業集落排水施設整備事業	農業集落の環境改善及び農業用用排水の水質保全を図るために農業振興地域内で管渠、処理場等を整備する事業		1,335	農　林水産省
漁業集落排水施設整備事業	漁業集落の環境改善、漁港の水質保全を図るために管渠、処理場等を整備する事業		154	
浄化槽設置整備事業（個人設置型）	公共下水道の事業計画区域外又は農・漁業集落排水施設の処理区域外において、合併処理浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付する事業	個人	2,655	環境省

①　公共下水道事業概要

建設開始	平成３年（1991 年）　４月１日
供用開始	平成５年（1993 年）10 月１日
地方公営企業法適・非適用区分	法適用（財務適用） 令和２年（2020 年）　４月１日から
処理区域内人口密度	36.18 人/ha
流域下水道等への接続の有無	あり
処理区数	１区（北上川下流流域処理区）
処理場数	なし（全域を流域下水道接続しているため、市は終末処理場を有していない）
広域化・共同化・最適化実施状況	広域化：平成 28 年（2016 年）６月に中沢処理区を流域下水道へ接続しました。 共同化：平成 16 年度（2004 年度）から、石巻地方広域水道企業団に、水道事業と併せて使用料徴収、滞納整理及び窓口業務を委託しています。

資料：東松島市下水道事業経営戦略令和６（2024）年度改定版

②　農業集落排水事業概要

建設開始	昭和 63 年（1988 年）４月１日
供用開始	平成　５年（1993 年）４月１日
地方公営企業法適・非適用区分	法適用（財務適用） 令和　２年（2020 年）４月１日から
処理区域内人口密度	6.34 人/ha
流域下水道等への接続の有無	なし
処理区数	１区（北赤井処理区）
処理場数	１か所（北赤井アクアクリーンセンター）
広域化・共同化・最適化実施状況	広域化：平成 27 年（2015 年）４月から、下小松処理区について流域下水道に接続した。 共同化：平成 16 年度（2004 年度）から、石巻地方広域水道企業団に対し、水道事業と合わせた使用料徴収、滞納整理、窓口業務の委託を実施した。

資料：東松島市下水道事業経営戦略令和６（2024）年度改定版

③　漁業集落排水事業概要

建設開始	昭和 56 年（1981 年）４月　１日
供用開始	昭和 61 年（1986 年）３月 20 日
地方公営企業法適・非適用区分	法適用（財務適用） 令和　２年（2020 年）４月　１日から
処理区域内人口密度	18.89 人/ha
流域下水道等への接続の有無	なし
処理区数	１区（月浜、大浜、室浜処理区）
処理場数	なし
広域化・共同化・最適化実施状況	共同化：平成 16 年度（2004 年度）から、石巻地方広域水道企業団に、水道事業と併せて使用料徴収、滞納整理及び窓口業務を委託しています。 最適化：東日本大震災で被災した大浜地区汚水排水処理施設を廃止し、平成 26 年度（2014 年度）から大型浄化槽による処理を開始しました。

資料：東松島市下水道事業経営戦略令和６（2024）年度改定版

２）し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

本市でのし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が行います。収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、石巻広域東部衛生センターへ運搬されます。

【し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業等の許可業者数】

種類	許可業者数
し尿	３社
浄化槽汚泥	５社

※　同一の事業者が複数の許可区分を有する場合があります。

資料：東松島市市民生活部市民生活課

２　し尿及び汚泥の収集処理等の状況

（１）し尿及び浄化槽汚泥の収集区域の範囲及び体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、本市全域で行っています。

し尿及び浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集し、石巻広域東部衛生センターへ搬入します。

（２）し尿及び浄化槽汚泥の搬入量

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は、本市から石巻広域東部衛生センター及び石巻広域西部衛生センターへ搬入された量を集計したもので、以下のとおりです。

なお、石巻広域西部衛生センターは、令和５年３月31日に閉鎖されました。

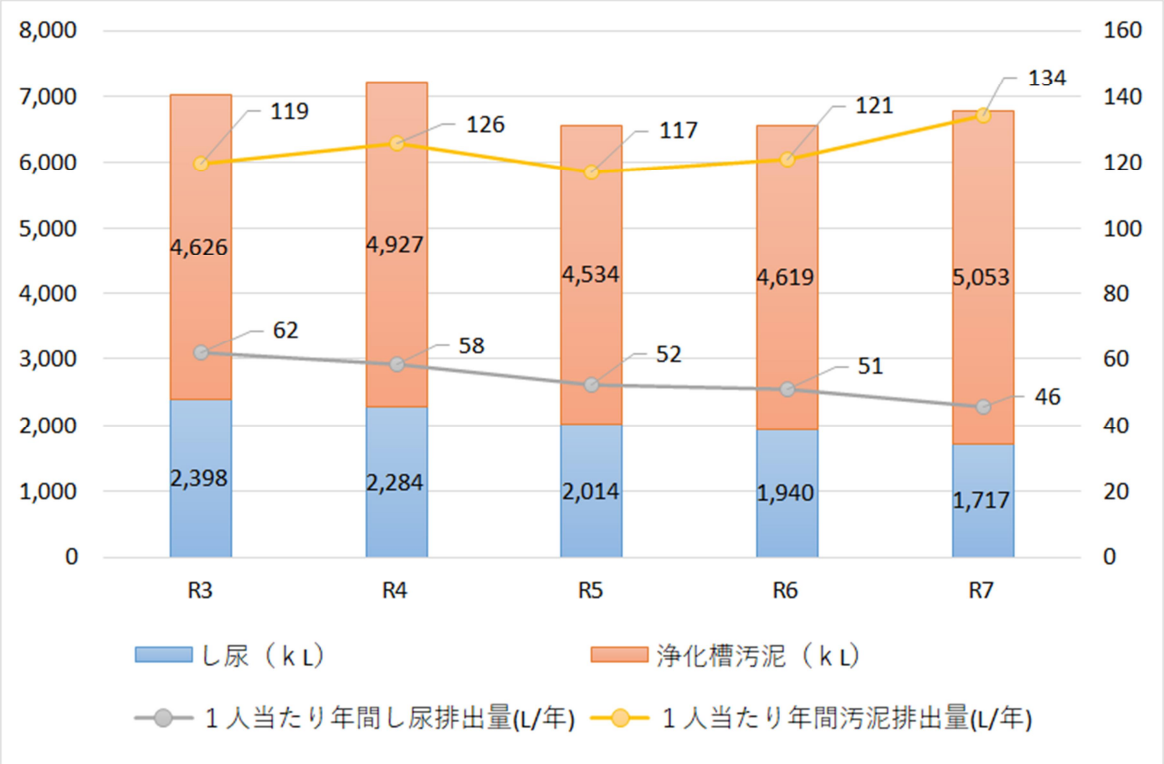
【し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移】

（単位：kL）

	R3	R4	R5	R6	R7
し尿及び汚泥発生量	7,024	7,211	6,548	6,559	6,770
し尿	2,398	2,284	2,014	1,940	1,717
浄化槽汚泥	4,626	4,927	4,534	4,619	5,053
計画処理区域内人口１人当たり年間し尿排出量（L/人・年）	62	58	52	51	46
計画処理区域内人口１人当たり年間汚泥排出量（L/人・年）	119	126	117	121	134

資料：石巻広域衛生センター処理年報

【し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移】



（3）し尿処理施設の状況

1）し尿処理施設の概要

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、石巻地区広域行政事務組合が管理する石巻広域東部衛生センターで処理されています。

石巻広域東部衛生センターでは、石巻市、女川町及び本市から搬入されるし尿、浄化槽汚泥及び集落排水施設汚泥を処理しています。搬入物から前処理設備でし渣を除去した後、膜分離型高負荷脱窒素処理及び高度処理を行っています。処理過程で発生したし渣及び汚泥は、焼却等により処理されています。

また、施設内で発生する臭気は、高濃度、中濃度及び低濃度に区分して捕集し、それぞれ脱臭処理を行っています。

【し尿処理施設の概要】

		内　　容
名称		石巻広域東部衛生センター
施設所管		石巻地区広域行政事務組合
所在地		石巻市東福田字高須賀 84-1
計画処理能力		150kL/日（し尿 110kL/日、浄化槽汚泥 40kL/日）
処理方式	主処理	膜分離型高負荷脱窒素処理、高度処理
	汚泥処理、し渣処理	汚泥：脱水→焼却処理　※一部堆肥化　し渣：焼却処理
	臭気処理	【高濃度臭気】　薬液洗浄→活性炭吸着 【中濃度臭気】　薬液洗浄→活性炭吸着 【低濃度臭気】　活性炭吸着
	資源化	一部堆肥化
プロセス用水		上水
放流先		一級河川大土川
敷地・建築		敷地：13,525m^2、処理棟：2,272m^2、管理棟：342m^2
放流設計基準値	pH	5.8～8.6
	BOD	5mg/L 以下
	SS	5mg/L 以下
	COD	10mg/L 以下
	t-N	10mg/L 以下
	t-P	1mg/L 以下
	色度	20 度以下
	大腸菌数	29CFU/mL 以下
竣工		平成 7 年（1995 年）12 月

※　pH：水素イオン濃度、BOD：生物化学的酸素要求量、ＳＳ：浮遊物質量、COD：化学的酸素要求量、t-N：全窒素、t-P：全リン

資料：石巻地区広域行政事務組合

2）放流水の状況

石巻広域東部衛生センターの放流水の水質分析結果は、以下のとおりであり、いずれの項目も設計基準値を満たしています。

【放流水の状況】

項目	単位	R3	R4	R5	R6	R7
pH	―	7.42	7.34	7.38	7.40	7.43
BOD	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
SS	mg/L	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
COD	mg/L	1.1	1.0	0.8	0.8	0.8
t-N	mg/L	2.68	2.76	0.40	0.29	0.29
t-P	mg/L	0.025	0.025	0.017	0.020	0.041
色度	度	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満
大腸菌群数（R3～6） 大腸菌数（R7）	大腸菌群数（個/m^3） 大腸菌数（CFU/mL）	0	0	0	0	0

※　大腸菌の単位は、令和 3～6 年度は「大腸菌群数（個/m^3）」、令和 7 年度から「大腸菌数（CFU/mL）。

資料：石巻地区広域行政事務組合

3）最終処分の状況

し尿処理施設の排出残さ物（焼却残さ）の最終処分は、石巻市、女川町、本市及び石巻地区広域行政事務組合との間で締結した「石巻地区広域行政事務組合清掃施設排出残さ物の処分に関する協定書」に基づき、搬入量に応じて按分された焼却残さを、協定に基づき東松島市一般廃棄物最終処分場で受け入れ、埋立処分しています。

本市の過去 5 年間のし尿処理施設から排出された焼却残さの受入れ状況は、以下のとおりです。

【し尿処理施設から排出された焼却残さの受入れ状況】

（単位：t）

	R3	R4	R5	R6	R7
焼却残さ	5	0	0	0	23

資料：東松島市一般廃棄物最終処分場処理年報

３　現状の評価と課題の抽出

（１）現状の評価

１）公共下水道

本市の公共下水道は、平成５年度（1993 年度）に供用を開始し、当初は中沢処理区の処理施設で汚水を処理していました。その後、宮城県が運営する北上川下流流域下水道の石巻浄化センターが平成 10 年度（1998 年度）に供用を開始し、平成 28 年度（2016 年度）には中沢処理区を同流域下水道へ接続しました。現在、本市の公共下水道から排出される汚水は、石巻浄化センターで処理されています。これまでに整備した汚水管渠の総延長は、約 216km です。

なお、石巻浄化センターを含む北上川下流流域下水道の建設改良に要する費用について、本市は流域下水道建設負担金を負担しています。

本施設は、供用開始から３０年以上経過しました。国土交通省では、下水道の土木・建築構造物の標準耐用年数を 50 年としています。本市では、令和４年４月「東松島市公共下水道ストックマネジメント計画」（以下「ストックマネジメント計画」という。）に基づき、適切な点検、調査、修繕及び改築を行い、施設の長寿命化を推進しています。

２）集落排水処理施設

農業集落排水事業に関する汚水処理施設は、昭和 63 年度（1988 年度）に建設を開始し、平成５年（1993 年）４月に供用を開始しました。農業集落排水施設には下小松処理区及び北赤井処理区がありましたが、下小松処理区は北上川下流流域下水道へ接続しました。北赤井処理区についても、処理の効率化及び施設の老朽化対策の観点から、「東松島市下水道基本構想」に基づき、北上川下流流域下水道への接続を予定しています。

漁業集落排水事業に関する汚水処理施設は、大浜地区で供用を開始しましたが、東日本大震災の影響により当該施設を廃止しました。平成 26 年度（2014 年度）から、月浜、大浜及び室浜処理区に大型浄化槽を設置し、事業を継続しています。

３）合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽

平成 12 年の浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）の改正により、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、浄化槽を新設する場合は合併処理浄化槽を設置することとなりました。令和７年度末の浄化槽設置基数に占める単独処理浄化槽の割合は37.5%です。

また、令和２年４月１日にも浄化槽法の一部改正が施行され、「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要になりました。単独処理浄化槽が設置されている家庭では、浄化槽の老朽化による故障等が懸念されるため、合併処理浄化槽への転換を一層促進する必要があります。また、適切な維持管理がなされていない浄化槽は、処理能力の低下が懸念され、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の要因になります。浄化槽の維持管理は、浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務付けられています。

（2）課題の抽出

1）公共下水道

① 公共下水道の整備区域内における未接続世帯に対し、早期接続を促進し、水洗化率の向上を図る必要があります。

② ストックマネジメント計画に基づき施設の点検、調査、修繕及び改築を進めています。今後 10 数年間に施設の更新が集中することが見込まれるため、財源の確保に努めるとともに、予防保全型の管理により更新時期の平準化を図る必要があります。

③ 今後、人口減少に伴う使用料収入及び処理水量の減少、施設及び管渠の老朽化に伴う維持管理費及び更新費の増加が見込まれることから、施設の効率的な維持管理及び更新と経営の持続性の確保が必要です。

2）集落排水処理施設

① 集落排水処理施設整備区域内の住宅について、早期の接続を促し、水洗化率の向上を図る必要があります。

② 農業集落排水施設については、「東松島市下水道基本構想」に基づき、公共下水道への接続を進めるとともに、接続までの間、管渠等の適切な維持管理及び長寿命化を図る必要があります。

③ 漁業集落排水施設については、平成 26 年度に大型浄化槽による処理を開始しており、今後、設備及び機器の計画的な修繕及び更新が必要です。

④ 今後の人口減少に伴う使用料収入や処理水量の減少、施設及び管渠の老朽化等による費用の増加が見込まれることから、既存施設の効率的な維持及び更新と経営の持続性確保が必要です。

3）合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽

① 単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し、生活雑排水を処理できないことに加え、老朽化による機能低下も懸念されるため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

② 適切な維持管理がなされていない浄化槽は、処理能力の低下が懸念されます。また、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の要因となることから、浄化槽の処理機能を適正に維持するため、浄化槽管理者に対し、保守点検、清掃及び法定検査の実施を促す必要があります。

4）下水道事業の理解の促進

下水道は、衛生的で快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全に欠かせない施設ですが、日常生活で目にする機会が少ないことから、その役割や経営状況が十分に理解されにくい面があります。下水道事業を持続的かつ安定的に運営するため、下水道の役割、仕組み、維持管理及び経営状況等について、分かりやすく情報を提供する必要があります。

４　計画の推進と進行管理

（１）生活排水処理の基本方針

河川や海等の公共用水域の水環境を保全するため、日常生活及び事業活動から生じる生活排水を適切に処理する必要があります。

本市では、今後 10 年間の生活排水処理事業について、次の基本方針を掲げ、生活排水の適正処理を推進します。

基本方針１
公共下水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新を進めるとともに、必要な整備を推進します。

基本方針２
公共下水道及び集落排水施設の整備区域内における未接続世帯に対し、早期接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。

基本方針３
単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を使用している世帯に対し、区域の状況に応じて、公共下水道等への接続又は合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水処理率の向上を図ります。

基本方針４
下水道の役割、仕組み、維持管理及び経営状況等について情報を提供し、市民の理解の促進を図ります。

（２）数値目標の設定

生活排水の処理に係る数値目標は、以下のとおりです。

【生活排水処理普及率】

（単位：%）

	R7 実績	R18 目標
生活排水処理普及率	95.3	97.1
下水道普及率	84.5	88.8
集落排水普及率	4.4	0.4
浄化槽普及率	6.4	8.1

※1　生活排水処理普及率は、生活排水処理施設を利用できる行政人口の割合であり、70 ページの生活排水処理率は、実際に生活排水を処理している人口の計画処理区域内人口の割合であることから、算定方法が異なります。
　生活排水処理普及率：（生活排水処理施設を利用できる人口）÷（行政人口）×100
　生活排水処理率：（実際にし尿と生活雑排水を併せて処理している人口）÷（計画処理区域内人口）×100
※2　下水道普及率：（公共下水道処理区域内人口）÷（行政人口）×100
※3　集落排水水洗化率：（集落排水接続人口）÷（集落排水処理区域内人口）×100
※4　浄化槽普及率：（対象となる浄化槽人口）÷（行政人口）×100

資料：東松島市建設部都市整備課

（3）宮城県生活排水処理計画

1）甦る水環境みやぎ（宮城県生活排水処理基本構想：令和８年３月見直し）

①　策定の趣旨

宮城県は、生活排水処理施設の効率的な整備及び普及を進めるため、平成７年12月に「宮城県下水道整備基本構想」を策定し、その後、社会情勢や整備状況の変化を踏まえて見直しを行ってきました。平成28年６月には、「甦る水環境みやぎ（宮城県生活排水処理基本構想）」を策定し、県と市町村が連携して生活排水処理施設の整備及び普及に取り組んできました。令和８年３月の見直しでは、人口減少、施設の老朽化及び地方公共団体の財政状況等を踏まえ、施設整備の概成と持続可能な事業運営に向けた方向性が示されています。

②　宮城県の目標

宮城県生活排水処理基本構想における本市の生活排水処理人口及び普及率並びに生活排水処理施設の普及率の目標は、以下のとおりです。

【宮城県生活排水処理基本構想における本市の生活排水処理人口と普及率（令和６年度末）】

（単位：人、％）

行政人口	公共下水道		集落排水		合併処理浄化槽		汚水処理計	
	普及人口	普及率	普及人口	普及率	普及人口	普及率	普及人口	普及率
37,669	31,854	84.5	1,644	4.4	2,401	6.4	35,899	95.3

※1　行政人口は令和７年４月１日現在を使用しています。
※2　普及人口とは、上記に示す各処理施設を利用できる人口を示します。
※3　普及率は、「普及人口（人）÷行政人口（人）×100」で示します。
※4　合併処理浄化槽の普及人口は、「生活排水処理人口の合併処理浄化槽人口（人）－下水道供用開始公示済区域及び集落排水区域の合併処理浄化槽人口（人）」で示します。

【宮城県生活排水処理基本構想における生活排水処理施設整備の普及率の目標】

（単位：％）

目標	公共下水道	集落排水	合併処理浄化槽	汚水処理計
R17	88.8	0.4	7.9	97.1
R27	88.8	0.4	9.7	99.0

※　各普及率は端数処理しているため、内訳の合計が汚水処理計と一致しない場合があります。

（4）生活排水処理基本計画の評価と見直し

本計画の実効性を確保するため、毎年度、生活排水処理普及率、下水道普及率、集落排水普及率及び浄化槽普及率等の進捗並びに施策の実施状況を把握し、評価します。評価結果は、市ホームページ等で公表し、必要に応じて施策の内容及び実施方法を見直します。

また、おおむね５年後を目途に総合的な検証を行い、社会情勢、法制度、人口動向及び処理施設の整備状況等を踏まえて、本計画を見直します。

5　計画処理量の予測

（1）生活排水処理人口及び処理量の見込み

生活排水処理人口及び処理量の見込みについて、令和８年度から令和 16 年度までは、令和７年３月に策定された「東松島市下水道事業経営戦略令和６（2024）年度改定版」の数値を用います。また、令和 17 年度から令和 18 年度までは、社人研の地域別将来推計人口を基に算出します。

１）生活排水処理人口の見込み

総人口、処理区域内人口及び水洗化人口の予測は、以下のとおりです。

【総人口及び処理区内人口予測】

（単位：人）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総人口	37,191	36,829	36,467	36,105	35,743	35,358	34,973
処理区域内人口	32,880	32,548	32,217	31,887	31,557	31,208	30,859
公共下水道	31,303	30,998	30,693	30,389	30,084	29,760	29,436
農業集落排水	1,419	1,394	1,370	1,346	1,323	1,300	1,277
漁業集落排水	158	156	154	152	150	148	146

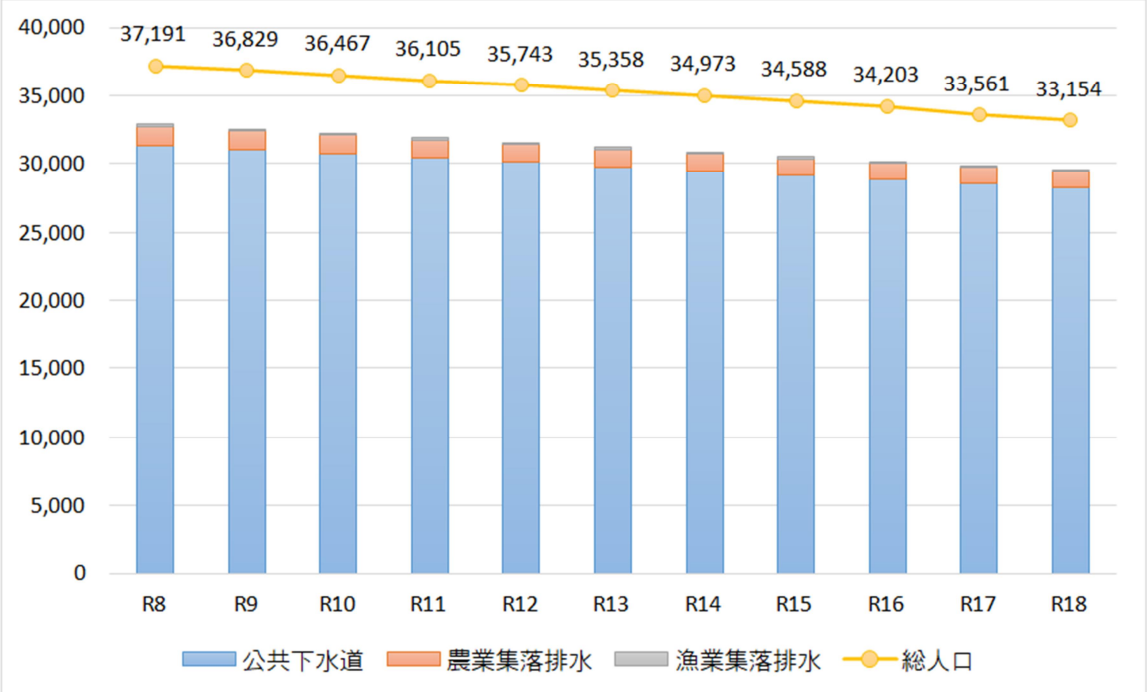
	R15	R16	R17	R18
総人口	34,588	34,203	33,561	33,154
処理区域内人口	30,511	30,163	29,840	29,519
公共下水道	29,112	28,788	28,488	28,191
農業集落排水	1,255	1,233	1,212	1,190
漁業集落排水	144	142	140	138

※　R17 及び R18 の予測値は、R8 から R16 まで減少率を加味して推測した数値です。

資料：東松島市下水道事業経営戦略令和６（2024）年度改定版
東松島市建設部都市整備課

【総人口及び処理区域内人口予測】

（単位：人）



【集合処理施設水洗化人口予測】

（単位：人）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口計	30,089	29,787	29,484	29,181	28,879	28,560	28,241
公共下水道	28,646	28,368	28,089	27,810	27,531	27,235	26,938
農業集落排水	1,285	1,263	1,241	1,219	1,198	1,177	1,157
漁業集落排水	158	156	154	152	150	148	146

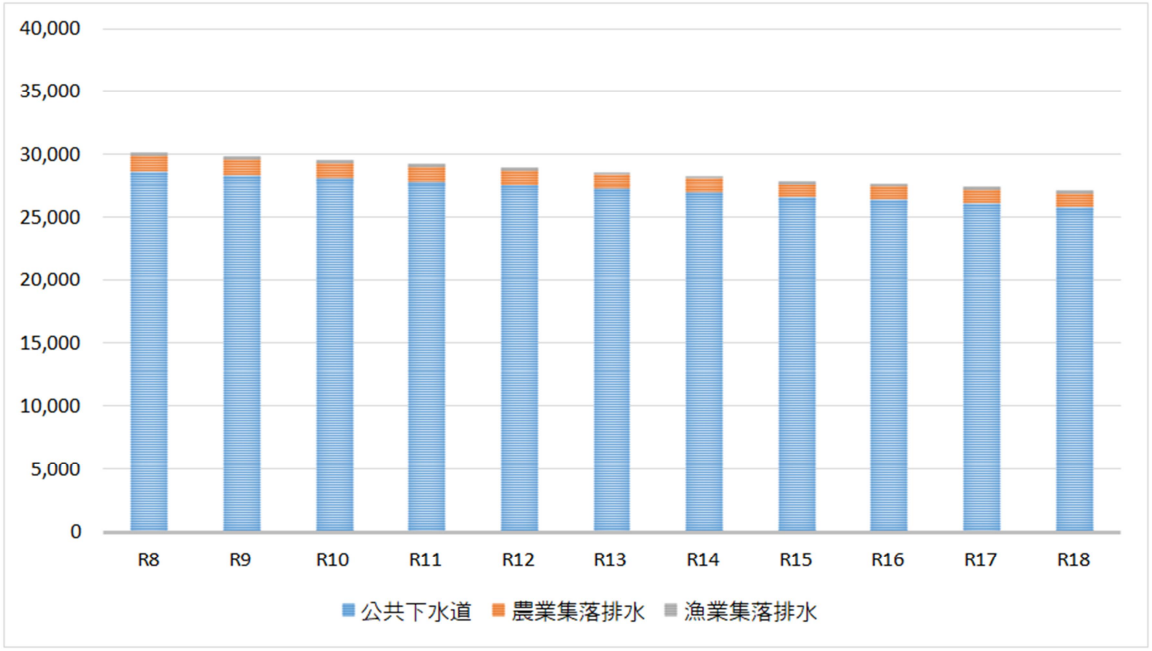
	R15	R16	R17	R18
人口計	27,922	27,604	27,308	27,016
公共下水道	26,641	26,345	26,071	25,799
農業集落排水	1,137	1,117	1,098	1,079
漁業集落排水	144	142	140	138

※　R17 及び R18 の予測値は、R8 から R16 まで減少率を加味して推測した数値です。

資料：東松島市下水道事業経営戦略令和６（2024）年度改定版
東松島市建設部都市整備課

【集合処理施設水洗化人口予測】

（単位：人）



2）浄化槽及び汲み取り便槽

浄化槽及び汲み取り便槽における処理予測人口を以下のとおり示します。

【浄化槽及び汲み取り便槽における処理予測人口】

（単位：人）

処理人口予測		計画処理人口	公共下水道処理区域外人口	集落排水人口	合併処浄化槽人口	単独処浄化槽人口	汲み取りし尿人口
実績値	R3	39,401	12,876	1,523	3,267	1,695	7,076
	R4	39,097	9,941	1,568	3,234	1,691	3,448
	R5	38,683	9,195	1,544	2,790	1,688	3,173
	R6	38,168	8,769	1,516	2,728	1,651	2,874
	R7	37,669	8,378	1,509	2,655	1,594	2,620
予測値	R8	37,191	5,888	1,577	1,552	905	1,854
	R9	36,829	5,831	1,550	1,541	899	1,841
	R10	36,467	5,774	1,524	1,530	892	1,828
	R11	36,105	5,716	1,498	1,518	886	1,814
	R12	35,743	5,659	1,473	1,507	879	1,800
	R13	35,358	5,598	1,448	1,494	871	1,785
	R14	34,973	5,537	1,423	1,481	864	1,769
	R15	34,588	5,476	1,399	1,468	856	1,753
	R16	34,203	5,415	1,375	1,454	848	1,738
	R17	33,561	5,359	1,352	1,442	841	1,724
	R18	33,154	5,303	1,329	1,430	834	1,710

※1　合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び汲み取りし尿人口は、下水道未接続人口から集落排水人口を控除した人口を、過去５年間の平均構成比（合併処理浄化槽 36%、単独処理浄化槽 21%、汲み取りし尿 43%）により按分して算出しています。

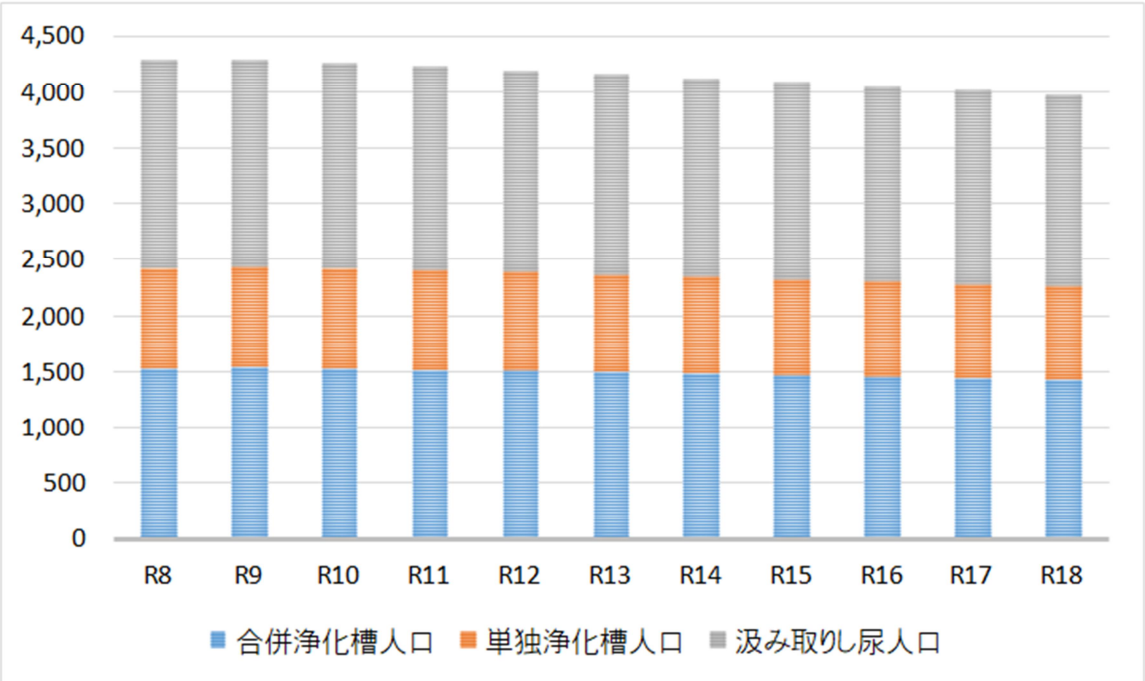
※2　人口は各年度の４月１日現在です。

※3　R17 及び R18 の予測値は、R8 から R16 まで減少率を加味して推測した数値です。

資料：東松島市建設部都市整備課

【浄化槽及び汲み取り便槽における処理予測人口】

（単位：人）



3）有収水量の予測

過年度の実績から１人当たり有収水量を設定し、将来の水洗化人口に基づき年間有収水量を推計しました。

【有収水量の予測】

（単位：m^3/年）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
計	2,732,070	2,704,693	2,677,226	2,649,759	2,622,378	2,593,449
公共下水道	2,608,646	2,583,330	2,557,923	2,532,516	2,507,109	2,480,153
農業集落排水	111,645	109,733	107,822	105,911	104,086	102,262
漁業集落排水	11,779	11,630	11,481	11,332	11,183	11,034

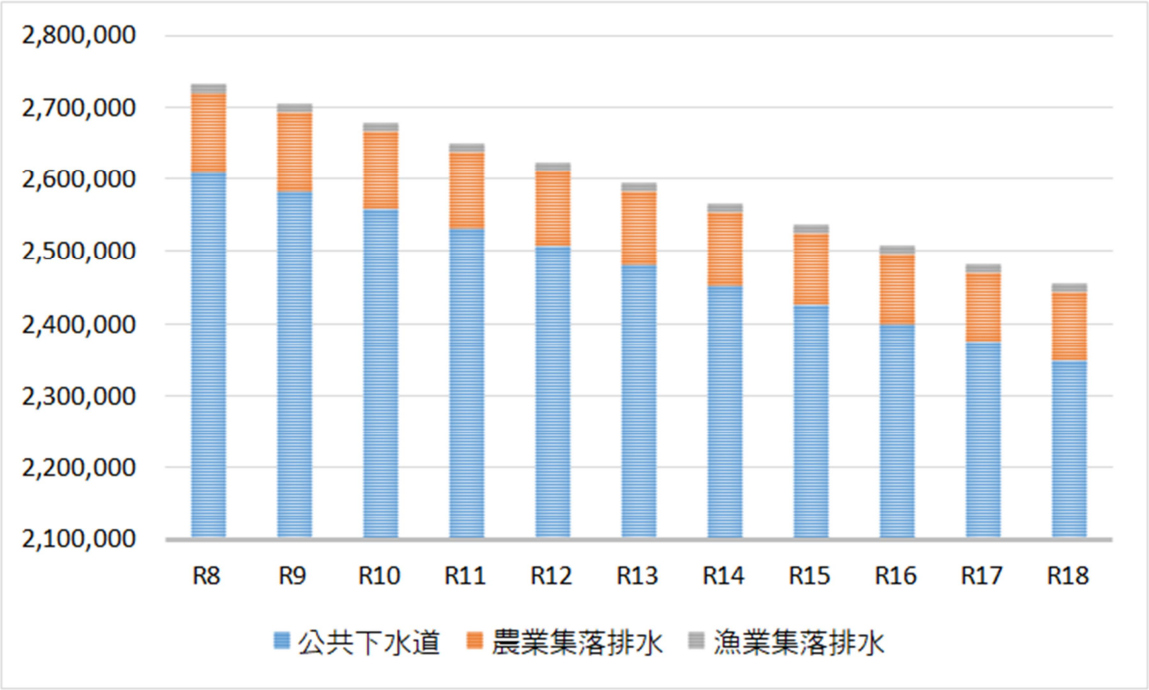
	R14	R15	R16	R17	R18
計	2,564,516	2,535,583	2,506,741	2,479,936	2,453,422
公共下水道	2,453,107	2,426,061	2,399,106	2,374,126	2,349,406
農業集落排水	100,524	98,786	97,049	95,364	93,709
漁業集落排水	10,885	10,736	10,586	10,446	10,307

※　R17 及び R18 の予測値は、R8 から R16 まで減少率を加味して推測した数値です。

資料：東松島市下水道事業経営戦略令和６（2024）年度改定版
東松島市建設部都市整備課

【有収水量の予測】

（単位：m^3/年）



4）浄化槽汚泥及び汲み取りし尿の計画処理量の推計

① 浄化槽汚泥及び汲み取りし尿の排出量原単位

浄化槽汚泥及び汲み取りし尿の予測に当たり、令和３年度から令和７年度までの過去５年間の排出量原単位を以下のとおり示します。

【浄化槽汚泥及び汲み取りし尿の搬入量及び排出原単位】

	浄化槽汚泥			汲み取りし尿		
	搬入量（kL）	人口（人）	原単位（kL/人・年）	搬入量（kL）	人口（人）	原単位（kL/人・年）
R3	4,626	4,962	0.93	2,398	6,391	0.38
R4	4,927	4,925	1.00	2,284	3,448	0.66
R5	4,534	4,478	1.01	2,014	3,173	0.63
R6	4,619	4,379	1.05	1,940	2,874	0.68
R7	5,053	4,249	1.19	1,717	2,620	0.66
平均			1.04			0.60

資料：東松島市建設部都市整備課

② 浄化槽汚泥及び汲み取りし尿量の見込み

生活排水処理における各処理人口から予測される浄化槽汚泥量及び汲み取りし尿量の予測結果を以下のとおり示します。なお、浄化槽汚泥及び汲み取りし尿の発生量は、処理人口に各々の排出量原単位を乗じて算出しました。

【浄化槽汚泥量及び汲み取りし尿量の予測結果】

処理予測		処理人口（人）		処理量（kL）	
		浄化槽	汲取便槽	浄化槽汚泥	生し尿
実績値	R3	4,962	6,391	4,626	2,398
	R4	4,925	3,448	4,927	2,284
	R5	4,478	3,173	4,534	2,014
	R6	4,379	2,874	4,619	1,940
	R7	4,249	2,620	5,053	1,717
予測値	R8	2,457	1,854	2,555	1,112
	R9	2,440	1,841	2,538	1,105
	R10	2,422	1,828	2,519	1,097
	R11	2,404	1,814	2,500	1,088
	R12	2,386	1,800	2,481	1,080
	R13	2,365	1,785	2,460	1,071
	R14	2,345	1,769	2,439	1,061
	R15	2,324	1,753	2,417	1,051
	R16	2,302	1,738	2,394	1,043
	R17	2,283	1,724	2,374	1,034
	R18	2,264	1,710	2,355	1,026

※ 処理量の算出式　浄化槽汚泥量（kL/年）＝浄化槽人口（人）×浄化槽汚泥排出原単位（kL/人・年）
し尿量（kL/年）＝汲み取りし尿人口（人）×し尿排出原単位（kL/人・年）

資料：東松島市建設部都市整備課

（2）生活排水処理に係る施策

1）生活排水処理施設の適正な維持管理

生活排水処理を円滑かつ持続的に実施するため、施設の現状、経済性、整備・更新の緊急性等を踏まえ、関係機関と連携して各施策を推進します。

- 適正に維持管理する施設：公共下水道
- 統合・接続を進める施設：農・漁業集落排水処理施設
- 転換を促進する施設：合併処理浄化槽

これらの設置及び処理主体は異なることから、本計画を実施する上で、計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について、関係機関と十分な調整を図り、施策を進めます。



① 公共下水道施設の長寿命化及び処理機能の維持

「東松島市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の点検、調査、修繕及び改築を計画的に実施します。今後 10 数年間に更新時期が集中することが見込まれるため、財源を確保するとともに、予防保全型の管理により更新時期の平準化を図ります。

② 農業集落排水事業施設

「東松島市下水道基本構想」に基づき公共下水道への接続を進めるとともに、接続までの間、管渠等を適切に維持管理します。また、財源の確保及び事業の効率化を図ります。

③ 漁業集落排水事業施設

施設の安定的な処理機能を確保するため、設備及び機器を計画的に修繕及び更新します。

④ 管渠の計画的な維持管理及び更新

最も古い管渠は布設から 40 年以上が経過していることから、点検及び調査結果に基づき、計画的な修繕及び更新を行います。

2）市民への広報及び啓発

生活排水の適正処理を推進するため、生活排水処理施設の役割、早期接続、浄化槽の適正管理等について、市民への広報及び啓発を行います。広報及び啓発にあたっては、関係部署及び関係機関が相互に連携します。



① 下水道事業の理解促進

下水道の役割、仕組み、維持管理及び経営状況等について、分かりやすく情報を提供し、市民の理解の促進を図ります。

② 公共下水道等の集合処理施設への早期接続

公共下水道及び農・漁業集落排水施設の整備区域内にある未接続世帯に対し、戸別訪問等により早期接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。

戸別訪問では、接続の必要性、使用料、受益者負担金及び水洗化工事に対する助成制度等を説明します。

また、市報、市ホームページ等を活用して接続を呼びかけます。

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

下水道等の整備区域外において単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、市報、市ホームページ等を活用して、転換の必要性や補助制度等を周知します。

④ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽管理者に対し、保守点検、清掃及び法定検査の実施義務とその重要性を周知し、適正な維持管理を促進します。

― 資料編 ―

資料編1　計画ごみ排出量予測結果（現状維持型）

項目			単位	実績					予測											記号	備　考
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
計画収集人口			人	39,392	38,987	38,449	37,961	37,499	36,901	36,546	36,187	35,828	35,469	35,087	34,705	34,323	33,941	33,561	33,154	(1)	将来人口（社人研）
総ごみ量：一人一日原単位			g/人・日	938	918	880	870	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860	860	(2)	R7原単位　　860g
	家庭系		g/人・日	754	728	693	680	662	662	662	662	662	662	662	662	662	662	662	662	(3)	662g
	事業系		g/人・日	184	189	187	191	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	198	(4)	198g
年間排出量	**総ごみ量**		t	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771	11,583	11,472	11,359	11,246	11,134	11,014	10,894	10,774	10,654	10,535	10,407	(5)	(2)×人口×365/1,000,000g
	家庭系ごみ		t	10,836	10,363	9,727	9,418	9,065	8,916	8,831	8,744	8,657	8,570	8,478	8,386	8,293	8,201	8,109	8,011	(6)	(3)×人口×365/1,000,000g
		集団資源回収	t	218	222	191	170	156	172	170	169	167	165	164	162	160	158	157	155	(7)	┐
		可燃ごみ	t	8,270	7,950	7,470	7,267	6,999	6,851	6,785	6,719	6,652	6,585	6,515	6,444	6,373	6,302	6,231	6,156	(8)	│
		資源ごみ	t	1,742	1,636	1,497	1,471	1,407	1,398	1,385	1,371	1,357	1,344	1,329	1,315	1,300	1,286	1,272	1,256	(9)	├ 表2-3-6　各種構成比率
		粗大ごみ	t	544	483	478	467	454	569	563	558	552	547	541	535	529	523	517	511	(10)	│
		直接埋立ごみ	t	62	72	91	43	49	57	57	56	55	55	54	54	53	52	52	51	(11)	┘
	事業系ごみ		t	2,652	2,694	2,624	2,641	2,706	2,667	2,641	2,615	2,589	2,563	2,536	2,508	2,481	2,453	2,425	2,396	(12)	(4)×人口×365/1,000,000g
		可燃ごみ	t	2,563	2,575	2,508	2,530	2,623	2,563	2,538	2,514	2,489	2,464	2,437	2,411	2,384	2,357	2,331	2,303	(13)	┐
		資源ごみ	t	38	22	23	22	19	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	(14)	├ 表2-3-6　各種構成比率
		粗大ごみ	t	51	97	93	89	64	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	(15)	┘
中間処理	**焼却処理施設**																				
	搬入量合計		t	10,833	10,525	9,978	9,797	9,622	9,414	9,324	9,232	9,141	9,049	8,952	8,854	8,757	8,659	8,562	8,458	(16)	(17)＋(21)
		家庭系計	t	8,270	7,950	7,470	7,267	6,999	6,851	6,785	6,719	6,652	6,585	6,515	6,444	6,373	6,302	6,231	6,156	(17)	(8)同数
		委託収集	t	7,834	7,629	7,174	6,990	6,750	6,568	6,505	6,441	6,377	6,313	6,245	6,178	6,110	6,042	5,974	5,901	(18)	(17)×R3～R7実績平均比率
		直営（市施設から）	t	421	308	282	263	239	271	268	265	263	260	257	255	252	249	246	243	(19)	(17)×R3～R7実績平均比率
		住民持込	t	15	13	14	14	10	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	10	(20)	(17)×R3～R7実績平均比率
	事業系計		t	2,563	2,575	2,508	2,530	2,623	2,563	2,538	2,514	2,489	2,464	2,437	2,411	2,384	2,357	2,331	2,303	(21)	(13)同数
		許可業者	t	2,088	2,168	2,108	2,133	2,157	2,134	2,113	2,092	2,072	2,051	2,029	2,007	1,985	1,963	1,941	1,917	(22)	(21)×R3～R7実績平均比率
		事業者	t	475	407	400	397	466	429	425	421	417	413	408	404	399	395	390	386	(23)	(21)×R3～R7実績平均比率
	資源化処理施設																				
	搬入量計		t	1,780	1,658	1,520	1,493	1,426	1,423	1,409	1,395	1,382	1,368	1,353	1,338	1,323	1,309	1,294	1,278	(24)	(25)＋(26)
		家庭系	t	1,742	1,636	1,497	1,471	1,407	1,398	1,385	1,371	1,357	1,344	1,329	1,315	1,300	1,286	1,272	1,256	(25)	(9)同数
		事業系	t	38	22	23	22	19	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	(26)	(14)同数
	粗大ごみ処理施設																				
	搬入量計		t	595	580	571	556	518	648	641	635	629	623	616	609	602	596	589	582	(27)	(28)＋(29)
		家庭系	t	544	483	478	467	454	569	563	558	552	547	541	535	529	523	517	511	(28)	(10)同数
		事業系	t	51	97	93	89	64	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	(29)	(15)同数
資源化	**資源化**																				
	資源化施設搬入量		t	2,375	2,238	2,091	2,049	1,944	2,071	2,051	2,031	2,010	1,990	1,969	1,947	1,926	1,904	1,883	1,860	(30)	(24)＋(27)
	選別後資源化量計 ①		t	1,932	1,892	1,724	1,676	1,606	1,709	1,693	1,676	1,660	1,643	1,625	1,608	1,590	1,572	1,555	1,536	(31)	(30)×表2-3-8　選別後資源化量平均発生率
		紙類	t	758	694	616	596	570	626	620	614	608	602	595	589	582	576	569	562	(32)	┐
		金属類	t	355	320	302	290	279	299	296	293	290	288	284	281	278	275	272	269	(33)	│
		びん類	t	260	289	251	255	245	252	249	247	244	242	239	237	234	231	229	226	(34)	│
		ペットボトル	t	132	134	129	130	128	126	125	124	123	121	120	119	117	116	115	113	(35)	│
		プラスチック	t	161	156	163	167	168	158	156	155	153	152	150	148	147	145	143	142	(36)	│
		布類	t	111	94	85	83	79	87	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	(37)	├ (31)×表2-3-8各区分平均発生率
		木くず	t	43	98	84	74	63	70	69	69	68	67	67	66	65	64	64	63	(38)	│
		ガラス・陶磁器類	t	107	80	61	60	54	70	69	69	68	67	67	66	65	64	64	63	(39)	│
		小型家電製品	t	3	12	7	7	6	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	(40)	│
		リユース事業(市民譲渡)	t	－	－	－	－	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(41)	│
		その他(有害ごみ等)	t	2	15	26	14	13	14	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	(42)	┘
	廃食用油　　②		t	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(43)	R3～R7実績平均
	焼却処理施設資源化　③		t	260	36	80	211	388	183	181	179	177	176	174	172	170	168	166	164	(44)	(45)＋(46)
		金属回収量	t	44	36	31	32	31	32	32	31	31	31	30	30	30	29	29	29	(45)	┐ (16)×表2-3-7発生率
		スラグ回収量	t	216	0	49	179	357	151	149	148	146	145	143	142	140	139	137	135	(46)	┘
	集団資源回収　　④		t	218	222	191	170	156	172	170	169	167	165	164	162	160	158	157	155	(47)	(7)同数
	資源化量計　（Σ①～④）		t	2,412	2,152	1,997	2,059	2,152	2,066	2,046	2,026	2,006	1,986	1,965	1,943	1,922	1,900	1,879	1,856	(48)	(34)＋(43)＋(44)＋(47)
最終処分	**最終処分量計**		t	1,240	113	1,260	267	1,230	768	760	753	746	738	730	723	715	707	699	691	(49)	Σ(50)～(54)
	焼却残さ		t	1,148	0	1,138	151	1,150	668	662	655	649	642	636	629	622	615	608	601	(50)	(16)×表2-3-7　焼却残さ発生率
	資源化施設分別残さ		t	17	16	17	14	11	14	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	(51)	(24)×R3～R7　資源化施設分別残さ平均発生率
	粗大ごみ施設分別残さ		t	13	13	14	28	12	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	(52)	(27)×R3～R7　資源化施設分別残さ平均発生率
	直接埋立		t	62	72	91	43	49	57	57	56	55	55	54	54	53	52	52	51	(53)	(11)同数
	その他（火事廃材等）		t	0	12	0	31	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	(54)	R3～R7実績平均
率	リサイクル率		%	17.9	16.5	16.2	17.1	18.3	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	(55)	(48)/(5)×100%
	最終処分率		%	9.2	0.9	10.2	2.2	10.4	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	(56)	(49)/(5)×100%

※各数値は、原単位等から算出した値を端数処理して記載しているため、内訳の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

資料編1　計画ごみ排出量予測結果（施策実施型）

	項目	単位	実績					予測											記号	備　考
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
計画収集人口		人	39,392	38,987	38,449	37,961	37,499	36,901	36,546	36,187	35,828	35,469	35,087	34,705	34,323	33,941	33,561	33,154	(1)	将来人口（社人研）
総ごみ量：一人一日原単位		g/人・日	938	918	880	870	860	854	848	841	834	**827**	819	812	805	798	791	**784**	(2)	
	家庭系	g/人・日	754	728	693	680	662	658	653	648	642	637	631	625	620	614	609	604	(3)	(2)×77%
	事業系	g/人・日	184	189	187	191	198	196	195	193	192	190	188	187	185	184	182	180	(4)	(2)×23%
年間排出量	**総ごみ量**	t	13,488	13,057	12,351	12,059	11,771	11,502	11,312	11,108	10,906	10,706	10,489	10,286	10,085	9,886	9,690	9,487	(5)	(2)×人口×日数/1,000,000g
	家庭系ごみ	t	10,836	10,363	9,727	9,418	9,065	8,857	8,710	8,553	8,398	8,244	8,076	7,920	7,765	7,612	7,461	7,305	(6)	(3)×人口×日数/1,000,000g
	集団資源回収	t	218	222	191	170	156	160	165	170	180	190	200	210	220	230	240	250	(7)	目標年度　250t
	可燃ごみ	t	8,270	7,950	7,470	7,267	6,999	6,761	6,576	6,380	6,172	5,683	5,789	5,599	5,412	5,228	5,096	4,961	(8)	(18)同数
	資源ごみ	t	1,742	1,636	1,497	1,471	1,407	1,551	1,524	1,495	1,462	1,429	1,425	1,421	1,416	1,410	1,402	1,392	(9)	(26)同数
	粗大ごみ	t	544	483	478	467	454	486	478	469	458	448	447	446	444	442	440	436	(10)	(29)同数
	直接埋立ごみ	t	62	72	91	43	49	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	(11)	(54)同数
	事業系ごみ	t	2,652	2,694	2,624	2,641	2,706	2,646	2,602	2,555	2,508	2,462	2,412	2,366	2,320	2,274	2,229	2,182	(12)	(4)×人口×日数/1,000,000g
	可燃ごみ	t	2,563	2,575	2,508	2,530	2,623	2,599	2,588	2,589	2,589	2,874	2,561	2,546	2,531	2,515	2,499	2,481	(13)	(22)同数
	資源ごみ	t	38	22	23	22	19	25	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22	(14)	(27)同数
	粗大ごみ	t	51	97	93	89	64	79	78	76	75	73	73	72	72	72	72	71	(15)	(30)同数
中間処理	**焼却処理施設**							R8～R10前年対比-8g					R10～R16前年対比-9g				-5g			
	可燃ごみ原単位	g/人・日	753	740	711	707	703	695	687	679	670	661	652	643	634	625	620	615	(16)	石巻広域計画
	搬入量合計	t	10,833	10,525	9,978	9,797	9,622	9,361	9,164	8,968	8,762	8,557	8,350	8,145	7,943	7,743	7,595	7,442	(17)	(16)×人口×日数/1,000,000g
						家庭系原単位		502	493	483	472	439	452	442	432	422	416	410		
	家庭系計	t	8,270	7,950	7,470	7,267	6,999	6,761	6,576	6,380	6,172	5,683	5,789	5,599	5,412	5,228	5,096	4,961	(18)	(家庭系原単位)×人口×日数/1,000,000g
	委託収集	t	7,834	7,629	7,174	6,990	6,750	6,482	6,305	6,116	5,918	5,449	5,550	5,368	5,189	5,012	4,885	4,757	(19)	(18)×95.87%
	直営（市施設から）	t	421	308	282	263	239	267	260	252	244	224	229	221	214	207	201	196	(20)	(18)×3.95%
	住民持込	t	15	13	14	14	10	11	11	11	10	10	10	10	9	9	9	8	(21)	(18)×0.17%
						事業系原単位		193	194	196	198	222	200	201	202	203	204	205		
	事業系計	t	2,563	2,575	2,508	2,530	2,623	2,599	2,588	2,589	2,589	2,874	2,561	2,546	2,531	2,515	2,499	2,481	(22)	(事業系原単位)×人口×日数/1,000,000g
	許可業者	t	2,088	2,168	2,108	2,133	2,157	2,164	2,154	2,155	2,156	2,393	2,132	2,120	2,107	2,094	2,080	2,065	(23)	(22)×83.25%
	事業者	t	475	407	400	397	466	435	433	434	434	481	429	426	424	421	419	416	(24)	(22)×16.75%
	資源化処理施設																			
	搬入量計	t	1,780	1,658	1,520	1,493	1,426	1,576	1,548	1,519	1,485	1,451	1,447	1,444	1,439	1,433	1,425	1,414	(25)	(31)×73.59%
	家庭系	t	1,742	1,636	1,497	1,471	1,407	1,551	1,524	1,495	1,462	1,429	1,425	1,421	1,416	1,410	1,402	1,392	(26)	(25)×98.44%
	事業系	t	38	22	23	22	19	25	24	24	23	23	23	23	22	22	22	22	(27)	(25)×1.56%
	粗大ごみ処理施設																			
	搬入量計	t	595	580	571	556	518	566	556	545	533	521	519	518	516	514	511	507	(28)	(31)×26.41%
	家庭系	t	544	483	478	467	454	486	478	469	458	448	447	446	444	442	440	436	(29)	(28)×86.01%
	事業系	t	51	97	93	89	64	79	78	76	75	73	73	72	72	72	72	71	(30)	(28)×13.99%
資源化	**資源化**																			
	資源化施設搬入量	t	2,375	2,238	2,091	2,049	1,944	2,141	2,104	2,064	2,018	1,972	1,966	1,962	1,955	1,947	1,936	1,921	(31)	((32)×100)/(82.5→88)
	選別後資源化量計 ①	t	1,932	1,892	1,724	1,676	1,606	1,777	1,757	1,733	1,705	1,676	1,681	1,687	1,691	1,694	1,694	1,691	(32)	(49)-((44)+(45)+(48))
	紙類	t	758	694	616	596	570	651	643	635	624	614	616	618	619	620	620	619	(33)	
	金属類	t	355	320	302	290	279	311	307	303	298	293	294	295	296	296	296	296	(34)	
	びん類	t	260	289	251	255	245	262	259	255	251	247	247	248	249	249	249	249	(35)	
	ペットボトル	t	132	134	129	130	128	131	130	128	126	124	124	125	125	125	125	125	(36)	
	プラスチック	t	161	156	163	167	168	164	162	160	157	155	155	156	156	156	156	156	(37)	
	布類	t	111	94	85	83	79	91	90	89	87	86	86	86	86	87	87	86	(38)	(32)×表2-3-8平均発生率
	木くず	t	43	98	84	74	63	73	72	71	70	69	69	69	69	69	69	69	(39)	
	ガラス・陶磁器類	t	107	80	61	60	54	73	72	71	70	69	69	69	69	69	69	69	(40)	
	小型家電製品	t	3	12	7	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	(41)	
	リユース事業(市民譲渡)	t	－	－	－	－	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(42)	
	その他(有害ごみ等)	t	2	15	26	14	13	14	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	(43)	
	廃食用油　②	t	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(44)	2t固定
																				[資源化率調整項目]
	焼却処理施設資源化　③	t	260	36	80	211	388	182	178	174	170	166	162	158	154	150	147	144	(45)	(46)+(47)
	金属回収量	t	44	36	31	32	31	32	31	30	30	29	28	28	27	26	26	25	(46)	(17)×0.34%
	スラグ回収量	t	216	0	49	179	357	150	147	143	140	137	134	130	127	124	122	119	(47)	(17)×1.6%
	集団資源回収　④	t	218	222	191	170	156	160	165	170	180	190	200	210	220	230	240	250	(48)	(7)同数
	資源化量計　（Σ①～④）	t	2,412	2,152	1,997	2,059	2,152	2,121	2,102	2,079	2,057	2,034	2,045	2,057	2,067	2,076	2,083	2,087	(49)	(5)×(55)
最終処分	**最終処分量計**	t	1,240	113	1,260	267	1,230	759	747	733	720	707	682	669	656	643	630	617	(50)	(5)×(56)
	焼却残さ	t	1,148	0	1,138	151	1,150	665	651	637	622	608	593	578	564	550	539	528	(51)	(17)×7.10%
	資源化施設分別残さ	t	17	16	17	14	11	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14	13	(52)	(25)×0.95%
	粗大ごみ施設分別残さ	t	13	13	14	28	12	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	(53)	(28)×2.87%
	直接埋立	t	62	72	91	43	49	63	65	66	68	70	60	62	63	64	62	60	(54)	(50)-((51)+(52)+(53))
	その他（火事廃材等）	t	0	12	0	31	8													
率	リサイクル率	%	17.9	16.5	16.2	17.1	18.3	18.4	18.6	18.7	18.9	**19.0**	19.5	20.0	20.5	21.0	21.5	**22.0**	(55)	目標年度　22.0%
	最終処分率	%	9.2	0.9	10.2	2.2	10.4	6.6	6.6	6.6	6.6	**6.6**	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	**6.5**	(56)	目標年度　6.5%

※各数値は、原単位等から算出した値を端数処理して記載しているため、内訳の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

資料編２　用語解説

○英数字

【RPF】

Refuse Paper & Plastic Fuel の略称で、廃プラスチック類等を原料として製造される固形燃料。

【3R】

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）というごみの削減と循環型社会の構築のための３つの英単語の頭文字「R」に由来したキーワード。

○ア行

【一般廃棄物】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」において、産業廃棄物以外の廃棄物と定義されるもの。一般廃棄物は、ごみとし尿に大別され、ごみは、家庭生活に伴って生じる家庭系ごみと、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物に分けられる。

○カ行

【合併処理浄化槽】

し尿と、台所、洗濯、風呂等から排出される生活雑排水を併せて処理する浄化槽。

【可燃残さ】

廃棄物の選別または破砕処理後に生じた残さのうち、焼却処理が可能なもの

【管渠】

下水（汚水及び雨水）を流すために地下に埋設されている管のこと。

【漁業集落排水処理施設】

漁業及び漁場の水質保全、漁村の環境衛生の向上、自然災害の防止等を図るため、し尿及び生活雑排水の処理並びに雨水排水を目的とする施設。

【汲み取り便槽】

排泄物を便槽に貯留し、後から汚物を汲み取る便所。下水道整備や浄化槽の設置により減少している。

【下水道処理区域】

下水道法に基づき、下水を公共下水道で処理することができる区域。

【ケミカルリサイクル】

使用済みプラスチックなどの廃棄物を化学的に分解、変換して、化学原料や燃料などとして再利用するリサイクル手法。「化学的再生法」とも呼ばれる。

【公共用水域】

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に規定する河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。ただし、終末処理場を設置している公共下水道及び流域下水道を除く。

【戸別収集】

自宅門口での収集。本市では申込みによる粗大ごみの収集が該当する。

○サ行

【最終処分】
再生利用ができないごみ、中間処理後の残さ等を埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場といい、一般廃棄物を埋め立てる施設を一般廃棄物最終処分場という。

【サーマルリサイクル】
廃棄物から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール等に利用している例がある。

【産業廃棄物】
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」で定義する事業活動によって生じる廃棄物のうち、以下の２０種類。①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩鉱さい、⑪がれき類、⑫ばいじん、⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理した結果発生したものでかつ処理後の性状がほかの１９種類のいずれにも該当しないもの。

【残さ】
ろ過、抽出、燃焼等の物理的又は化学的処理を行った後に残る残りかす又は不溶物。

【三成分分析】
ごみ質の基本的な指標。ごみの三成分（水分、可燃分、灰分）を分析すること。

【し渣】
し尿や汚水の処理工程で、スクリーン等により除去される固形物。髪の毛、紙、布、食品残さ等が含まれる。

【集団資源回収】
地区自治会、子ども会等の地域団体が、古紙、空き缶、空きびん等の資源物を自主的に回収する取組。本市では、回収実績に応じて実施団体に奨励金を交付している。

【循環型社会】
廃棄物等の発生を抑制し、発生した循環資源をできる限り循環的に利用するとともに、循環利用が困難なものを適正に処分することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会。

【焼却残さ】
焼却施設から最終的に搬出される残さのこと。ただし、溶融スラグ（溶融固化物）は含まない。

【焼却灰】
廃棄物を焼却した時に排出される灰分のうち、主に焼却炉底部から排出されるもので、無機成分、金属くず及び未燃分からなる。主灰、ボトムアッシュともいう。

【食品ロス】
本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のこと。

【生活雑排水】
一般家庭から出る生活排水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のもの。主に、台所、風呂等の生活排水。

【生活排水】
し尿及び日常生活に伴って台所、風呂、洗濯等から排出される水。

【ストックマネジメント】
道路、橋、公営住宅、上下水道施設、公共建築物など、既に保有している資産（ストック）の状態を把握し、点検、修繕、更新、廃止などを計画的に行う管理手法。

【スラグ】
廃棄物や金属などを高温で溶融した際に、金属以外の成分が溶けて分離し、冷却、固化してできる物質。日本語では、鉱さいとも呼ばれる。

【生活排水処理普及率】
行政区域内人口のうち、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などにより、し尿と生活雑排水を処理できる区域及び設備が整備された人口の割合。

【生活排水処理率】
総人口のうち、下水道や浄化槽などによって、し尿と台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を適正に処理できる人口の割合。

【製品プラスチック】
商品を包む容器や包装ではなく、製品そのものがプラスチックでできているもの。略して「製品プラ」と呼ばれることもある。

○タ行

【ダイオキシン類】
主に物質の燃焼過程等で非意図的に生成される化学物質の総称。人の健康や生態系への影響が懸念されるため、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）により、廃棄物焼却炉等の排出基準、届出、測定及び結果の公表等が定められている。

【脱塩残さ】
排ガス中の塩化水素等を消石灰等のアルカリ剤と反応させて除去する脱塩処理の過程で発生する残さ。

【単独処理浄化槽】
し尿のみを処理する浄化槽。生活雑排水は処理されないまま公共用水域に流され、水質汚濁の原因の一つとなることから、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の平成 12 年改正、平成 13 年施行により、原則として新設が禁止されている。

【中間処理】
廃棄物の減量化、減容化、安定化又は資源化を図るため、焼却、破砕、選別、圧縮、脱水等を行うこと。

【厨芥】
台所から出る野菜くず、食べ残し等の生ごみ。

○ナ行

【農業集落排水処理施設】
農業用用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水環境に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理する施設。

○ハ行

【バイオプラスチック】
　バイオマスを原料とする「バイオマスプラスチック」と、一定の条件下で微生物の働きにより分解される「生分解性プラスチック」の総称。

【バイオマス】
　化石資源を除く、再生可能な生物由来の有機性資源。廃棄物系バイオマスには、食品廃棄物、家畜排せつ物、建設発生木材、下水汚泥等があり、飼料化、肥料化、燃料化、発電・熱利用等に活用される。

【飛灰】
　焼却炉の集塵設備により捕集されたばいじん及びボイラ、ガス冷却塔、再燃焼室等で捕集されたばいじんの総称。集塵灰、フライアッシュともいう。

【フードドライブ】
　家庭等で使い切れない未利用食品を持ち寄り、フードバンクや福祉団体等に寄附する活動。

【フードバンク活動】
　食品関連事業者や家庭等から、品質に問題がない未利用食品の提供を受け、福祉団体や生活困窮者等に無償で提供する活動。

【不燃残さ】
　ごみの焼却や破砕、選別などの処理後に残る、燃えない物質の総称。

【プラスチック製容器包装】
　商品を入れたり包んだりするために使われ、中身の商品を使った後に不要になるプラスチック製の容器・包装。

【ボトル to ボトル】
　使用済みの PET ボトルを回収及び再生し、新しい PET ボトルの原料として利用する水平リサイクル。「ボトル・ツー・ボトル」とも呼ばれる。

○マ行

【マテリアルリサイクル】
　使用済み製品や廃棄物を破砕、洗浄、溶融等の処理により原料化し、新たな製品の材料として再生利用すること。

【メタン発酵】
　有機物を微生物の働きによって分解し、メタンガスや二酸化炭素を生成するもの。メタンガスと二酸化炭素を含む可燃性ガス（バイオガス）を生成し、燃料や発電熱源として利用する取組が進められている。

○ヤ行

【有害ごみ】
　家庭から排出されるごみのうち、有害な物質を含み、通常の可燃ごみと不燃ごみと分けて回収及び処理する必要があるもの。

【溶融スラグ】
　ガス化溶融炉から発生するガラス状の固形物（スラグ）のこと。焼却残さを大幅に減容化できるため、最終処分量が減り、最終処分場の延命化が可能となる。また、溶融スラグは、道路の路盤材等の土木・建築資材としても利用できる。

○ラ行

【リサイクル（Recycle)】

使用済み製品や廃棄物を原材料等として再生利用すること。素材として利用するマテリアルリサイクルや化学原料等に転換するケミカルリサイクルがある。なお、焼却時の熱を利用する方法は熱回収といい、再生利用とは区別して扱われる場合がある。

【リチウム蓄電池】

充電して繰り返し使える二次電池の一種。一般には「リチウムイオン電池」と呼ばれ、軽量で多くの電気を蓄えられるため、さまざまな機器に使用されている。

【リデュース（Reduce)】

製品の製造、流通、消費等の各段階で、廃棄物の発生そのものを抑制すること。3R の中で最も優先される取組であり、過剰包装や使い捨て製品を避ける、必要な量だけ購入する、食品ロスを減らすことなどが該当する。

【リユース（Reuse)】

使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、①使用者から回収された使用済み機器をそのまま、又は修理等を施した上で再び別の使用者が利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③使用者から回収された機器等から再使用可能な部品を選別し、そのまま、又は修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

【流域下水道】

２以上の市町村の区域における下水を受け処理するための下水道で、終末処理場（下水処理場)、ポンプ場及び幹線管渠からなり、事業主体は都道府県。

【流動床式ガス化溶融炉】

砂を流動させた炉内でごみを熱分解、ガス化し、発生した可燃性ガス等を高温で燃焼させるとともに、灰を溶融してスラグ化する処理方式。

【レーダーチャート】

複数の評価項目を中心から放射状に伸びる軸に沿って表し、各数値を線で結んだグラフ。
形がクモの巣に似ているため、スパイダーチャートとも呼ばれる。

未来につなげる　東松島の３Ｒ！

～ 一人ひとりの行動で実現する循環型社会　～

東松島市

東松島市一般廃棄物処理基本計画
（令和９年度～令和１８年度版）
令和９年３月

発行　宮城県東松島市
編集　市民生活部市民生活課
住所　〒981-0503　東松島市矢本字上河戸 36 番地 1
電話　0225-82-1111（代表）
URL　https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/